

後期の成果指標（アウトカム指標）

後期基本計画策定にあたり平成26年度に実施した市民アンケート調査結果（P.〇〇参照）における評価として「そう思う」「ややそう思う」と回答された率を、施策レベルの現状値と定め、これをもとに、以下のとおりアウトカム指標の目標値を定めます。

【目標値の設定方針】

- ①現状値をⅠ～Ⅳの4段階に区分し、それぞれの段階ごとに設定した加算率を乗じ、小数点第一位を四捨五入する。
- ②①において設定した目標値については、加算率を乗じることにより、逆転現象が生じることがあるため、段階ごとに目標最低値を設定し、これを下回らないよう調整する。

段階	現状値	加算率	目標最低値
Ⅰ	～25%未満	1.3	—
Ⅱ	25～50%未満	1.2	32%
Ⅲ	50～75%未満	1.1	60%
Ⅳ	75%以上	—	82%

※現状値…市民アンケート調査で「そう思う」「ややそう思う」と回答された率。

※加算率…現状値が低いものは高く、高いものは低く設定。

※目標最低値…下位の段階における現状値の最大値に加算率を乗じた数値（目標値）を目標最低値として設定。

【例：段階Ⅱの目標最低値】

$$24.9\%（段階Ⅰの現状値の最大値） \times 1.3（加算率） \\ = 32\%（目標最低値）$$

- ③市民アンケートにおいて、基本目標ごとに優先順位が高いと回答された施策（3項目）については、①～②で設定した目標値に、さらに5%割り増し、小数点第一位を四捨五入した数値を目標値とする。

$$\text{優先度の高い施策の目標値} = \text{目標値で設定した数値} \times 1.05\%$$

基本目標 1 安全・安心のまち

「★」…優先度の高い施策

政策 1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまち

施策	指標（アウトカム）	現状値 H26 年度実績	当初案	目標値 H31 年度末
人権を尊重するまちづくり 男女共同参画のまちづくり	人権意識が高く、差別や偏見のないまちづくりが推進されていると思う市民の割合	53.8%	59.2%	60%
平和活動を推進するまちづくり	平和の尊さを実感できるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	44.5%	50.0%	53%

政策 2 生涯を通じた健康づくりのまち

健康増進・医療体制の整ったまちづくり ★ 生涯スポーツを推進するまちづくり	健康づくりを実践するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	62.2%	74.6%	(68%) 71%
食育のまちづくり	健全な食生活の実践など食育のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	45.1%	50.0%	54%

政策 3 安心を支える福祉を推進するまち

地域で支えあう福祉のまちづくり	住み慣れた地域で、近隣との支えあいのもと、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	56.3%	61.9%	62%
高齢者が健やかに暮らせるまちづくり ★	高齢者が健やかに暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	51.1%	61.3%	(60%) 63%
障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり	障がい者が健常者と同様に日常生活を送れる環境づくりが推進されていると思う市民の割合	42.9%	50.0%	51%
子どもの健やかな育ちを支え合うまちづくり	安心して子育てができる環境づくりが推進されていると思う市民の割合	49.6%	59.5%	60%
社会保障で安心して暮らせるまちづくり	国の社会保障制度について周知が図られ、安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	34.1%	50.0%	41%

政策 4 安全・安心に暮らせるまち

災害に強いまちづくり ★ 防災・危機管理のまちづくり	道路・河川等の災害対策・防災に配慮されたまちづくりが推進され、地域における防災・危機管理体制が充実されていると思う市民の割合	46.8%	56.2%	(56%) 59%
防犯のまちづくり 消費者を守るまちづくり 交通安全のまちづくり	犯罪や消費者被害から市民が守られ、交通事故が少なく、安全に安心して暮らせるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	47.5%	57.0%	57%

基本目標 2 環境・創出のまち

「★」…優先度の高い施策

政策 1 地球にやさしい環境を推進するまち

施策	指標（アウトカム）	現状値 H26 年度実績	当初案	目標値 H31 年度末
地球環境問題解決に貢献するまちづくり ----- 資源循環社会を推進するまちづくり	地球温暖化防止やごみの分別や資源化の推進など、地球にやさしいまちづくりが進んでいると思う市民の割合	69.2%	76.1%	76%

政策 2 快適で美しい生活環境のまち

潤いのある緑にあふれたまちづくり ★ ----- 美しい都市景観のまちづくり	身近に公園や緑地等があり、美しい都市景観のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	51.1%	56.2%	(60%) 63%
ライフラインが整ったまちづくり ★ ----- 住環境が整ったまちづくり	ライフラインや公共施設等、暮らしやすい快適な住環境が整ったまちづくりが推進されていると思う市民の割合	52.6%	63.1%	(60%) 63%

政策 3 まちを支え、活力を創出する産業のまち

新たな活力拠点を創出するまちづくり ★ ----- 地域に活力をもたらす産業創出のまちづくり	新幹線新駅事業跡地をはじめ、地域に活力をもたらす産業創出のまちづくりが進んでいると思う市民の割合	20.5%	55.0%	(27%) 28%
地域農業を育むまちづくり ----- 緑豊かな森林を生かしたまちづくり	農業・林業を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	25.2%	50.0%	32%
商工業の振興と就労推進のまちづくり	商工業を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	19.9%	50.0%	26%

基本目標 3 愛着・交流のまち

「★」…優先度の高い施策

政策 1 人が育ち、力を発揮できるまち

施策	指標（アウトカム）	現状値 H26 年度実績	当初案	目標値 H31 年度末
生涯学習のまちづくり	生涯学習のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	45.5%	50.0%	55%
次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり★	充実した学校教育に取り組むまちづくりが推進されていると思う市民の割合	39.3%	55.0%	(47%) 49%

政策 2 個性を生かす地域文化のまち

歴史や伝統文化の香り豊かなまちづくり ----- 市民文化や芸術活動を振興するまちづくり	歴史や伝統文化が生かされ、市民文化や芸術活動を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	49.0%	53.9%	59%
--	--	-------	-------	-----

政策3 広域・近隣とのつながりを促進する交流のまち

地域資源を活用した観光振興のまちづくり ★	地域資源を活用した観光を振興するまちづくりが推進されていると思う市民の割合	22.1%	55.0%	(29%) 30%
交流を支える基盤づくり ★	幹線道路や鉄道、バスなどの公共交通をはじめとする広域的な交流基盤が整備されたまちづくりが推進されていると思う市民の割合	26.2%	55.0%	(32%) 34%

政策4 多文化交流のまち

多文化共生を推進するまちづくり	国籍、民族などが異なる人々が相互に認め合い、共に暮らすことができるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	26.3%	50.0%	32%
-----------------	--	-------	-------	-----

政策の実現に向けて政策の実現に向けて

「★」…優先度の高い施策

政策1 市民主体、市民協働のまち

施策	指標（アウトカム）	現状値 H26年度実績	当初案	目標値 H31年度末
地域コミュニティによるまちづくり ★	自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合	61.1%	67.2%	(67%) 70%
市民活動が広がるまちづくり	市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	39.0%	50.0%	47%

政策2 効率的で効果的な自治体運営

効率的な行財政運営 ★	行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが推進されていると思う市民の割合	25.3%	55.0%	(32%) 34%
公正、確実な事務運営による行政サービスの品質向上 ★	公正、確実な事務運営により、行政サービスの品質向上が推進されていると思う市民の割合	29.9%	50.0%	(36%) 38%

※（ ）内の数値は P. 118「目標値の設定方針」の①、②により算出した通常の目標値。

下段の数値は（ ）内の数値に P. 118「目標値の設定方針」③を加味して算出した最終目標値。

「栗東市市民参画と協働による まちづくり推進条例行動計画」 (案)

平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）

平成 27 年 月

栗東市

目 次

第1章 計画の趣旨

第1節	計画策定の目的	2
第2節	計画の位置づけ	4
第3節	計画の期間	4
第4節	計画の構成	4
第5節	計画の目標	5
第6節	各主体の取り組み	5

第2章 市民参画と協働によるまちづくり推進

第1節	推進方針	7
第2節	推進項目	7
第3節	進行管理	11

第3章 具体的な取り組み

第1節	取り組み方針	12
第2節	取り組み内容	12
	1) 市政への参画	13
	2) 情報の発信・共有	15
	3) 環境づくり	17
	4) 担い手づくり	19
	5) 市の推進体制	21
第3節	進行管理	22

参考資料

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

【背景】

本市では、平成21年に「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例」（以下、「条例」）を制定し、市民参画と協働によるまちづくりを推進してきました。

この条例は、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的としています。

この条例を基に、これまで5年間にわたり全庁的に市民参画と協働によるまちづくりを推進し、パブリックコメント制度^{※1}や市長の手紙、市長と気軽に栗東まちづくり座談会、市長のこんにちはトーク等により、市民参画の事業を進めてきました。

また、条例に基づく協働事業提案制度では、市民と行政が役割分担をしながら、地域の課題解決に向けて取り組む事業が増え、協働事業提案制度による事業終了後も、団体と担当課が直接協働で事業を行う事例もでてきました。

市職員については、職員研修や、市民参画と協働によるまちづくりを推進するための方策の検討を行う職員研究会を実施し、市職員の市民参画と協働によるまちづくりへの意識の向上を図ってきました。

条例制定後からこれらの取り組みを進めてきた結果、市民参画と協働によるまちづくりの理解が市民や職員に広がりつつあり、土壌づくりができてきました。

条例の施行から5年の経過を踏まえ、今後、さらに条例の具現化を目指し、市民参画と協働によるまちづくりの推進に向け「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」（以下、「行動計画」）を策定します。

【現状・課題】

今日までの取り組みにより、市民参画と協働の理解が市民に広がりつつあります。引き続き市民への周知・活動を促すなどの取り組みが必要です。

市職員においては、研修等を進めてきており、さらに市民参画と協働の理解と行動が広がるよう、引き続き、職員意識の醸成に努め、市民参画や協働の視点で市政運営に取り組む必要があります。

また、まちづくりにおいては、市民と行政との協働の領域（市民と行政の協働の領域図）を認識し取り組む必要があります。

新しい公共^{※2}をはじめとする今後の公共サービスを担う主体の再構築など、めざす

※1 パブリックコメント制度…意見公募手続き、意見提出制度。市民生活に関わる計画や条例案などを制度化する際に、事前にその趣旨や原案を公表し、市民の意見や情報提供を求め、提出された意見等を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する考え方について公表する一連の制度。

※2 新しい公共…これまでの公共サービスは、行政が管理的に提供する立場、市民は供給される立場であった。新しい公共では市民も公共サービスの提供者となること、行政は市民に場を提供し、信頼し、権限を移譲することが求められる。

市民参画と協働によるまちづくりの姿を明確にし、市民参画と協働によるまちづくりを支える仕組みの充実を図る必要があります。

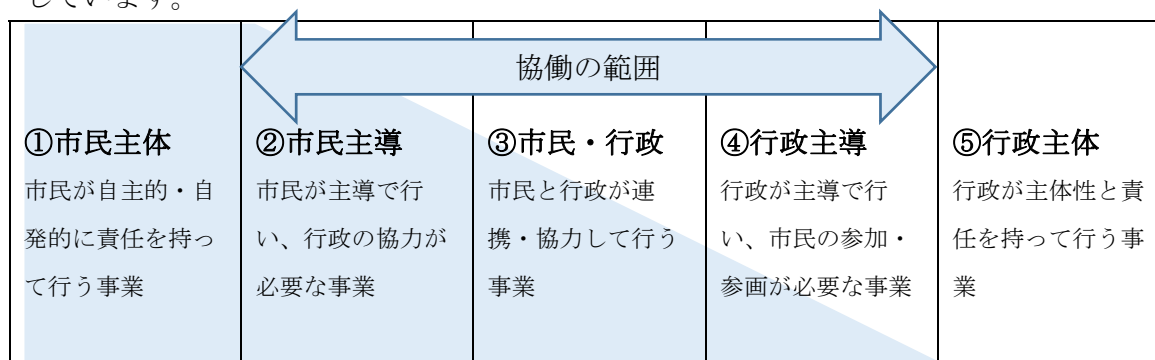
【今後の方向性】

市民参画と協働によるまちづくりについて、理解を高めるとともに推進するためには、条例の目的を具現化するための行動計画を策定する必要があります。

市が主体となり市民等が話し合える場（交流会・意見交換会・学習会等）の設定や中間支援組織・機能^{※3}の充実、庁内の推進体制の整備等により、基盤づくり（取り組みイメージ図）を行います。基盤づくりを進めながら、市・市民・事業者の対話を積極的に図ることで、意見等を計画に反映させ、段階的に取り組み内容を充実し、意識向上と行動を進めます。

☆市民と行政の協働の領域図☆

下図のように、まちづくりの範囲は①市民主体から⑤行政主体まで考えられますが、このうち重なり合う②市民主導から④行政主導までが市民と行政の協働の範囲の基本となります。ここではわかりやすいように「市民」と「行政」の協働のイメージを掲載しています。

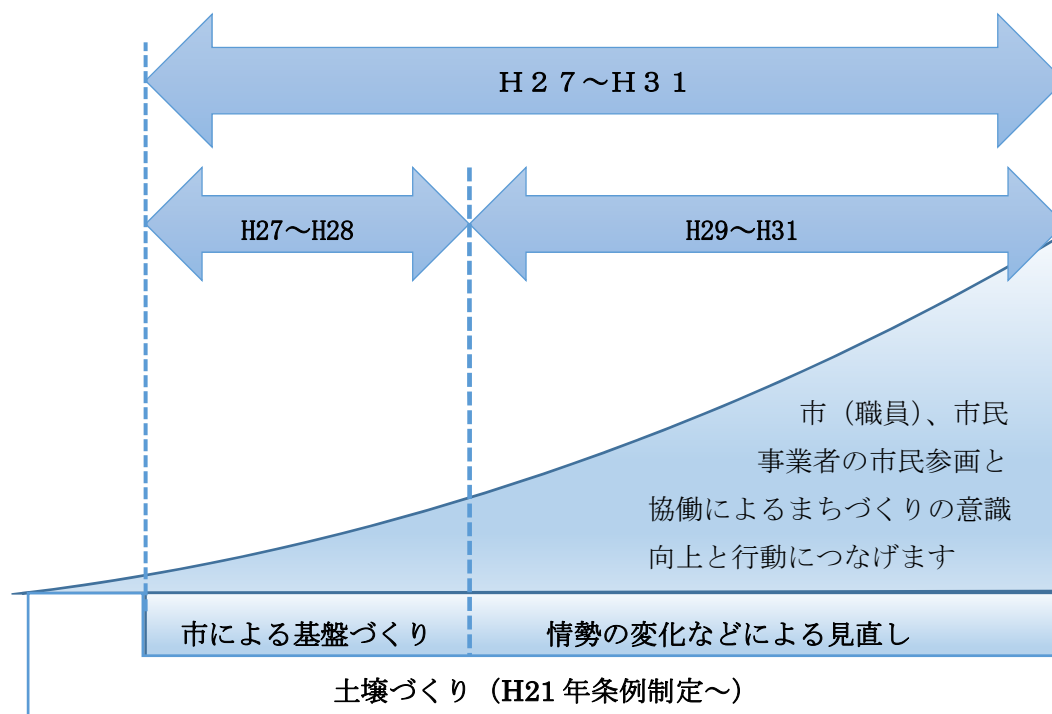


協働の基本的な形態

- ・情報交換、情報提供、コーディネート…協働相手が互いに持っている情報を提供し、情報を共有する形態。
- ・後援…協働相手が実施する事業に対して、事業の趣旨に賛同し、開催を支援する形態。
- ・公の財産の使用…協働相手の実施する公共的な事業・取り組みに対し、市と課題や目的を共有したうえで、市が所有する公有財産である施設、物品等の貸し出しを認める形態。
- ・共催…市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となり事業を行う形態。
- ・補助、助成…協働相手が実施する事業に対して、補助金、助成金などを団体に交付する形態。
- ・委託…市が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を、協働相手に委ねて実施する形態。

※3 中間支援組織・機能…市と市民（市民活動団体等）や団体同士の間立ち、専門性を持つコーディネーターが中立的な立場で、それぞれの相談や支援を行う。

☆取り組みイメージ図☆

**第2節 計画の位置づけ**

本計画は、第五次総合計画における「施策の実現に向けて」の「市民主体・市民協働のまち」に取り組む計画として位置づけ、市政への参画と市・市民・事業者の協働を推進し、第五次総合計画に掲げるまちづくりの将来都市像である「ともに育む『健やか にぎわい都市』栗東」を実現するために、第七次行政改革大綱との整合を図り、条例の具現化を目指します。

第3節 計画の期間

計画の期間は、第五次栗東市総合計画後期基本計画、第七次栗東市行政改革大綱の目標年次である平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

第4節 計画の構成

この計画は、段階を踏まえ取り組むことを前提としています。

市民参画と協働によるまちづくりを推進めるためには、庁内推進体制や中間支援組織・機能、活動支援、担い手の発掘・育成、市民活動団体等が交流できる場や機会などの基盤づくりが必要です。その取り組みを進めるため、平成27~28年度の2年間は、市によりこれらの基盤づくりを進めながら、市・市民・事業者との交流や意見聴取等により、市民・事業者それぞれの取り組む具体的な行動内容をまとめていきます。平成29年度からの3年目以降、推進内容の追加・見直しも踏まえ、市・市民・事業者による市民参画と協働によるまちづくりに取り組んでいきます。

第5節 計画の目標

市・市民・事業者が役割を明確にし、それぞれが主体となってまちづくりに取り組むことができる体制を段階的に整えます。それと同時に、市民意識と職員意識の向上を図り、市民参画と協働によるまちづくりを推進していきます。

目標：『市民参画と協働によるまちづくり』を進めるための基盤づくりを行い、市民意識と職員意識の向上を図り、行動につなげます。

指標1：基盤づくりの整備

- ・庁内推進体制を整備します。
- ・市民活動団体等が交流できる場や機会を充実します。

指標2：市民意識の向上

- ・市政への参画や市民と行政との協働によるまちづくりが進められていると思う市民意識の割合の向上を図ります。

現状値 平成26年度 39.0%

目標値 平成31年度 47.0%

- ・自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが推進されていると思う市民の割合の向上を図ります。

現状値 平成26年度 61.1%

目標値 平成31年度 70.0%

（第五次栗東市総合計画後期基本計画の市民アンケート調査にて）

指標3：職員意識の向上

- ・市民参画や協働による事業の抽出とその取り組みを進めます。

第6節 各主体の取り組み

1. 市の取り組み

市・市民・事業者の市民参画と協働による取り組みが活発となるように、まちづくりのために必要な情報を積極的に収集・発信し、推進体制や仕組みづくりの整備・充実を行うことで、基盤づくりに取り組みます。

- ① 活動支援及び組織体制の充実
- ② 庁内推進体制の整備
- ③ 担い手の発掘・育成の充実
- ④ 市民活動団体等が交流できる場や機会の充実
- ⑤ 情報収集・情報発信の充実

2. 市民（市民活動団体^{※5}・地域コミュニティ団体^{※6}）の取り組み

地域社会の一員であるとの認識のもと、多様な主体と協力・連携を図りながら自主的な意思によるまちづくりや、地域の課題解決に向け取り組みます。

- ① 各種地域活動
 - ・自治会、学区等の催し（清掃活動、防災訓練、まつり、運動会等）
 - ・ボランティア活動等
- ② 情報収集
 - ・市広報やSNS^{※7}等での情報収集
- ③ 参画
 - ・パブリックコメント等
 - ・学習会や講座等
- ④ 情報発信
 - ・活動の目的や内容の積極的な情報発信

3. 事業者の取り組み

企業市民として社会貢献意識を持ちながら、多分野にわたる専門的な資源を活かして自主的にまちづくりに協力し、重要な担い手として市民や市とともに取り組みます。

- ① 社会貢献活動
 - ・地域活動等（清掃活動、催し等）
 - ・ボランティア活動等
- ② 情報収集
 - ・市広報やSNS等での情報収集
- ③ 参画
 - ・パブリックコメント等
 - ・学習会や講座等
- ④ 情報発信
 - ・活動の目的や内容の積極的な情報発信

※ 2. 市民の取り組みと3. 事業者の取り組みについては、平成29年度からの3年目以降、具体的に示していくこととします。

^{※5} 市民活動団体…NPOやボランティア団体を含む広く社会全般の利益、あるいは不特定多数の者の利益である公益活動を行う団体のこと。

^{※6} 地域コミュニティ団体…自治会や地域振興協議会などよりよい地域社会をつくっていくための地縁を基にした団体のこと。

^{※7} SNS…ソーシャルネットワーキングサービス（英：social networking service）の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

第2章 市民参画と協働によるまちづくり推進

第1節 推進方針

市民参画と協働によるまちづくりを推進していくため、まちづくりの主体となる者は、市民参画と協働によるまちづくりの理念や原則を踏まえ、5つの推進項目に沿った取り組みに努めることとします。なお、推進項目などについては、社会情勢の変化など、見直しが必要となった際には、適宜見直します。

5つの推進項目ごとの【評価・検証】・【今後の課題】は、各部署作成の「市民参画と協働によるまちづくり取り組みシート」、栗東市市民参画推進委員会、サポート講座、行政改革プロジェクト会議等の意見を基に集約し、それぞれの【取り組み概要】を示しています。

また、条例策定時の市民アンケート内容から、市民が市に期待する事項は以下の通りであり、それらの実現に向けた取り組みを推進します。

- ① まちづくりについて、専門的な相談窓口の設置。
- ② 市民活動団体等が交流できる場所や機会の設置。
- ③ 市民参画や協働の成果が、まちづくりに反映できる仕組みづくり。
- ④ 活動に役立つ情報の公開・提供。

さらに、市の職員においても市民参画や協働の視点で業務に取り組めるよう推進します。

第2節 推進項目

1) 市政への参画

わがまち意識を育み発展させるためには、市民や事業者が自らまちづくりに関わる事が有効です。そのためには、容易に市政に参画するための仕組みづくりが重要です。

【評価・検証】

- ① 市政に対して市民が関わる機会づくりが進み、市民参画と協働の理解が広がりつつあります。
- ② パブリックコメント等広聴制度が十分に浸透していません。

【今後の課題】

- ① 市民が容易に参画できるよう、パブリックコメント制度や市民ニーズを踏まえた広

聴制度の充実に取り組むとともに、広く市民へ参画を呼び掛ける仕組みが必要です。

② 庁内において、市民参画や協働に対する理解をより一層促進し、組織横断的な共通意識を醸成した上で、評価・検証、進行管理に取り組む必要があります。

【取り組み概要】

① パブリックコメント制度等の充実

- ・市民生活に影響する市政案件について、趣旨や内容等を公開し、市民等から広く意見を求めているが、計画への反映などさらに市民に身近な制度等となるよう、運用の充実と周知を図ります。

② 広聴制度の充実

- ・市政に対する意見等を市民から広く聴くため、市長への手紙、市長と市民及び事業者との対話等を引き続き実施し、広聴制度の充実を図ります。

③ 市政への市民参画機会の推進

- ・市政に市民の視点からの意見を反映させるため、審議会等の公募委員による市政への参画を推進します。

2) 情報の発信・共有

情報の発信と共有は、市民参画や協働のパートナーを見つけ出すこと、相手との信頼関係を築くこと、目的を共有し互いの役割を知ること、お互いを補い協力・連携することなどに必要な要素となります。

【評価・検証】

① 市広報やホームページ等は、一方向の情報発信で、利用者も限定的です。

② 市民参画や協働に関する情報の共有や連携の充実が図れていません。

【今後の課題】

① 市からの情報発信に、市民が活用・共有しやすい工夫や機会が必要です。

② 情報の共有や連携が図れるよう、市民等が話し合える場や市民への周知が必要です。

【取り組み概要】

① 市広報やホームページ等による情報発信の充実

- ・分かりやすい情報となるよう工夫するとともに、市民が活用・共有しやすい情報発信を行います。

② 市民（市民活動団体等）が交流できる場や機会の充実

- ・情報の共有や連携が図れるよう、市民活動団体同士や団体と市の交流ができる場や機会の充実に努めます。

③ 市民（市民活動団体等）が情報の発信・共有できる機会の充実

- ・市民活動団体等が活動に関する情報を発信できる機会の充実に努めます。また、講座や助成金事業等に関する情報共有の充実に努めます。

3) 環境づくり

まちづくりを進めるためには、活動しやすい環境を整える必要があります。環境とは、場所や財政面だけにとどまらず、団体間をつなぐネットワークづくりなど多岐にわたります。

【評価・検証】

- ① 市民活動団体のサポートや市民と市をつなぐ中間支援組織・機能が弱く、組織体制が不十分です。
- ② 市民提案制度（協働事業提案制度、市民社会貢献活動促進基金補助金）が十分浸透しておらず、新たな団体からの提案や活用団体数が伸びていません。
- ③ 市民活動団体間の連携やネットワークが十分ではありません。

【今後の課題】

環境づくりにおいては、多様な主体との連携やネットワークづくり、中間支援組織・機能の充実などに取り組む必要があります。

- ① 中間支援組織・機能の充実を図る必要があります。
- ② 市民提案制度の周知や活用をさらに促す必要があります。
- ③ 大学や企業等の多様な主体との連携やネットワークづくりが必要です。

【取り組み概要】

- ① 活動支援及び組織体制の充実
 - ・ 中間支援組織・機能の充実を図るなど、組織体制を整え、市民が活動しやすい環境づくりに努めます。
- ② 市民提案制度の活用・充実
 - ・ 市民提案制度の周知と活用促進を図るとともに、制度内容の充実を図ります。
- ③ 大学や企業等の多様な主体との連携・ネットワークづくり
 - ・ 大学や企業等（事業者）の多様な主体との連携やネットワークづくりを図ります。

4) 担い手づくり

まちづくりを進めるためには、地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させることが必要です。多くの団体が直面している課題として「担い手」の課題があります。

今後、様々な地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させるためには、「担い手づくり」が重要となります。

【評価・検証】

- ① まちづくりの担い手として、市民参画と協働の視点を持って、業務に取り組む職員がこれからも求められています。
- ② 多くの市民活動団体が直面している課題として「参加する人が固定している」「会員の確保が難しい」「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」など「担い手」の課題があります。

【今後の課題】

- ① 人材育成のための研修等により、市職員の市民参画と協働に対する理解促進とスキルアップを図る必要があります。
- ② 団塊の世代をはじめとする多くの市民の、まちづくりへの関心と市民参画と協働への意識を高め、担い手としての活動を促す必要があります。また、知識や技能等を有する人材の活動を支援する必要があります。

【取り組み概要】

- ① 担い手の発掘・育成の充実（市）
 - ・市職員については、市民参画と協働の理解促進とスキルアップを図るため研修を充実させ、市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む力を養います。
- ② 担い手の発掘・育成の充実（市民）
 - ・市民については、まちづくりへの関心と市民参画と協働の意識が深まり行動につながるよう、団塊の世代をはじめとする多くの市民を対象に、学習会等を充実し、人材育成に努めます。また、人材をまちづくりに活用するための仕組みづくりに取り組みます。

5) 市の推進体制

社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため、市民にとってわかりやすい、効率的で機能的な組織運営を行うよう努めるとともに、全庁的に市民参画と協働の推進を目指す体制づくりが重要です。

【評価・検証】

- ① 市民参画と協働の理解が広がりつつあり、引き続き、職員自身が重要な担い手であるという意識を向上させ、行動につなげる必要があります。

【今後の課題】

- ① 推進体制等の整備とともに、全庁的な連携、職員の意識醸成など、機能的な組織運営に取り組む必要があります。

【取り組み概要】

- ① 庁内推進体制の整備
 - ・推進体制等を整備し、全庁的な連携により、市民参画と協働によるまちづくりの推進に取り組みます。
- ② 市職員の意識向上
 - ・研修等の充実により、職員の市民参画と協働によるまちづくりへの理解と意識向上を図り、市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む力を養います。

第3節 進行管理

本計画を推進し、進捗状況の評価・検証していくことは、市民参画と協働によるまちづくりを定着させていくために、欠かすことのできないものです。

毎年、「市民参画と協働によるまちづくり取り組みシート」を各部署で作成し、PDCAサイクルにより、実施内容の評価・検証を行い、進行管理に努めます。（1次評価：内部評価）

条例に基づく市民参画等推進委員会にて、市民参画と協働によるまちづくりについての定期的な推進状況の評価・検証を行い、推進するための施策・方策等の検討を行います。（2次評価：外部評価）

【取り組み概要】

① 各部署における取り組みの進行管理

- ・進捗状況を把握し、PDCAサイクルに基づき、取り組み内容の評価・検証することにより、行動計画の進行管理を行います。

☆計画期間中における進行管理の流れイメージ☆

項目		H26	H27	H28	H29	H30	H31
計画（Plan）・実行（Do）		計画策定 (Plan) →	計画期間 (Do) →				
評価 (Check)	1次評価 (内部評価)		→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →
	市民 アンケート	アンケート調査 →		アンケート調査 →		アンケート調査 →	
	2次評価 (外部評価)		→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →	→ 評価 →
改善（Action）			→ 改善 →	→ 改善 →	→ 改善 →	→ 改善 →	→ 改善 →

第3章 具体的な取り組み

第1節 取り組み方針

- 1) 市・市民・事業者がそれぞれの役割と責任を自覚し、市民参画と協働によるまちづくりの推進に向けた具体的な取り組みを行います。

第2節 取り組み内容

- 1) 市政への参画
市民が容易に市政に参画するための仕組みづくり。
 - ① パブリックコメント制度等の充実
 - ② 広聴制度の充実
 - ③ 市政への市民参画機会の推進
- 2) 情報の発信・共有
情報の発信・共有や連携の充実。
 - ① 市広報やホームページ等による情報発信の充実
 - ② 市民（市民活動団体等）が交流できる場や機会の充実
 - ③ 市民（市民活動団体等）が情報の発信・共有できる機会の充実
- 3) 環境づくり
市民活動団体等が活動しやすい環境、市の組織体制の充実。
 - ① 活動支援及び組織体制の充実
 - ② 市民提案制度の活用・充実
 - ③ 大学や企業等の多様な主体との連携・ネットワークづくり
- 4) 担い手づくり
市の担い手と市民の担い手の育成。
 - ① 担い手の発掘・育成の充実（市）
 - ② 担い手の発掘・育成の充実（市民）
- 5) 市の推進体制
推進体制の整備と職員意識の向上。
 - ① 庁内推進体制の整備
 - ② 市職員の意識向上

第3節 進行管理

- ① 各部署における取り組みの進行管理

第2節 取り組み内容

第2章 第2節 推進項目の【取り組み概要】を具体的に示したものです。

1) 市政への参画

① パブリックコメント制度等の充実

取り組み名	パブリックコメント制度等の充実					
担当課	●：広報課　○：自治振興課					
現状・課題	パブリックコメント等を実施していますが、十分浸透しておらず、広く市民への参画を呼びかけるなど制度の充実と周知を図る必要があります。					
目的	市民意見の市政への反映。					
推進内容	パブリックコメントや市民説明会の実施時期や市民への周知、市民から提案された意見（各種アンケート等）の把握・精査、計画への反映など、市民にとって身近な制度となるよう充実に取り組みます。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	市政への参画機会として制度の活用促進。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤　パブリックコメントや各種アンケート調査などによる市民意向の把握					

※担当課 ●：主管課（取り組み項目の推進、進行管理を担うとともに関係課の調整を図る所属）

○：関係課（項目に深く関係することから主管課と連携・協力する所属）

・組織改革等に伴い主管課・担当課の変更が生じた場合は、所属を明らかにします。

※役割 ◎：主体 ○：参画・協力

※第七次行政改革大綱の重点事項と推進計画の改革項目との関連事項。

② 広聴制度の充実

取り組み名	広聴制度の充実					
担当課	●：広報課 ○：元気創造政策課、総務課					
現状・課題	市政に対する意見や提案等を広く聴くことを目的として、市長への手紙や市長のこんにちはトーク、市長と気軽に栗東まちづくり座談会などに取り組んでおり、一定数の市民参加はありますが、全体としてはまだ多いとは言えず、市民参画を推進していくうえでは、市の情報開示や行政の見える化が必要であります。					
目的	市民の市政への参画。					

推進内容	市民が容易に参画できるよう、市民ニーズを踏まえた広聴制度の充実に取り組むとともに、広く市政への参画を呼びかけます。また、市民の意見や提案について各部局で共有し、市民意見等を公開する制度の検討・実施や市政に反映する仕組みづくりに取り組みます。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	市民が参加しやすく、意見を出しやすい環境の構築。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの制度充実 ➤ 市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築 ➤ 市民意見を公開する制度の検討・実施					

③ 市政への市民参画機会の推進

取り組み名	市政への市民参画機会の推進					
担当課	●：広報課　○：自治振興課、元気創造政策課					
現状・課題	市民が市政に参画する取り組みを実施していますが、計画や施策の策定時の実行・検証・見直しにおける市民参画をさらに求めていく必要があります。					
目的	市政への市民の声の反映。					
推進内容	市政に市民の視点からの意見を反映させるため、計画や施策の策定における市民参画の確保、審議会等への市民参画、市民懇談会の開催等により、市政への市民参画機会を推進します。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	市政への市民の参画。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施		実施			
第七次行政改革大綱の改革項目	➤　パブリックコメントや各種アンケート調査などによる市民意向の把握 ➤　市民参画と協働によるまちづくりの進行管理					

2) 情報の発信・共有

① 市広報やホームページ等による情報発信の充実

取り組み名	市広報やホームページ等による情報発信の充実					
担当課	●：広報課					
現状・課題	市広報やホームページ等による情報発信に努めているが、市民にとって分かりやすい情報となっているかを確認しながら情報を発信・公開する必要があります。					
目的	市民の市政への理解向上。					
推進内容	市民に身近な市広報やホームページ、SNS (Facebook) 等を活用し、市民が活用・共有しやすく分かりやすい情報の発信に努めます。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	利用者の拡大。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 広報りっとうやホームページ等の充実、情報提供のあり方全体の見直し・実践					

② 市民（市民活動団体等）が交流できる場や機会の充実

取り組み名	市民（市民活動団体等）が交流できる場や機会の充実					
担当課	●：自治振興課 ○：生涯学習課、経済振興労政課、元気創造政策課、商工観光課、広報課					
現状・課題	情報の共有や連携の充実が図れていないため、市民活動団体同士や団体と市が対等な立場で話し合える場や機会が必要です。					
目的	情報の共有や連携によるまちづくり活動の促進。					
推進内容	現状のボランティア・市民活動いきいきサポート講座をさらに広げるような、市民活動団体同士の交流や、団体と市が対等な立場で話し合いできる、交流会・意見交換会・学習会等を充実します。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	◎	事業者	◎	市	◎
方向性（目標）	情報の共有や連携の充実。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくり ➤ 市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築					

③ 市民（市民活動団体等）が情報の発信・共有できる機会の充実

取り組み名	市民（市民活動団体等）が情報の発信・共有できる機会の充実					
担当課	●：自治振興課　○：広報課、生涯学習課					
現状・課題	市民活動団体等が、活動に関する情報を発信・共有できる機会が十分ではありません。また、助成金、講座、研修等に関する情報を共有できる機会を増やす必要があります。					
目的	情報の発信・共有によるまちづくり活動の推進。					
推進内容	市民活動情報コーナー等により、市民活動団体等が活動内容の情報の発信・共有できる機会の充実を図ります。 また、市民活動団体等が活用できる講座や助成金事業等に関する情報共有の充実を図ります。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	情報の発信・共有できる場や機会の充実。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤　啓発・情報発信					

3) 環境づくり

① 活動支援及び組織体制の充実

取り組み名	活動支援及び組織体制の充実					
担当課	●：自治振興課　○：総務課、財政課、生涯学習課					
現状・課題	市民と市をつなぐ中間支援組織・機能が弱いなど、組織体制が不十分であることから、中間支援組織・機能の充実を図る必要があります。					
目的	市民と市が活動しやすい環境づくり。					
推進内容	市民活動団体等のサポートや相談等、市民と市の調整を行う中間支援組織・機能の充実を図るなど、組織体制を整え、市民と市が活動しやすい環境づくりに努めます。					
対象者	市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	中間支援組織・機能の充実。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施 ➤ 自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施 ➤ 中間支援組織・機能の充実					

② 市民提案制度の活用・充実

（協働事業提案制度^{※8}、市民社会貢献活動促進基金補助金^{※9}）

取り組み名	市民提案制度の活用・充実
担当課	●：自治振興課 ○：財政課、元気創造政策課
現状・課題	市民提案制度に基づき、財政面での援助や活動支援を行っています。また、市民提案制度が十分浸透しておらず、新たな団体からの提案や活用団体を増やすため、制度の周知を図る必要があります。
目的	市民活動団体の自立・活性化。
推進内容	積極的な周知により、市民提案制度の活用促進を図るとともに、制度の課題を検討し、改善に取り組みます。また、制度活用の団体に対し、活動や運営などの相談や情報提供による自立・活性化の支援を行います。
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、市

※8 協働事業提案制度…公共的な課題について、市民（市民活動団体、地域コミュニティ団体）からの事業提案、または市からのテーマ提案に基づき、市と団体とが協働して事業実施を行う制度。

※9 市民社会貢献活動促進基金補助金…市民（市民活動団体、地域振興協議会）が、地域の活性化や地域の課題解決を目的に自主的に取り組むまちづくり事業に対して、補助をする制度。

役割	市民	○	事業者	—	市	◎
方向性（目標）	各種団体の自立・継続した組織運営。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 協働事業制度の活用・充実					

③ 大学や企業等の多様な主体との連携・ネットワークづくり

取り組み名	大学や企業等の多様な主体との連携・ネットワークづくり					
担当課	●：自治振興課 ○：元気創造政策課、経済振興労政課、商工観光課、学校教育課、総務課					
現状・課題	大学や企業等との連携やネットワークが十分でなく、多様な主体との連携やネットワークづくりが必要であります。					
目的	多様な主体との連携によるまちづくりの推進。					
推進内容	大学や企業等は協働の重要な担い手であることから、大学包括協定など個々の特性に応じた協定の締結や、積極的な連携に取り組みます。また、市・市民（地域コミュニティ団体・市民活動団体）・大学・企業等の多様な主体との連携やネットワークづくりを図ります。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者（大学や企業等）、市					
役割	市民	◎	事業者	◎	市	◎
方向性（目標）	大学や企業等の多様な主体との連携。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 大学や企業などとの多様な連携・コラボレーションの検討・実践 ➤ NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくり ➤ 大学包括協定など、積極的な大学連携への取り組み					

4) 担い手づくり

① 担い手の発掘・育成の充実（市）

取り組み名	職員研修の実施					
担当課	●：自治振興課　○：総務課					
現状・課題	これからも職員自身がまちづくりの重要な担い手であるという意識を向上させ、業務に取り組む必要があります。					
目的	職員の市民参画と協働の理解と実践。					
推進内容	人材育成のための研修等を充実し、市職員の理解促進とスキルアップを図り行動につながるよう、内容を工夫・充実させます。さらに、リーダーとして、市民と対等な形で話し合えるスキルを身につけたファシリテーター※10等の養成を目指します。					
対象者	市					
役割	市民	—	事業者	—	市	◎
方向性（目標）	市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員の育成。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	継続					
第七次行政改革大綱の改革項目	➤　人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修を通じた職員の意識改革の推進					

② 担い手の発掘・育成の充実（市民）

取り組み名	学習会等の開催、市民人材バンクの仕組みづくり					
担当課	●：自治振興課 ○：生涯学習課					
現状・課題	多くの市民活動団体には、担い手づくりの課題があり、団塊の世代や市民活動団体に所属していない市民へまちづくり活動への参加を促す必要があります。 また、知識や技能等を有する人材の活動を支援する必要があります。					
目的	まちづくり活動への参加促進。					
推進内容	学習会等の充実により担い手の発掘や人材育成に取り組みます。また、知識や技能を有する人材を登録し活用する市民人材バンクの仕組みづくりを行います。さらに、その参加者や登録者が情報共有や交流することにより、ネットワークの形成を目指します。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	◎	事業者	◎	市	◎

※10 ファシリテーター…人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りを行う人のこと。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習など、あらゆる知識創造を支援し促進していく働きを担う。

方向性（目標）	市民参画と協働によるまちづくりを積極的に進めていく市民の育成。				
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31
	検討・実施		実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 「市民人材バンク」の仕組みづくり・運用				

5) 市の推進体制

① 庁内推進体制の整備

取り組み名	市民参画と協働によるまちづくり推進の体制づくり					
担当課	●：自治振興課　○：総務課					
現状・課題	職員の連携や意識醸成等、全庁的に推進する体制づくりが必要です。					
目的	庁内連携の推進。					
推進内容	市民参画と協働によるまちづくりを推進するための担当者を各課に配置するなど、取り組みの進行管理・検討・研究や協働事業の参画呼びかけ、コーディネート等、全庁的な推進体制を図ります。 また、職員は市民参画と協働の視点を持って業務に取り組みます。					
対象者	市					
役割	市民	—	事業者	—	市	◎
方向性（目標）	市の推進体制の整備。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施		実施			
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 庁内各課による地域等への協働事業の参画呼び掛け・コーディネー ト					

② 市職員の意識向上

取り組み名	職員研修の実施〔(4) ①の再掲〕					
担当課	●：自治振興課　○：総務課					
現状・課題	職員自身が重要な担い手であるという意識を向上させ、行動につなげる必要があります。					
目的	職員の市民参画と協働の理解と実践。					
推進内容	人材育成のための研修等を充実し、市職員の理解促進とスキルアップを図り行動につながるよう、内容を工夫・充実させます。さらに、リーダーとして、市民と対等な形で話し合えるスキルを身につけたファシリテーター等の養成を目指します。					
対象者	市					
役割	市民	—	事業者	—	市	◎
方向性（目標）	市民参画と協働の視点を持ち業務に取り組む職員の育成。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	継続					
第七次行政改革大綱の改革項目	➤　人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修を通じた職員の意識改革の推進					

第3節 進行管理

第2章 第3節 進行管理の【取り組み概要】を具体的に示したものです。

① 各部署における取り組みの進行管理

取り組み名	取り組みの進行管理					
担当課	●：自治振興課					
現状・課題	具体的な取り組みを推進する事で、市民意識と職員意識を向上し、行動につなげる必要があります。					
目的	市民参画と協働の実践。					
推進内容	毎年、各部署で作成の「市民参画と協働によるまちづくり取り組みシート」により、事業の抽出や進捗状況を把握し、PDCAサイクルにより、取り組み内容を評価・検証（一次評価：各課取り組み状況シート、二次評価：市民参画等推進委員会）し、計画の進行管理と推進を行います。					
対象者	市民（市民活動団体・地域コミュニティ団体）、事業者、市					
役割	市民	○	事業者	○	市	◎
方向性（目標）	具体的な取り組みによる基盤の整備。					
スケジュール	H27	H28	H29	H30	H31	
	検討・実施			実施		
第七次行政改革大綱の改革項目	➤ 市民参画と協働によるまちづくりの進行管理					

参考資料

策定体制と経過

1. 策定体制

(1) 外部の体制

① 栗東市市民参画等推進委員会

- ・ 公募市民（3名） 市民公益活動団体代表（3名） 学識経験者（3名）
地域コミュニティ団体代表者（2名）で構成
- ・ 開催回数 3回（H26.6.29、11.19、H27.3.1（予定））

(2) 内部の体制

① 行政改革プロジェクト会議（課長補佐～主査級）

- ・ 第五次総合計画、第七次行政改革大綱との関係性が高いことから行政改革大綱策定のプロジェクトチームの中で意見聴取
- ・ 開催回数 7回（H26.7.8、8.20、9.19、10.9、11.7、12.8、H27.1.8）

② 市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況シート作成（H26.9.26）

- ・ 市民参画と協働の取り組みについて各課調査

2. 会議の開催経過

(1) 栗東市市民参画等推進委員会

開催日	回数	内 容
H26.06.29	第1回	(1) (仮称) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画の策定について (2) 策定スケジュール（案）について
H26.11.19	第2回	(1) 栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画策定中間報告（案）について
H27.03.01 （予定）	第3回	

3. 市民意見の聴取

(1) ボランティア・市民活動いきいきサポート講座（H26.11.13）

参加者に対し、市民参画と協働によるまちづくりに関する市民アンケートを実施

(2) パブリックコメントの実施

H27.2.2～2.23（予定）

○栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例

平成21年3月25日

条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 市民参画（第9条—第12条）

第3章 協働の推進（第13条・第14条）

第4章 栗東市市民参画等推進委員会（第15条）

第5章 雑則（第16条・第17条）

附則

美しく豊かな自然環境と貴重な歴史文化遺産に恵まれ、古来、交通の要衝として栄えてきた私たちのまち「栗東」は、先人の築き上げた誇りある歴史と文化を受け継ぎながら、それぞれの時代にふさわしいまちづくりを進め、繁栄を続けています。

このまちに住んでよかったと思い、このまちを誇りをもって語り、生きがいのある暮らしをすることは、私たち栗東市民みんなの願いです。

ここにこの条例を定めることにより、次代を担う子どもたちがわがまちに愛着をもてるように、私たち市民が、人と人とのつながりを大切にし、様々な人が行きかい、ふれあい、安心して暮らせるまちを、知恵を出し合い、力をあわせて自分たちで築きあげ、活力あるまちを目指し、このまちを育んでいきましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、栗東市における市民参画と協働によるまちづくりを推進するための基本的なルールや仕組みを定め、市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民同士が対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、豊かで活力に満ちた、だれもが安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1） 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する人

イ 市内に通学し、又は通勤する人

ウ 市内において事業又は活動を行う人

エ 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体

(2) 事業者 市内で事業を営む事業者及び事業所をいいます。

(3) 市 市長その他の執行機関をいいます。

(4) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に自主的に参加することをいいます。

(5) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚しながら、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいいます。

(6) まちづくり 心豊かにかつ快適に暮らせる生活環境及び安心して活動できる安全な地域社会を創るための公共的な活動をいいます。

(7) 市民公益活動 次に掲げるものを除き、自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動をいいます。

ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動

(8) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う市民団体をいいます。

(9) 地域コミュニティ団体 自治会及び地域振興協議会のような市民がお互いに助け合い、育み合う心豊かな生活を送ることを目的として、自主的に結ばれた組織をいいます。

(基本原則)

第3条 本市における参画及び協働は、次に掲げる基本原則に基づいて行います。

(1) 市民は誰でも市政に参画できること。

(2) 市民と市はお互いの立場及び特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働のまちづくりを行うこと。

(3) 市民と市は参画及び協働の推進にあたって、それぞれが有する情報を共有すること。

(市民の権利と役割)

第4条 市民は、自治運営の主体であり、自治運営に参加する権利があります。

2 市民は、地域社会の一員であるという認識のもと、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、地域の課題解決に向けて協力して行動します。

3 市民は、参画及び協働にあたっては、全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持ちます。

(市の役割)

第5条 市は、市民の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民の参画及び協働の機会の確保とともに、情報の提供に努めなければなりません。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任のもとに、それぞれの市民公益活動の推進に努めます。

(地域コミュニティ団体の役割)

第7条 地域コミュニティ団体は、それぞれの地域が目指す地域社会の形成に向けて、身近な課題の解決等自主的な活動を推進し、住みよい地域づくりに努めます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働によるまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、自発的に市民参画と協働によるまちづくりの推進に協力するよう努めます。

第2章 市民参画

(市民参画の機会)

第9条 市は、市民参画を求めて政策を企画立案しようとする場合は、当該政策の決定前から市民参画を求めなければなりません。

(市民参画の対象)

第10条 市民参画の対象となる事項（以下「対象事項」といいます。）は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 本市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更のうち規則で定めるもの
- (5) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これらに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができます。

(1) 軽易なもの

(2) 緊急に行わなければならないもの

(3) 法令の規定により実施の基準が定められているもの

(4) 市の内部の事務処理等に関するもの

(市民参画手続)

第11条 市は、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」といいます。)のうち、対象事項にふさわしくかつ効果的な市民参画を求め、企画立案しなければなりません。

(1) 審議会その他の附属機関による審議

(2) 意向調査の実施

(3) ワークショップ(市民が主体性をもって研究し、及び議論することをいいます。)の開催

(4) 意見交換会の開催

(5) パブリックコメント(意思決定過程で必要な情報を公表し、市民に意見を求め、これを考慮して意思決定することをいいます。)の実施

2 市は、複数の市民参画手続を実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を実施するよう努めなければなりません。

3 市は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないと決定したときは、その理由を公表しなければなりません。

4 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画手続があるときは、これを積極的に用いるよう努めます。

(市民参画の結果の公表)

第12条 市は、市民参画を求めた場合は、市民からの意見又は提案を考慮して、意思決定を行うとともに、意見に対する結果を公表します。

第3章 協働の推進

(協働の推進)

第13条 市は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよ

う努めます。

- 2 市は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講じます。

(協働事業提案制度)

第14条 市民、地域コミュニティ団体又は市民公益活動団体は、規則で定めるところにより、市長に対して市と役割分担して行う協働によるまちづくり事業を提案することができます。

- 2 市長は、前項の規定により提案があったときは、必要に応じ、次条第1項に規定する栗東市市民参画等推進委員会の意見を求め、その意見を考慮し、協働によるまちづくり事業として取り組むか否かを決定します。

第4章 栗東市市民参画等推進委員会

(栗東市市民参画等推進委員会の設置)

第15条 市民参画及び協働をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、栗東市市民参画等推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を置きます。

- 2 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、委員12人以内で組織します。

- (1) 公募による市民
- (2) 市民公益活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ団体の代表者
- (4) 学識経験者

- 3 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

- 4 推進委員会は、市の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査し、及び審議します。

- (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価
- (2) 市民参画及び協働を推進するために必要な施策、方策等の研究
- (3) 前条第2項の規定により意見を求められている事項
- (4) その他市が必要と認める事項

- 5 推進委員会は、審議を通じて必要があると認めるときは、市に意見を述べるすることができます。

第5章 雑則

(条例の見直し)

第16条 市長は、社会情勢の変化並びに市民参画及び協働の推進状況に応じて、積極的にこの条例の見直しを行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で

定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行します。ただし、第14条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(平成21年規則第33号で平成21年9月3日から施行)

(適用除外)

- 2 この条例の施行の際、対象事業のうち、現に策定等に着手し、かつ、市民参画手続を行うことが困難と認められるものについては、第2章の規定を適用しません。

(栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 栗東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年栗東町条例第24号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

NO	箇所 (頁・行・項目等)	提出課	意 見 等	意見に対する対応 事務局修正（案）	協議
1	P4 L21 第1章 第5節 基盤づくり 1. 市の取り組み	広報課	市の取り組み」として「・・・まちづくりのために必要な情報を積極的に収集・発信し推進体制・・・」とあるが、下段「①活動支援及び組織体制の充実」、「②庁内推進体制の整備」に市の取り組みとしての「情報収集・発信」は含まれるのか。 「2. 市民（市民団体）の取り組み」、「3. 事業者の取り組み」には取り組むべき項目として、②情報収集、③情報発信が挙げられており、市民と対等に協働によるまちづくりを行う市側として「市の取り組み」としての「情報収集・発信の充実」を明記しておく必要があるのではないか。	ご指摘のとおり修正します。 P5-1) 市の取り組み⑤に追記します。	説明 承諾済 み
2	P12 第2章 ① 市政への参画 ① 広聴制度 の充実	広報課	(旧) (新) (スケジュール) → (スケジュール) H27～継続 H27 検討 H28 検討 H29～実施 ※第七次行革大綱 「広聴制度の充実」との整合を図る必要があり、早期改革項目として H27～H28 において制度の充実に向けた検討（ナレッジマネジメントや市民意見の公開等）を図っていくことが項目として挙げられている。	ご指摘のとおり修正します。 P13 ②広聴制度の充実 H27H28 検討・実施 H29～ 実施 に修正します。	説明 承諾済 み
3	10 ページ ③財政的援助及び活動資金の確保	財政課	③財政的援助及び活動資金の確保 → 財政的援助及び活動資金の支援 ・市民提案制度の資金を確保し、～ → 市民提案制度に基づき財政的な支援を行い、～	③ 財政的援助及び活動資金の確保を削除し、P17②に含めます。	説明 承諾済 み
4	16 ページ 財政的援助及び活動資金の支援	財政課	【現状・課題】 市民提案制度により、資金の適正な運営を図っている。市民活動団体が、市民提案制度を活用し、活動していくための資金を確保する必要がある。 → 市民提案制度に基づき、財政面での援助を行っている。 市民活動団体が、市民提案制度を活用し、活動していくための資金的な支援を継続する必要がある。	③ 財政面での援助及び活動資金の確保を削除 P17②市民提案制度の活用・充実に含めます。 →市民提案制度に基づき、財政面での援助や活動支援を行っている。という表現を追記します。	説明 承諾済 み
5	2 ページ（現状）と（今後の方向性）について	人権政策課	（現状）の5行目「更に理解と行動」、（今後の方向性）の1行目「意識と理解をさらに高め」について、主語が見えないので、「何の理解と行動」「何を意識し、何の理解を」なのか、よくわからない。	主語を入れ変更します。 P2	説明 承諾済 み
6	3 ページ第2節計画の位置づけについて	人権政策課	（計画の位置づけ）では、2行目に「市政への参画と市民・事業者・市の協働」とあるが、4ページの第5節基盤づくりでは「市の取り組み、市民（市民団体）の取り組み、事業者の取り組み」の順になっている。統一した順番の方が理解しやすいと考える。	P4（計画の位置づけ）ご指摘のとおり「市・市民・事業者」に統一します。	説明 承諾済 み
7	4 ページ第4節指標2 市民意識の向上について	人権政策課	「市民参画と協働によるまちづくりのまちづくりが進められていると思う。」について、「まちづくりのまちづくり」と復唱しているが必要なのか。	P5（市民意識の向上）ご指摘のとおり「市民参画と協働によるまちづくりが進められていると思う市民の割合の向上を図ります」に修正します。	説明 承諾済 み
8	4 ページ第5節基盤づくりについて	人権政策課	3行目の「2年間」については「はじめの」などの修飾語が必要ではないか。また6ページの「取り組みイメージ図」で H27～31 の矢印の下に2つの矢印がある。このままでは判りにくいので、短いほうを「H27～28」、長いほうを「H29～31」と表記したほうが理解しやすい。	ご指摘のとおり修正します。 P3【今後の方向性】	説明 承諾済 み

NO	箇所 (頁・行・項目等)	提出課	意 見 等	意見に対する対応 事務局修正（案）	協議
9	8 ページの 3) 環境づくりについて	人権政策課	(評価・検証) ①「市役所内」とあるが、7 ページや 10 ページでは「庁内」としている。違いはあるのか。同じく「市民や職員の意識醸成に」とあるが、何の意識醸成につながっていかないのか判別しにくい。	P9-3) 環境づくり①「市役所内」は削除し、「庁内」という表現に統一します。 意識醸成については、5) 市の推進体制のなかでまとめることとし、「市民や職員の意識醸成に」という表現は、削除します。	説明 承諾済み
10	9 ページの 4) 担い手づくりについて	人権政策課	(今後の課題) ②「ボランティア等の活動していない人と団塊の世代を集める仕組み等」について、なんとなくひとくりに集まるのが難しい人々として悪いイメージにとれる。ボランティア等の活動をしたいけれどやり方がわからない人」とするか、「若い世代や団塊の世代でボランティア等の活動に参加していない人」なら理解できると考える。	P10-4) 担い手づくりの②「団塊の世代をはじめとする多くの市民」に修正します。	説明 承諾済み
11	10 ページの第 3 節進行管理・評価	人権政策課	3 行目に「評価のあり方を検討し」とあるが、評価のあり方は次の行から説明しているのではないのか。6 行目には「評価・検討し、進捗に…」と簡単につなげている。「評価の方法について、検証を加えるのか」または「評価して、検証する」ということなのか。さらに、下から 2 行目には「評価・検証し、進捗につなげる」とあり、7 ページ下から 6 行目にも「評価・検証」とある。検討と検証は使い分けているのか。	P10 評価のあり方については、ご指摘のとおり、修正します。 検討・検証については、「評価・検証」に統一します。	説明 承諾済み
12	3 ページ第 1 章第 4 節 計画の目標	都市計画課	・計画の目標について、「基盤整備づくりを行った上で、市民意識と職員意識の向上を図り、行動に繋げる」「段階的に整えることにより、意識の向上を図り、行動に繋げる」とあるが、基盤づくりと意識向上は並列でも良いのではと思いますし、 既にこれまでも基盤整備づくりはされているのに、これまでとは違う基盤整備であるなら、違いをもっとみせるべきではないかと思います。 また、前文の表現は可笑しいのではと思います。	・ご指摘を受けて、「基盤づくり」と「意識向上」を並列にして文章を修正します。 (P4 第 4 節計画の目標) ・「これまでとは違う基盤づくり」についてですが、既存の改善や新たな取り組みを入れることで、違いを見せています。 ・前文について、文章を修正します。 (P4 第 4 節計画の目標)	説明
13	4 ページ第 1 章第 5 節 基盤づくりについて	都市計画課	・市の取り組みについて、自治振興課が担う行動と、担当課が担う行動は区分して明記していただきたい。 ・市民等が自発的に行動できるような表現にすべきで、既に実施・実践されている内容を列記するのではなく、これまでの取り組み経過や課題等を踏まえ、「誰が・誰に、目的・期待、何を、どうやって、等」などを明記し、どう行動していくのか解りやすく明記すべきと思います。 ・「活動支援の充実」とあるが、これまでの取組経過から伺える課題等への対応のための現行制度の見直し・拡大や、制度の創設なども含まれるものと解釈できると考えますので、第 2 章以降にも、そのことを明記していただきたい。 ・第 1 章に、基盤づくりだけを明記する必要があるのか。	・第 3 章の表に担当課の欄を追加します。 ・「市民等が自発的に行動できるような表現」ということですが、この計画は現段階では行政計画となっていますので、はじめの 2 年間で市民・事業者との対話を図り、3 年目以降に市民の取り組み内容を追記していきます。 (P4 第 2 節計画の位置づけ) ・状況に応じて個々の取り組み内容の推進内容に盛り込みます。 (P17-3) ②市民提案制度の活用・充実参照) ・第 5 節基盤づくりを削除し、P3 (今後の方向性) にまとめ、第 5 節は「各主体の取り組み」と修正します。	説明
14	第 2 章市民参画と協働によるまちづくり推進と第 3 章具体的な取り組み	都市計画課	・評価・検証を踏まえ、今後の課題を洗い出した結果が、列記されている取り組み概要では、単にこれまでの取り組みに対し、「充実を図る。連携を図る。」という表現を加えただけのように思われ、前述と同様、どのように充実を図るのかなどを明記すべきと思います。 ・第 2 章の推進項目と、第 3 章の具体的な取り組み項目について、同じ内容を単に列記されているだけで、何が推進項目で、何が具体的に取り組むものなのかが解りにく	・ご指摘を受けて、現状で盛り込める範囲で修正します。 ・ご指摘を受けて、現状で盛り込める範囲で修正します。	説明

NO	箇所 (頁・行・項目等)	提出課	意 見 等	意見に対する対応 事務局修正（案）	協議
			く、7～19ページについて、もう一度整理していただけたらと思います。 ・第3章第3節進行管理・評価について、評価が抜けているように思いますし、どう評価（評価指標）していくのかを明記していただいた方が、今後、評価しやすいように思います。 ・当課が実施してきた地域資源を活用による市民自発的な協働まちづくり事業において、事業の継続性における課題を再三再四申し上げてきたが、このことについても行動計画に位置づけていただきたい。	・「進行管理・評価」というタイトルでしたが、進行管理のなかに評価の内容も含めていますので、表題を「進行管理」と修正します。P11にイメージ図を明記しています。 ・P17・3)②の推進内容に、改善に取り組む旨を追記します。	
15	16ページ第3章 ③財政的援助及び活動資金の支援について	商工観光課	・推進内容の中で「市民提案制度の適正な運営を図りながら、制度を充実させる。」とあるが、誰目線で充実をさせるのか。 ・適正な運営とは提案制度の中身なのか、協働事業の主旨に基づき必要とするものなのか。 ・スケジュールの継続だけでなく、当市の事業実態を踏まえた検討も必要となるのでは。	「財政的援助及び活動資金の支援」の項目は削除し、その内容を p17・3)②に移してまとめます。 ・「市民提案制度の活用」については、の p17・3)②に記載してありますが、市・市民両者の目線で、市民（市民活動団体）が活用しやすいように充実させるという意味で記入しています。 ・「適正な運営」について、「財政的援助及び活動資金の支援」の項目削除により、この表現も削除します。 ・「スケジュールの継続」について、H27～「検討・実施」H29～「実施」と修正しました。	説明 承諾済み

NO	箇所 (頁・行・項目等)	提出課	意 見 等	意見に対する対応 事務局修正（案）	協議
1	9 ページ 1 8 行目	経済振興労政課	事業者である 大学や企業等の多様な主体とのネットワーク形成と連携を図ります。	大学・企業等（事業者）に修正します。	説明 承諾 済み
2	1 7 ページ③の推進内容	経済振興労政課	事業者である 大学や企業等は協働の重要な担い手であることから、協定の締結や連携による地域貢献事業などの協働事業を推進し、市・市民（地域コミュニティ団体・市民活動団体）・大学・企業等の多様な主体のネットワーク形成や連携を図る。上記 2 項目とも、協働の 3 つの主体（市・市民・事業者）のうち、事業者にあたるという意味で「事業者である」との表記をされていると思います。しかし、文章中にあると「事業者である大学」ととられて、混乱を招く恐れがありますので、この部分は削除をしてはいかがでしょうか。1 7 ページ③の対象者の欄に「事業者（大学や企業等）」という記載がありますので、文章中に書いていなくても問題ないかと思います。	ご指摘のとおり修正します。	説明 承諾 済み
3	16 ページ 市民提案制度の活用充実	商工観光課	新たな団体から提案や活用団体が少なく制度の周知を図る必要があるとされており、必要なことと考えるが、それ以外の要因として何があるのか分析はされていないのか？ 過去五年間の実績を踏まえ、今回制度の改善提案はできないのか？	今後課題を検討し、改善していきます。 P163）②	説明 承諾 済み
4	全 体	都市計画課	都市計画課から平成 2 6 年 1 2 月 1 5 日付けで回答した内容について、反映されている事項や反映されていない事項があると思います。 なぜ、反映されていないのかという理由がわからないままでは意見のしようがないと思います。また、反映された場合においても、どのような位置づけで反映いただいたのかもわからない状況にあります。 さらには、他の課がどのような思いを持っているのか、どのような意見を回答されたのかがわからない上に、どのような意見の中で推進条例行動計画（案）を修正されたのかがわからない状況で、新たに意見を述べることは難しいと考えます。 そのようなことから、前回の意見において、反映いただいていない事項について再検討いただきたいと思います。	・一覧表を作成し、意見・反映を整理します。 ・前回の意見を再検討します。	説明
5	P13 第 2 章第 2 節 1）② 広聴制度	元気創造政策課	・七次大綱では「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」についても掲載しているが、未掲載となっており、行動計画においても同様に掲載すべき。 ・七次大綱では、「制度充実を図りながら実施」としており、推進内容の文脈としても、「制度充実」を図ることを盛込むべき。 ・七次大綱では、「市民意見を公開する制度の検討」を位置づけているが、未掲載の状況にある。	・「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」を追加します。 ・「制度充実」については、推進内容に記入しています。 ・「市民意見を公開する制度の検討」については、P131）②の推進内容に追加します。	説明 承諾 済み
6	P14 第 2 章第 2 節 2）① 情報発信の充実	元気創造政策課	・当課が関係課と位置づけられている目的が不明。なお、七次大綱の改革項目においても、関係課としては位置づけられていません。	・事務事業の公開を削除し、元気創造政策課をはずします。	説明 承諾 済み
7	P15 第 2 章第 2 節 2）② 市民が交流できる場や機会の充実	元気創造政策課	・七次大綱では、NPO やボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくりを位置づけており、「推進内容」の文脈では大学、企業等が未掲載であること、並びに、プラットフォームの構築という主旨が不十分ではないかと考えられる。	・大学、企業等については、P173）③に包括します。 プラットフォームについては、ネットワークづくりとして位置づけます。	説明 承諾 済み

NO	箇所 (頁・行・項目等)	提出課	意 見 等	意見に対する対応 事務局修正（案）	協議
	P17 第2章第2節 3) ③ 庁内推進体制の整備	元気創造政策課	・推進内容の欄において、大学を事業者と整理しているが、これでよいのか？一般的な解釈では、学術分野として位置づけるべきでは。 ・七次大綱では、「大学包括協定」や「積極的な大学連携への取り組み」という表現を用いており、同様の表現で掲載すべき。	・「大学包括協定」「積極的な連携」を追記します。	説明 承諾済み
9	P18 第2章第2節 4) ② 担い手の発掘・育成の充実（市民）	元気創造政策課	・七次大綱では、「市民人材バンク」という名称を掲載しており、同様に掲載すべき。	・「市民人材バンク」という表現に修正します。	説明 承諾済み
10	P20 第2章第3節 ①進行管理	元気創造政策課	・進行管理の方法が不明確であるなか、関係課として当課が掲載される意味も不明。 ・五次総、七次大綱の進行管理では、アウトカム指標とアウトプット指標による一次評価、二次評価を位置づけているが、同様の取り組みを進めるという意味なのか？ ・あるいは、進行管理シートを整合させるという意味なのか？	・元気創造政策課をはずします。 ・行革の進行管理方法を追記します。	説明 承諾済み
11	記述なし	元気創造政策課	・七次大綱 (5)【地域との協働の推進】に位置づける改革項目「地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施」「自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施」が未掲載であり、掲載すべき。	・P173) ③に包括します。 包括していることが分かるように表に記入します。	説明 承諾済み
12	全体	元気創造政策課	条例の具現化という行動計画であるなら市民・事業者の取り組みが記入されているはずであるが、市民・事業者がどう行動していいのかわからない。 行革との違いはその部分ではないのか。行革と同じことが記入されているだけならこの計画は必要ないのでは？	市民・事業者の取り組みについては、2年間で市の基盤づくりを整え、市民・事業者との対話をしながら3年目以降追記していきます。(P4,7)	説明 承諾済み
13	全体	元気創造政策課	2年間で市の基盤づくりを整え、その後、市民の取り組みを追記していくのであれば、そのことを計画の中にきちっと記入すべき。	ご指摘のとおり、計画の中に記入していきます。	説明 承諾済み
14	第2章第2節推進 項目の評価・検証 について	元気創造政策課	これは、だれが評価して検証したのが、分からない。どこから導きだされたものなのかしっかり記入すべき。	行革PJ員、市民参画等推進委員会、サポート講座等により導きだされたものであり、そのことを記載していきます。	説明 承諾済み
15	全体	元気創造政策課	策定経過が見えてこない。	P7 推進方針に記入します。	説明 承諾済み
16	第3章第2節取り 組み内容	元気創造政策課	行革との整合を図るのであれば、行革と同じ表現で記載すべき。同じ表現ができないのであれば、「行革の取り組み内容と同様」等の一文を入れるなど、整合が図れていると分かるように記入すべき。	ご指摘のように修正します。 (P13～の表)	説明 承諾済み
17	第3章第2節取り 組み内容	元気創造政策課	・地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施 ・自治連・地振協・コミセンの連携充実の仕組みの検討・実施 については、行革に記入されていて、協働の行動計画に記入されていないのは、整合がとれないので、記載すべき。このことが市の基盤づくりに含まれるのではないか。	P17③に包括します。 行革関連していることがわかるように項目を追記します。	説明 承諾済み
18	指標2：市民意識 の向上	元気創造政策課	総計のアンケートの内容を記載されているが、「市政への市民参画～市民の割合」だけでなく、「自治会等の地域活動～市民の割合」の内容も必要ではないか。	ご指摘のとおり追記します。	説明 承諾済み
19	計画の名称について	環境経済部	・名称について表現が堅すぎるので、市民にとって馴染みやすい名称に変更してはどうか。 ・表現の修正を（参画する市民が少ない等）	・条例を推進する計画であるので、本題については原案のままとします。(総合計画並びに行革大綱との整合を図るため) ・上から目線の表現について修正します。	説明 承諾済み

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
じんけんセミナー栗東	部落差別をはじめあらゆる社会的差別をなくし、人権が尊重される豊かな社会を実現するため、市民を対象に人権意識の向上を目指し、10月に講演会を実施する。	事業への参加者層の固定化及び参加者数の伸び悩みがある。様々な人権問題があり、1年間で実施できる啓発活動には限りがあることから啓発活動が不定期になっている。人権問題についてはそれぞれに所管課や関係団体があるが、周知及び意識改革を含め、より連携して事業を行う必要がある。	さまざまな関係団体等が関与することで、それぞれの人権意識の高揚につながっている。	人権問題の解決に向けて、各々の団体における人権意識の醸成、また連携して事業に取り組むことで広く人権尊重の精神を育む。	人権政策課	協働
人権文化事業	国際連合で採択された「世界人権宣言」の採択日である12月10日を入権デーと定め、その日を最終日とする1週間を「人権週間」として、人権擁護活動を推進する各種事業を実施する。内容としては講演会や量販店での街頭駅頭啓発などを期間中に実施する。	事業への参加者層の固定化及び参加者数の伸び悩みがある。講演事業においては様々な人権問題があり、1年間で実施できる啓発活動には限りがあることから啓発活動が不定期になっている。人権問題についてはそれぞれに所管課や関係団体があるが、周知及び意識改革を含め、より連携して事業を行う必要がある。	さまざまな関係団体等が関与することで、それぞれの人権意識の高揚につながっている。	人権問題の解決に向けて、各々の団体における人権意識の醸成、また連携して事業に取り組むことで広く人権尊重の精神を育む。	人権政策課	協働
人権を考えるつどい	3月の第1土曜日を栗東市人権デーと定め、一日も早い人権が尊重される社会の実現を目指し、家庭・地域・学校園・職場などあらゆる場で、子どもから大人までがともに人権・同和問題の教育や啓発活動に取り組み、その取り組みの中から実践発表の機会のある場として実践する。また、市民から標語・詩・作文など人権啓発作品を募集し、展示する。	事業への参加者層の固定化及び参加者数の伸び悩みがある。また、自分が参加している実践発表や表彰が終わると、帰られる参加者が多い。	さまざまな関係団体等が関与することで、それぞれの人権意識の高揚につながっている。	人権問題の解決に向けて、各々の団体における人権意識の醸成、また連携して事業に取り組むことで広く人権尊重の精神を育む。	人権政策課	協働
十里子どもを守り育てる会学習会への栗東市事業所人権教育推進協議会の参画	地域の子どもたちに、あらゆる差別を許さない大人に育ってほしいという親の思いや地域の願いから生まれた「十里子どもを守り育てる会」。その会の学習会に栗東市事業所人権教育推進協議会の会員企業が参画し、仕事についての体験談を話したり、企業の特徴を生かした体験活動を行ったりしている。	参加企業が一部に限られているので、参加を増やしていく必要がある。	子どもたちの仕事に対する関心を高め、仕事の大切さを学ぶ機会となっている。また事業者にとっても、自ら参画することで人権意識の高揚と地域の実情把握を図ることができている。	子どもたちが仕事の大切さを学ぶことで、将来の就職につなげていく。	経済振興労政課	協働
大宝西保育園・幼稚園職員と栗東市事業所人権教育推進協議会による人権啓発劇	あらゆる差別の撤廃と人権尊重のまちづくりを目指して開催される「大宝西ふれあい解放文化祭」。その中で、大宝西保育園・幼稚園職員と栗東市事業所人権教育推進協議会会員事業所の従業員が協働し、人権啓発劇に取り組んでいる。	参加企業が一部に限られているので、参加を増やしていく必要がある。	啓発劇への参加を通じて、事業者の人権意識の高揚を図れる。	取り組みを通じて、事業所での人権意識の高揚を図り、差別のない人権尊重のまちづくりを目指す。	経済振興労政課・大宝西保育園・大宝西幼稚園	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会	同和問題解決のための学習の場として、市内各自治会で実施される懇談会。社会同和教育推進員、同和教育啓発推進協力員、自治会担当講師が連携、協力して企画・運営し実施する。	参加者に固定化の傾向があるため、実施内容の検討や広く参加をよびかける工夫が必要である。	連携、協力して企画・運営に取り組むことで、地域のニーズや実態に応じた内容で開催できる。	各自治会で主体的に実施することにより、地域における人権意識の高揚を図る。	人権教育課	協働
部落解放をめざす栗東市市民のつどい	栗東市同和教育推進協議会の事業として、地域に根ざした市民のつどいを開催する。	つどいの開催に当たっては、部落問題に繋げて市民への啓発活動ができるよう取り組む必要がある。	4つの専門部会の部会員が企画・運営に主体的に関わることで、活性化に繋がる。	市民のつどいを通じて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	人権教育課	協働
栗東市同和教育推進委員会	人権・同和教育行政の推進及び充実を期するため、条例に基づき推進委員会を設置し、人権・同和教育に関する事項について審議する。	公募市民においては、一部の市民の意見に限られ、広く一般市民の意見を聞くことができない。	推進委員会の委員は、学識経験者、地域活動団体、地域団体、公募市民等10名で構成されており、幅広い視点からの意見が集約できる。	条例に基づく人権・同和教育の推進について検証評価する組織として、今後も定期的に進捗状況、検証評価を行う。	人権教育課	市民参画
栗東市人権擁護審議会	差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について審議する。平成28年度に事業見直しのため開催予定。	公募市民、パブリックコメントを実践したが、一部の意見になっていることから全ての市民の意見が反映できていない。	様々な立場の方が参画することで、人権・同和問題について幅広い意見を得られる。	本市人権・同和問題に対する諮問機関として、また、栗東市人権擁護計画の進捗・管理の検証を行う。	人権政策課	市民参画
人権擁護活動補助	人権擁護委員及び人権擁護推進員が主体となって、街頭啓発などの人権啓発活動や人権問題で困っている方を適切な機関に繋ぐ救済活動に取り組む。	構成員の後継者育成。また活動の周知を図っているが、一般市民への周知が弱い。市民への人権意識の高揚を図るために、より一層の主体的な活動が必要である。	主体性を育みながら人権尊重社会の実現に向けて取り組み、市民主導として活動できるようにする。	主体性を育みながら人権尊重社会の実現に向けて取り組み、市民主導として活動できるようにする。	人権政策課	協働
ひだまりの家運営審議会	栗東市地域総合センター(ひだまりの家)に関する需要事項を調査審議する。	公募委員の応募が少ない。	ひだまりの家運営審議会委員は人権擁護に識見を有する者、社会福祉に識見を有する者、その他市長が適当と認める者で構成されており、団体に応じた建設的な意見が集約できる。	条例に基づく栗東市地域総合センター(ひだまりの家)に関する重要事項を調査審議する組織として、今後も定期的に開催する。	ひだまりの家	市民参画
大宝西ふれあい解放文化祭	大宝西小学校区地域住民、教育機関及び関係行政等がともに、あらゆる差別の解消と部落問題の完全解放をめざして大宝西ふれあい解放文化祭実行委員会を組織し、文化祭の企画・交流・啓発・広報に取り組む。公園会場・ひだまり会場・模擬店ストリートを設けて2日間実施。	参加者の大半が大宝西学区の住民であり、栗東市全域に広げる必要がある。	部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、地域住民との交流が図れた。また、手づくりによる文化祭でもあり、文化祭開催の意識向上に役立っている。	栗東市全域のイベントに広げる必要がある。	ひだまりの家	協働
平和記念栗東市戦没者追悼式	明治以降の戦役において国難に殉じられた戦没者英霊に対して、感謝と敬慕の念を捧げることにより、先の大戦が終わりを告げてから永年続いている自由と平和の意義を再確認する。	実行委員会形式での事業実施となっているが、実質的には事務局である市が企画・運営の大部分を担っている。遺族だけでなく、一般住民の参加を広めていくことが必要。	平和で豊かな社会のいしずえとなられた戦没者を追悼することにより、戦争の悲惨さと平和の尊さを改めて認識する機会にすることができた。	広く一般市民にも参加してもらい、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識してもらい機会とするために、平和事業全体として取り組むことも検討。	社会福祉課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
きらめきRitto	男女共同参画社会の実現のため、様々なセミナーや啓発活動を行う。	セミナーや体験活動を実施するに当たり、人を集めるのに難儀する。知名度の向上が必要。	すでに人が集まる事業で「共催、協働」ができないかを検討し、男女共同参画社会づくりの啓発活動を行うことによって、少しでも多くの人に「きらめきRitto」の存在と活動内容について知ってもらえるよう努めている。	きらめきRittoの知名度を向上させ、男女共同参画推進にかかる事業の実施について、他団体との連携、協働を深めていきたい。	生涯学習課	市民参画
女性団体連絡協議会研修会	女性団体相互の連絡調整をはかり、共同事業について協議し実現へ努力する。	中央公民館閉館後は十分な活動拠点が無く、加盟団体、加入者相互の連絡が十分に取れない。市からの情報提供も逐一郵送になるため、十分な協力体制が組めない状態にある。	加盟団体、加入者の連絡調整が取れる機械の一つであり、多くの参加者が行政も交えて意見交換ができる。	女性団体連絡協議会として使用できる十分な活動拠点を持つことによって、行政も含めて団体との連携強化、活動の活発化を目指していく。	生涯学習課	市民参画
協働事業	男性も主たる養育者として育児を経験し、楽しさを知ってもらう。また、サロンを通じて父親にも育児仲間ができ、母親の一番の理解者となり共に育児ができるよう、育児ができるよう、育児参加の後押しをする。	知名度向上と、その後の活動拠点(現在の場所では参加人数に制限があるため)	少しずつではあるが父親の参加者も増えてきており、(育児=母親)のイメージは薄くなり、父親が違和感なく入れている。	CoCo愛での活動を他の子育て支援サークルに広めていき、男性も育児に積極的に関わっていくことが普通であるという雰囲気をつくっていく。	生涯学習課	協働
保護対策協議会	住民の健康水準の向上と保健センターに関する運営事項を調査、協議する。	公募市民の部分については、一部の市民の意見に限ることになり、広く市民全体の意見を聞くまでには至っていない。	保護対策協議会の委員は、医師会や歯科医師会、学識経験者やその他各種団体、公募市民等で構成されており広い意見が集約できる。	条例に基づき、住民の健康水準の向上と健康センターに関する運営事項を調査、協議する組織として定期的に開催する。	健康増進課	市民参画
健康づくり推進協議会	市民一人ひとりが自分らしくいきいきと暮らす健康寿命の延伸を実現させることを目標に、市民、市及び関係機関がそれぞれの立場で力を合わせて健康づくり運動の推進を図る。	公募市民の部分については、一部の市民の意見に限ることになり、広く市民全体の意見を聞くまでには至っていない。	健康づくり推進協議会の委員は、医療関係団体やその他各種団体、公募市民及び市職員等構成されており、幅広い意見が集約できる。	今後も定期的に開催し、第2次健康りっとう21計画の推進及び評価等を行う。	健康増進課	市民参画
第2次健康りっとう21(素案)	第2次健康りっとう21策定の際のパブリックコメントの実施	意見として正式なものがなかった。		終了	健康増進課	市民参画
栄養改善事業・健康推進員活動事業	地域の栄養改善教室、健康づくりの普及・啓発活動を健康推進員連絡協議会への委託により実施する(食育を含む)	活動を充実すればするほど、個々の健康推進員の負担は増大する。	地域に根ざした健康に係る取り組みが推進できる。	健康推進員活動を支援する観点からも、事業の委託を継続する。	健康増進課	協働
食育推進事業(郷土料理給食)	小学校4年生を対象として、「菜めし田楽とおでん鍋」給食を実践している。食育推進の一環として4校時に「菜めし田楽とおでんのルーツ」と栗東市との関わりの話を子供たちが栄養教諭から話を聞き、その後の給食には生産者の方に来ていただき、子どもといっしょに給食を食べていただき、交流を深める。そのおでんの野菜は地場産物を使用している。	気候により予定どおり野菜の生産は難しい。	生産者は子供たちと交流が図れ、子どもは食育の一環として食材の流通について理解が深まる。	この給食は今後も継続していく。	教育総務課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
栗東市ロード協議三大会	本市体育振興事業のうち、栗東クロスカントリー、耐寒アベック登山大会、びわこ栗東駅伝―クロスカンin野洲川について、円滑かつ効率的な運営実施を行い、ひいては体育振興を図る。	安全・安心による継続した運営を図り、参加者の拡大を図る。	市民の体育振興の場として定着している。	課題検討し、継続した運営を図る。	スポーツ・文化振興課	協働
地域振興協議会体育部会研修等補助	地域振興協議会体育部会が開催するスポーツ講習会等の開催を支援する。	研修活動による参加者を拡大する。	研修活動を支援することができた。	課題検討し、継続的な研修活動の支援を行う。	スポーツ・文化振興課	協働
栗東市民各種スポーツ大会開催事業	スポーツを通じて市民の親睦を深め、連帯意識の高揚を図るとともに、競技力の向上を目指し健康で明るい生活力、豊かな地域社会の発展に寄与することを目的に実施する。	参加者の拡大と併せて、安全・安心の確保が重要である。	各自が各種目のレベルアップを目指しながら、市民交流の場として事業を開催した。	課題検討し、継続して開催委託する。	スポーツ・文化振興課	協働
生涯スポーツ振興事業		次世代のスポーツ指導者の育成が重要である。	スポーツ推進委員が積極的に各学区で開催される講習会等に参画し、地域におけるスポーツ振興に寄与された。	課題検討し、継続して開催委託する。	スポーツ・文化振興課	協働
地域福祉計画推進委員会	社会福祉法に基づき策定され、栗東市の地域福祉推進の施策展開の基本となる「地域福祉計画」について、学識経験者や福祉関係者、市民等を含めた「地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や達成状況について評価・検証を行う。	評価・検証を反映させた着実な事業推進が必要。	幅広い分野の委員の視点から計画の進捗状況を評価・検証できる。	これまでどおり、多様な分野の委員で推進委員会を構成し、計画の評価・検証、次期計画の策定へ繋げていく。	社会福祉課	市民参画
民生委員児童委員活動推進事業	地域住民の実状把握・相談助言等の活動を支援し、地域福祉活動の展開を図り、複雑・多様化する福祉の諸活動に対応するため、民生委員児童委員の活動を補助する。	市民の立場に立った相談援助の展開、福祉サービスの情報提供・利用支援が図れるよう、研修の充実や関係機関との連携強化が必要。	地域の見守り活動を通じて民生委員児童委員が福祉活動のリーダーとなって福祉活動に取り組み、要援護者への助言・援助活動などにより、地域福祉の増進に寄与できた。	市民主体が有効な領域であり、これまでどおり、補助金で活動を支援する。	社会福祉課	協働
民生委員推薦会	民生委員法にもとづき、民生委員児童委員候補者を滋賀県知事に推薦する。	民生委員不在の自治会があるが、推薦会では各自誓い退出の候補者の協議が主で、推薦会委員自らによる候補者の推薦などにはなかなかつながらない。	候補者を多様な分野の委員の見解もふまえて推薦できる。	これまでどおり、多様な分野の委員で推薦会を構成し、候補者の掘りおこし・推薦につなげていく。	社会福祉課	市民参画
社会福祉協議会活動推進事業	地域福祉推進のための仕組みづくりの中核機関として社会福祉協議会の取り組みを支援することにより、地域福祉推進体制の整備を図る。	地域住民の課題に対して、現状に応じた支援策が求められ、さまざまな市民や団体を結集し、パートナーシップを基本に、住みよいまちづくりの取り組みを実現するため、継続した支援が必要。	地域住民の課題が複雑化するなかで、情報収集・提供、相談斡旋の充実を図るとともに、市民の福祉活動への参加と協力を得て、社会福祉事業に対する認識と理解に寄与できた。	地域の課題に沿った活動が必要な領域であり、これまでどおり、補助金で活動を支援する。	社会福祉課	協働
各種団体活動補助	福祉団体の自主的な活動を支援し、市民参加による住みよいまちづくりを推進するため助成を行う。	各団体の運営の充実を図り、さらなる地域福祉活動の充実につなげていくことが必要。	各種団体の自主的・主体的な地域福祉活動の展開により、住民福祉の増進に寄与できた。	市民主体が有効な領域であり、これまでどおり、補助金で活動を支援する。	社会福祉課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
地域福祉活動事業	小地域における地域等、地域福祉活動計画に基づき、地域福祉の推進を行う。	地域の実情に応じた事業展開が求められ、住みよいまちづくりを進めていくため、継続した支援が必要。	社会福祉協議会の実施事業に助成することで、地域福祉の推進に寄与できた。	地域の課題に沿った活動が必要な領域であり、これまでどおり、補助金で活動を支援する。	社会福祉課	協働
栗東市社会福祉大会	社会福祉功労者・優良福祉団体・社会福祉協力者・共同募金協力者の表彰、記念講演等(社会福祉協議会の事業に共催)	社会福祉協議会の事業に共催しているが、実質的な企画・運営には関わっていない。	社会福祉協議会の事業に共催することで、地域福祉の推進に寄与できた。	これまでどおり、共催者として事業を支援する。	社会福祉課	協働
栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者が豊かな景観と知識・技能を生かし、生涯を健康でかつ生きがいをもって社会活動ができるよう、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動を総合的に展開する。	高齢者が自ら企画し運営する生きがいと健康づくりにつながる活動を支援しているが、更に、元気な高齢者が地域の担い手になるよう社会参加を促進することが必要である。	生きがいと健康づくりにつながる活動を高齢者が自ら企画し、運営していることに意義がある。結果として、事業に多くの参加があり、また大会参加を励みに活動される方もおられ、生きがいと健康づくりにつながる活動を活発化させることにつながった。また、参加者同士の交流の場としても大いに生かすことができた。	生きがいと健康づくりにつながる活動を高齢者が自ら企画し、運営し、事業を活発化させ、さらに元気な高齢者が地域の担い手になるよう社会参加を促進する。	長寿福祉課	協働
認知症サポーター養成講座	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、市民や団体などに対して認知症の正しい知識や対応について研修を実施し、認知症サポーター養成講座の実施。市民向け講座や企業向け講座を実施。	一般市民や企業向けへの啓発は実施してきた。今後は、青年期、成人期世代への啓発を進めることが必要である。	養成講座を受講することで、認知症への疾患理解は進んでいる。	認知症高齢者やその家族の思いを理解し、地域の中で支援や見守りを受けながら生活できるように要請講座を受講する市民等の拡大を図る。	長寿福祉課	協働
大切な自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い～生き方カフェ～	少子高齢化が進むなか、住み慣れた地域でその人らしく暮らし安心して死を迎える環境を構築するための選択肢の一つとして、在宅療養について理解を深めるために、話題提供と意見交換を行う。	介護者の会の参加者が中心で、少しずつ一般市民の参加もあるが少なく、周知を図り広げている必要がある。	高齢化社会が進むなか、市民一人ひとりが在宅療養や看取りについて理解を深め、選択肢の一つとして考えられる。また、それを身近な人へ広げていき理解の拡大に繋がる。	当面、介護者の会と協働で実施し、人材の発掘を行い市民活動として広げていく。	長寿福祉課	協働
広報発行事業	「広報りっとう」の点訳・音訳版を作成し、希望者に配布する。	事業のPRIによる利用者の拡大(現在、点訳利用者1名、音訳利用者8名)	市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	利用者の拡大により、市民が自主的・主体的に行う公益活動へのさらなる意識の醸成と地域の活性化につなげていく。	広報課	協働
各種団体補助	障がい者の自主的な活動を支援し、障がい者理解の啓発などを通じて、住みよいまちづくりを推進するための助成を行う。	時代の流れからか、組織に加入することを嫌う世代が多くなり、新たな会員の参画が減ってきている。	障がい者団体の自主的な活動により、ノーマライゼーションの理念のもとで、障がい者が地域で生き甲斐ある生活を行っている。	今後も障がい者団体の活動が、より活発になるよう支援を行う。	障がい福祉課	協働
サマーホリデーサービス事業	障がいのある児童が夏季休暇期間中に、通所して創作的活動、機能訓練等を行うことにより有効な余暇時間の活用と規則正しい生活習慣を維持するために開催する。	「こどものための支援」から「保護者のレスパイト」的に、保護者の考え方が変わってきている。	障がいのある子ども達が、長期休暇期間を規則正しく生活でき、ボランティアと触れ合うことで社会生活の促進につながる。	保護者の様々な要望について、対応しきれない状況になっていることから、開催の方法について検討していく。	障がい福祉課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
障がい(児)者スポーツ大会開催事業	障がい者の社会参加と地域住民の障がい理解促進のため、障がい者スポーツ大会を開催する。	開催にあたっては、ボランティアの協力が必要不可欠であるが、ボランティアの固定化が進み、新たなボランティアの参加が少ない現状である。	市内の障がい者が一堂に会して、スポーツを通して楽しいひと時を過ごすことで、社会参加への楽しさを知ってもらえる。また、ボランティアへの障がい者理解を深めてもらえる。	今後も実行委員会主導に、多くのボランティアの参加を得ながら障がい者の社会参加と、障がい者理解を深めていく。	障がい福祉課	協働
精神障がい者サロン等設置事業	精神障がい者及び生活困窮者に対し、居場所や就業に向けた体験の機会の提供を行い、社会参加・就業の促進につなげることを目的に、@サロン「チャレンジサロン」を開催する。	ボランティアグループ「歩」のスタッフが不足している(新規ボランティアスタッフの募集中)。	精神障がい者・生活困窮者等に日中の居場所を提供し、生活リズム作りの一助とする。	サロンで生活リズムを整え、作業所への通所や一般企業への就労を促進する。	障がい福祉課	協働
栗東市障がい者住みよいまちづくり推進協議会	障がい者の福祉の住みよいまちづくり計画の推進や効果について協議を行い、よりよいまちづくりを目指す。	他の協議会との意見集約や連携方法	各種関係機関からの代表からの参画のため、幅広い意見が集約ができる。	規則に基づき、障がい福祉事業についての検証評価をする組織として、今後も開催し進捗状況や検証評価を行う。	障がい福祉課	市民参画
障がい児芸術文化講座開催事業	障がいのある児童とその保護者の充実した余暇活動や地域での生活基盤の確立を目的に、ダンスを通して、障がいのある人に対しての理解の輪を広げる。	活動当初からのメンバーも成長し、成人となっていくなか、新しいメンバーの参画が得られない。	障がいのある児童とその保護者が、ダンスを通して充実した余暇活動や地域での生活基盤も確立でき、市内外を問わず様々な地域へその活動の輪を広げ、多くの人と繋がる事ができている。	今後も、障がいへの理解啓発と、充実した生活を営めるよう積極的な活動ができればよい。	障がい福祉課	協働
視覚障がい者行動訓練	視覚障がい者の社会参加の促進と、ガイドヘルプの技術向上を図るために、公共交通機関を利用し、生活行動訓練を行う。	視覚障がい者の外出支援を行うガイドヘルパーの数が少ない状況である。	視覚障がい者の社会参加の促進と、ガイドヘルプの技術向上を図ることができる。	外部委託することで、多くの人に視覚障がい者の行動を理解してもらい、また視覚障がい者が積極的に外出できる自信をもってもらおう。	障がい福祉課	協働
手話入門講座開催事業	手話の普及と聴覚の理解を図るため、広く市民を対象にした手話入門講座を開催する。	毎年多くの市民が手話入門講座へ参加しているが、その後のステップアップがうまく繋がらず、手話通訳者への育成まで進めない。	身近な手話を学ぶと同時に、聴覚障がい者への理解が深まることで、構えることなく聴覚障がい者との交流を図ることができる。	手話入門講座と基礎講座を開催していくことで、手話通訳者の育成を図る。	障がい福祉課	協働
栗東市保育サービスにかかる第三者評価事務委託事業	公立保育園への民間活力活用に向けた取り組みと成果指標の設定のため、治田西・大宝西の両園の保育サービスについて第三者による評価を受ける。	取り組み分野が限定されているため、多角的分析の技量が求められる。	NPOといった市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	市民が主体的に行う公益活動の育成を行い、協働への意識高揚を図る。	子育て応援課	
協働事業「子育て中の親の楽習会と憩いの場づくり」	生涯学習課との協働事業に対し、推進支援する課として、団体が行う活動を児童館でポスター等の掲示・啓発を行った。また、活動場所としての児童館使用や共催事業を実施することで事業協力を図ることができた。	応募団体が一部の団体に限られ、広く一般に周知を図る必要がある。	ボランティア活動団体やNPOなど、市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	市民が主体的に行う公益活動の育成を行い、協働への意識高揚を図る。	子育て応援課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
子育てサークル登録事業	子育てや親育ちに関する支援活動を行う団体からの申請に対し、子育てサークル登録を行い、児童館を活動の場として利用を認めると共に、情報提供・持続的な活動の育成・支援を図る。	応募団体が一部の団体に限られ、広く一般に周知を図る必要がある。	ボランティア活動団体やNPOなど、市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	市民が主体的に行う公益活動の育成を行い、協働への意識高揚を図る。	子育て応援課	協働
栗東市総合防災マップ作成業務	栗東市内の震災、浸水、土砂災害を地図に落とし、明示したものを市内全世帯に配布し、自己の住む地域の災害リスクを知り、災害に対して備えを促す。	全国的に大規模災害が発生しているが、市民のなかで自分の身に起こりえるという自覚のない方も多く、また、住んでいる地域の災害リスクに対して知らない方もいる。大規模災害になると、自己や地域の力により、生命や財産を守ることを理解し、災害に対する備えを行う必要がある。	滋賀県の行った最新の地震、浸水のシミュレーションをゼンリンの地図に落とし、住宅がどの程度危険かを知ってもらうことができた。また、マップを利用して、まちあるきを行い、地域活動のなかで防災に取り組むことに資した。制作面では、ゼンリンが市内業者から広告を集め、その広告料を徴収し、制作費を抑えることができた。市の防災事業に対して意欲的な市内企業が、広告という形で参加した。	市内の企業の広告により、今回は半額程度で実施できたが、事業の目的は、災害リスクの明示であるため、今後も定期的に発行を行い、地域の防災に対する啓発を続けたい。	危機管理課	協働
災害時応援協定	災害時に不足する人、資材等を前もって企業、他市町と協定を結び、不測の事態に備える。	災害時の応援協定により、物質や人的支援を確保しているが、定期的に協定先との連携確認が必要となる。また、大規模震災の場合は、市内企業も被災するため、代替手段を講ずる必要がある。	昨年の台風18号時には、深夜にも拘わらず市内企業により物資の提供、災害救助活動を実施し、災害対応に役立った。	今後も不測の事態に万全対応ができるよう協定を締結する。	危機管理課	協働
栗東市防犯のまちづくり審議会	市民が安心して安全に暮らすため、栗東市防犯のまちづくり審議会に地域の自主防犯活動への支援や、子どもを守るために地域と学校等が一体となった安全体制の確立など、「防犯のまちづくり」活動や施策の諮問をする。	栗東市防犯のまちづくり計画の事業やその進捗に対して、提言をいただき事業を実施しているが、啓発事業が主であるため事業の効果が分かりづらい。	防犯のまちづくり計画に対して、特殊詐欺のような様々な手法を行う犯罪に対する事業について、効果的な提言をいただいている。	防犯のまちづくり施策に対する審議を続け、市民の意見を反映する。	危機管理課	市民参画
防犯街頭啓発事業	地域のボランティア団体や中学校のボランティア団体とともに、早朝の駅前や夕刻の大型量販店の前で、自転車盗、万引き防止などの犯罪被害防止の啓発を行う。	栗東市内の防犯ボランティア団体が少なく、一部の団体との事業となっている。ボランティア団体を増やし、更に多くの人により、啓発を行う必要がある。	顔見知りの地域の方が渡すことや、中学生が同年代の学生に手渡すことで、親近感と現実感が増し、啓発の効果がある。	防犯ボランティア団体設立を促し、地域で見守り、地域で犯罪をなくすまちづくりを進めたい。	危機管理課	協働
各種団体活動補助	市民主導による交通安全推進団体の活動を支援するため、所要の財源、人的支援を実施。	交通安全推進3団体とも昨年度同様に連携できている。但し、近年各団体は会員(隊員)数減少、役員の固定化(担い手不足)など、硬直の実態にあり、新たな人材発掘について、協働に取り組む必要がある。ボランティアによる活動の限界は行政が支援する必要がある。	市民自治と意識向上。きめ細かい対応。市民にとって重要なため。	課題の項に記載した通り。	生活交通課	協働
交通安全対策審議会	国、県及び交通安全推進関係団体との連携協力のもと、地域の特性を踏まえた交通安全対策事業を積極的に展開し、総合的な交通安全対策の推進による事故の防止を図る。	特になし	交通安全対策審議会の委員は、学識経験者、幼児、小中学生、高校生等の関係者、障がい者団体、交通安全推進団体、住民代表、警察、市職員で構成されており、幅広い意見が集約できる。	市の交通安全活動や交通事故状況を検証評価する組織として、今後も定期的に協働の進捗状況、検証評価を行う。	生活交通課	市民参画

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
栗東市環境審議会	環境基本法第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関する事項の調査及び審査を行うため、栗東市環境審議会を置く。	特になし	環境審議会委員は、学識経験者、地域を代表するもの、有識者で構成されており、専門的な意見と地域の方の経験を踏まえた意見など幅広い意見を集約できる。	条例に基づく組織として、必要に応じて今後も継続して新語会を開催する。	環境政策課	市民参画
生活環境保全推進員(推進会議)	住民運動として、地域の環境保全、ごみの収集に対するの分別等を通して、地域の生活環境の向上を図る。	不法投棄と資源ごみの持ち去り事象の監視体制	自治会単位の取り組みで、ごみ減量や分別に対する意識向上に努めることができる	自治会が単位での環境保全運動の展開	環境政策課	市民参画
不法投棄監視員	不法投棄対策として、不法投棄監視員の委嘱、啓発用看板の配布及び設置を行い、投棄の未然防止に努める。	不法投棄の監視体制強化	監視員からの連絡により、投棄行為者不明の投棄物について、撤去を行い原状回復に努めている。	不法投棄の未然防止	環境政策課	市民参画
不法投棄ボランティア監視員	不法投棄対策として、ボランティア監視員の委嘱し、投棄の未然防止に努める。	不法投棄の監視体制強化	監視員やボランティア監視員からの連絡により、投棄行為者不明の投棄物について、撤去を行い原状回復に努めている。	不法投棄の未然防止	環境政策課	市民参画
栗東市墓地公園管理委員会	墓地公園に関する維持管理、運営についての審議を行う。	特になし	墓地公園使用者と隣接する寺院が委員となっていることで、利用者の意見が聞ける。	新区画の造成と分譲	環境政策課	市民参画
ごみ減量リサイクル推進会議	住民運動として、住民・事業者・行政が一体となり、ごみ減量リサイクル等について、調査・研究・啓発及び実践活動を行う。	住民活動としての認知	様々な情報を提供することで、市民のごみ減量や分別に対する意識向上に努めることができる	住民・事業所・行政が一体となった住民運動の展開	環境政策課	市民参画
捨てればゴミ、活かせば資源！栗東エコごみ箱	毎月第2日曜日に、栗東芸術文化会館「さくら」で実施する「滋賀がいいもん市」において廃食油を回収し、集めた廃食油を専門業者に売却する。その売却益でゴーヤの苗を購入し、廃食油を持参した市民に還元する。	「滋賀がいいもん市」を引き続き市内で開催していただくことが継続条件です。	一般廃棄物の減少とともに、グリーンカーテンを普及することで温室効果ガスの削減が図れる。	引き続き同じ形態で継続していく。	環境政策課	協働
環境センター運営管理経費	環境センターの運営に関する審議	特になし	地域との調和を図ることができる	条例に基づく組織として、環境センターの適切な管理運営のため、継続していく。	環境政策課	市民参画
空き家実態調査	近年、全国的に空き家問題が発生している。栗東市内の空き家問題についても顕在化してきたことから、市内の空き家の実態を調査することが必要になってきた。そのようなことから市内各自治会に対して調査を依頼する。各自治会より提出された空き家に関する報告について、分析を行い、今後の空き家対策を行う資料として活用する。	自治会によっては、自治会役員のための調査になり、幅広く住民の声が聞けないことがある。	自治会は地域に最も身近な存在であり正確な情報が報告される。	自治会は地域で最も正確で、緻密な情報を届けてくれる組織として今後も最新の情報を報告してもらう。	住宅課	市民参画
りっとう美知メセナ事業	道路の清掃や植栽の剪定等について、企業等のボランティアにより実施していただく。	低コストで質の高い維持管理を行う上で、更なる協力をいただける企業を募る必要がある。	企業等が自主的に道路清掃を行うことにより、道路の環境保全が保たれる。	安全・安心・快適な道路環境を図る。	道路・河川課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
木造住宅耐震化に関するアンケート	市耐震改修促進計画に掲げる市内の木造住宅の耐震化を90%としていることから、実施している木造住宅耐震診断を受診された方を対象に耐震改修等に対する考えを把握し、その結果を今後の施策に参考とする目的のために実施した。	今回の調査については、耐震診断の受診者のみであり、今後、市内で耐震性が不十分な木造住宅が多数あることから、範囲を広げて意向アンケートを実施して、耐震化の啓発を進めていかなければならない。	アンケート調査の結果を市ホームページに掲載し、耐震化に向けた課題等の情報を発信することができた。	木造住宅耐震率が90%に近づくように、アンケート調査や講演会を実施して啓発していく。	住宅課	市民参画
市道愛護補助事業	主要市道の清掃・植栽管理等を地元自治会で実施していただくことに対して補助を行う。	沿道自治会の高齢化等により活動自治会が減少するなかで、更なる活動団体を募る必要がある。	自治会等が自主的に道路清掃を行うことにより道路の環境保全が保たれる。	安全・安心・快適な道路環境を図る。	道路・河川課	協働
一般河川愛護補助事業	県管理の一級河川において、草刈を地元自治会でいただくことに対して補助を行う。	自治会の高齢化等により活動自治会が減少するなかで、更なる活動団体を募る必要がある。	自治会等が自主的に河川清掃を行うことにより河川の環境保全が保たれる。	堤防等河川管理施設の機能維持を図る。	道路・河川課	協働
栗東市都市計画審議会	都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、栗東市都市計画審議会を設置し、市等が都市計画の決定や変更をする場合、その都市計画の案を調査・審議し、審議会として都市計画決定・変更することが適当であるか否かを決める。	公募委員について、公募を行っても応募者が少ない。	学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、住民代表で構成され、審議会のより公正な運営の確保と透明性の向上、並びに幅広い調査・審議ができる。	都市計画決定に当たっては、審議会の議を経て都市計画を定めること(都市計画法第19条第1項)となっていることから、条例に基づき審議会を設置し、今後も、都市計画の決定や変更をする場合、その都市計画の案を調査・審議する。	都市計画課	市民参画
栗東市景観百年審議会	景観行政の円滑な運営を図るため、条例に基づき、栗東市景観百年審議会を設置し、景観形成に関する重要事項を調査・審議する。	公募委員について、公募を行っても応募者が少ない。	学識経験者、市議会議員、関係行政機関職員、住民代表で構成され、審議会のより公正な運営の確保と透明性の向上、並びに幅広い調査・審議ができる。	栗東固有の景観・風景を、市民共通の財産として次代に引き継ぎ、独自の景観づくりに取り組む必要があったことから、条例に基づき審議会を設置し、今後も、良好な景観形成に関する重要事項について調査・審議する。	都市計画課	市民参画
安養寺緑のわがまち建築条例(案)	地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるに当たって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見等を募集するため、栗東市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施する。	案の公表や周知の方法等について、広く一般市民に分かるよう見直しが必要である。	市の案に対して市民等が意見を述べる機会を設けることによって、市の意思決定過程における公正性の確保や、市民の意見の集約ができる。	市が条例を定める前に、市民等その影響が及ぶ対象者の意見を事前に聴取することによって、その意見等を条例施行に反映させる。	都市計画課	市民参画
第三次栗東市道路整備プログラム(案)	市の必要な道路の計画的かつ効率的な道路整備を進めるに当たって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見等を募集するため、栗東市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施する。	案の公表や周知の方法等について、広く一般市民に分かるよう見直しが必要である。	市の案に対して市民等が意見を述べる機会を設けることによって、市の意思決定過程における公正性の確保や、市民の意見の集約ができる。	市が計画を定める前に、市民等その影響が及ぶ対象者の意見を事前に聴取することによって、その意見等を計画に反映させる。	都市計画課	市民参画
栗東市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(案)	地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるに当たって、事前に案を示し、その案について広く市民から意見等を募集するため、栗東市パブリックコメント実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施する。	案の公表や周知の方法等について、広く一般市民に分かるよう見直しが必要である。	市の案に対して市民等が意見を述べる機会を設けることによって、市の意思決定過程における公正性の確保や、市民の意見の集約ができる。	市が条例を定める前に、市民等その影響が及ぶ対象者の意見を事前に聴取することによって、その意見等を条例施行に反映させる。	都市計画課	市民参画

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
目川・岡まちづくり事業 地域、学生、行政の新たな協働による景観まちづくり	「風格都市栗東」の実現を目指し、多様な主体と連携し、東海道に対する誇りや愛着を醸成するとともに、景観への意識向上を図りながら景観づくりの実践活動を行う。H25年度は、協働事業提案に基づき、景観づくりにおける各種プロジェクトを行う。	持続可能な体制づくりや資金確保を図る必要がある。	地域と大学との連携や、地域コミュニティの強化と活性化、地域住民の景観づくりに対する意識の向上につながる。	地域や大学と協力しながら、団体が主体的に行う活動の支援を行い、歴史街道の魅力の向上と、地域住民の景観形成意識の高揚を図る。	都市計画課	協働
堂々りっとう景観啓発事業	市景観条例において、毎年10月10日を「堂々りっとう景観記念日」と位置づけ、景観に対する意識啓発や、景観に関するイベントやフォーラムの開催を行う。H25年度は、地域のイベント(いちようまつPlus、古き良き安養寺博物館)の開催と協働して景観啓発コーナーを設置し、栗東の景観啓発や、地域の景観まちづくり活動の取組紹介を行う。	景観の大切さは個々に感じていても、景観に取り組んでいる人・団体は少なく、創意工夫を凝らしながら特色ある景観づくりを計画的に推進し、市民に周知を図る必要がある。	景観に対する啓発や担い手育成を育む活動を通じて、景観に対する市民意識の醸成や地域の活性化につながる。	日頃より感じる景観や街並みについて語り合える機会や、栗東の景観を提供し、景観に関心を持ってもらえるよう人を増やししながら、市民の景観意識の高揚を図る。	都市計画課	協働
元気創造事業 (元気都市 花と緑のガーデニング事業)	景観まちづくりの推進を図ることを目的として、市内でガーデニング活動等をされていく市民団体等を対象に、ガーデニング講座の実践活動を行う。	応募団体が少なく、広く市民に取り組み内容の周知を図る必要がある。	花と緑に関心を持つ市民同士のつながりや、市民の景観・緑化意識の高揚や普及啓発が図られると共に、花壇等の整備により、緑豊かな街並みが形成され、日々の暮らしの中に潤いを感じる景観づくりの発展につながる。	花と緑のある景観づくりを市民と協働で行い、花と緑による美しい街並み景観の形成と、市民の景観・緑化意識の高揚を図る。	都市計画課	協働
観音寺景観まちづくり事業	琵琶湖への眺望や、田園風景といった、地域における貴重な地域資源を保全し、また継承していくため、地域課題の解決に向けた検討会議や実践活動を行う。	移住・定住のための受け皿づくりや、地域住民や地域を応援する者が主体となった自主自立した活動の継続を図る必要がある。	地域住民の景観づくりに対する意識の向上と、都市住民との交流による移住・定住促進や地域コミュニティの強化や地域の活性化につながる。	都市住民等との交流や、地域や地域を応援する者と交流しながら、団体が主体的に行う活動の支援を行い、地域に残る自然と調和した豊かな暮らしの継承や、地域住民の景観形成意識の高揚を図る。	都市計画課	協働
栗東市街道百年ファンクラブ	歴史街道の魅力を再発見するとともに、仲間づくりやネットワークづくりを進めながら、中山道や東海道などの街道を中心とした地域の活性化と、地域固有の景観づくりに向けたまちづくり活動を行う。H25年度は、観光物産協会主催のあかりイベントや、景観まちづくり事業へのボランティア参加を行う。	活動範囲や実働会員に限られ、運営方法や会員等への周知方法等の見直しを図る必要がある。	歴史街道を純粋に応援したいと考える市民、団体、学生、事業者等の有志が集まり、自主的・主体的に行う活動への意識の醸成と地域活性化につながる。	仲間づくりやネットワークづくりを進めながら、市民等が主体的に行う景観まちづくり活動の支援を行い、地域活性化や保全すべき歴史街道の景観形成等を図る。	都市計画課	協働
安養寺景観まちづくり事業	地域における豊かな自然や歴史、文化を守り、活かすとともに、中心市街地としての賑わいの再生と暮らし良さを追及するため、検討会議、ワークショップ、実践、イベント等の実施活動を行う。	持続可能な体制づくりや資金確保など、地域住民が主体となった自主自立した活動の継続を図る必要がある。	中心市街地としての賑わいの再生と暮らし良さの向上と、地域コミュニティの強化、地域住民の景観づくりに対する意識の向上につながる。	市民が主体的に行う活動の支援を行い、地域資源の保全と地域の活性化、地域住民の景観形成意識の高揚を図る。	都市計画課	市民参画

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
音訳ボランティア養成講座	音訳の専門講師を招き、音訳ボランティアの養成と音訳技術向上のための講座(全5回)を開催する。講師費用は図書館とボランティア団体が負担する。	ボランティアメンバーの減少に伴い、新たなボランティアを養成する必要がある。養成講座開催費用の大部分をボランティア団体が負担しているので、予算化が必要である。	ボランティアの録音図書製作・対面朗読に必要な技術の習得と、質の向上を図る。	ボランティアの技術向上を図るために、図書館とボランティア団体が音訳ボランティア養成講座を共同で開催し、協働への意識を向上させる。	図書館	市民参画
対面朗読・録音図書製作事業	図書館の障害者サービスにおいて、視覚障害者の読書環境の充実と読書推進を図るため、録音図書製作と対面朗読を行う。	最新の機器、技術への対応ができず、一部の利用者にはサービスの利用価値が少ないので、改善する必要がある。	録音図書製作により視覚障害者の読書欲求にきめ細かく対応でき、対面朗読により視覚障害者の求める資料を迅速に提供することができる。	図書館が主体的に行う障害者サービスの質を向上させるため、ボランティアの技術の向上を図り、ボランティア団体の協働への意識高揚を図る。	図書館	協働
音訳ボランティア養成講座	音訳の専門講師を招き、音訳ボランティアの養成と音訳技術向上のための講座(全5回)を開催する。講師費用は図書館とボランティア団体が負担する。	ボランティアメンバーの減少に伴い、新たなボランティアを養成する必要がある。養成講座開催費用の大部分をボランティア団体が負担しているので、予算化が必要である。	ボランティアの録音図書製作・対面朗読に必要な技術の習得と、質の向上を図る。	ボランティアの技術向上を図るために、図書館とボランティア団体が音訳ボランティア養成講座を共同で開催し、協働への意識を向上させる。	図書館	協働
おはなし会事業	ボランティアグループが、図書館で定期的におはなし会を開催する。	ボランティアメンバーの固定化が進んでいるので、新しいメンバーの養成が必要である。	本の紹介を通して子ども達の読書意欲を高め、読書機会を増やす役割を果たしている。	市民が主体的に行う活動を支援し、協働への意識高揚を図る。	図書館	協働
読み聞かせボランティア養成講座事業(元気創造事業)	読み聞かせ活動をするボランティアを養成するため、すでに読み聞かせ活動に実績のあるボランティアグループに、ボランティア養成の指導の一端を担ってもらう。	ボランティアとして活動するには自主的な学習が必要となり、継続していく人員の確保が難しい。	子ども達への読書推進を図る。	市民が行う活動を支援し、協働への意識高揚を図る。	図書館	協働
栗東市教育委員会後援の承認	各種団体が産業、文化、教育等の振興及び健康、社会福祉の増進のために開催する大会、コンクール、研究会等に対し、市教育委員会が行う後援の基準を定め、市教育委員会が大会等を奨励する	特になし	市教育委員会が後援を承認することにより、各事業の集客拡大が図れる	現状維持	教育総務課	市民参画
博物館講座「かまどめしを炊こう!!」	栗東歴史民俗博物館敷地内の旧中島家住宅のかまどを利用した炊飯体験。ガスが普及する以前のくらしを体験することを目的とする。栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得て事業を実施している。	事業参加者の固定化が進んでおり、広報の方法について工夫するほか、事業の内容についても検討が必要である。	昭和30年代までは一般的に行われていたかまどを用いた炊飯を、実際に経験している世代の会員が多い栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得ることで、事業参加者へのきめ細かい、実体験に即した対応が期待できる。	引き続き、栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得て事業を実施する。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
文化財審議会	本市の区域内に存する文化財のうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とし、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について、調査審議する。	専門的知識を要するため、委員が固定される。	諮問機関として適切な答申が得ることができる。	現状のまま	スポーツ・文化振興課	市民参画
竹村定治コレクション調査・整理	栗東歴史民俗博物館が栗東市伊勢落在住の竹村定治さんから寄贈を受けた鉄道コレクションの調査・整理。栗東歴史民俗博物館と栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会が協力して調査・整理を進め、その成果の一部を平成22年度に公開した。	竹村定治コレクションは、鉄道模型、記念切符やメダル、コインなどの鉄道記念グッズ、書籍や雑誌等の資料類など、総点数3,000点余りを数えるコレクションであり、調査・整理は地道な作業となる。とりわけ、平成22年度の展覧会では公開に至らなかった海外の鉄道模型については、関連する資料の乏しさなどから、調査・整理作業は難渋している。	栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の参画を得ることで、継続的に調査・整理を行うことが可能となる。平成22年度には、調査・整理の成果を公開する「竹村定治コレクション展～鉄道模型の世界～」展を開催した。	引き続き、調査・整理作業を行う。平成27年度には2回目となる展覧会の開催を予定している。調査・整理の終了後の保存・公開の方法について検討する。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働
栗東歴史民俗博物館協議会	栗東歴史民俗博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。	栗東市附属機関等の委員の公募に関する規定に基づき、委員の公募を行っているが、応募がない。	栗東歴史民俗博物館協議会の委員は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行なう者、学識経験者で構成されており、幅広い意見の集約ができる。	栗東歴史民俗博物館の運営について、市民参画や協働の観点から意見を集約し、市民に開かれた博物館づくりを進める。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働
博物館教室「昔のくらし」	小学校3年生が学習する地域の「昔のくらし調べ」の社会科単元に対応したプログラム。栗東歴史民俗博物館敷地内の移築民家旧中島家住宅を利用し、かまどの火吹き体験、燈明・燭燭・ランプなどの昔の明かりの体験など、「昔のくらし」について体験的に学ぶ機会を提供する。平成20年度より栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得て事業を実施している。	栗東市立の9小学校をはじめ、近隣の小学校を対象として事業を実施しているが、小学校側の要望にも多様なものがあり、市民参画と協働という観点だけではなく、博学連携事業としての位置付けも踏まえた上での対応が必要である。	昭和30年代以前の暮らしを知る世代の会員が多い栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得ることで、プログラムの多様化につながり、児童へのきめ細かい指導が期待できる。	引き続き、栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会の協力を得て事業を実施する。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
RISSミュージアムロビーコンサート	市民に広く音楽に親しんでいただくことを目的とする栗東音楽振興会と、市民に活用される博物館を目指す栗東歴史民俗博物館で、コンサートを開催する。	コンサートの企画・運営は栗東音楽振興会が担っており、単なる貸し館事業にならないように注意が必要である。	栗東歴史民俗博物館ロビーを会場に、栗東音楽振興会会員や近隣の演奏家により、気軽に立ち寄れるコンサートを開催することで、市民が気軽に音楽に親しめる機会を提供し、気軽に立ち寄れる博物館づくりにも寄与している。また、平成25年10月には、企画展「馬のまち栗東」に関連して、馬にちなんだ曲を多く取り入れたコンサートを開催し、平成26年10月には、博物館敷地内の移築民家旧中島家住宅を会場に「お月見コンサート」を開催するなど、博物館で開催することの意義を意識した事業にも取り組んでいる。	引き続き、事業を実施する。博物館近隣住民や、博物館への一般来館者には十分配慮しつつ、音楽文化の発展と振興につながるような事業を展開する。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働
市民とともに行う栗東歴史民俗博物館旧中島家住宅かまど再生事業	実行委員会を立ち上げ、平成26、27年度の2か年で、栗東歴史民俗博物館敷地内の旧中島家住宅のかまどの解体、再築造を行う。市民参加型のワークショップ方式を取り入れて実施していく予定で、実際の作業は平成27年度の実施となるが、平成26年度には、栗東市内外のかまどの調査や、これまでのかまどに関する資料などの再整理を行い、その成果を公開するシンポジウムを開催する。	栗東歴史民俗博物館が積極的に活用を進める移築民家旧中島家住宅のかまどは、築造から20年を経て老朽化が進んでいる。また、栗東歴史民俗博物館の事業に参画する市民団体として、栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会があるが、「市民に活用される、開かれた博物館づくり」を基本方針として掲げており、より多くの市民にとって親しみやすい博物館づくりを推進する必要がある。	かまど再生事業(現在のかまどを解体し、再築造すること)を、これまで旧中島家住宅を活用した事業での協働の実績がある栗東歴史民俗博物館市民学芸員の会のほか、農業団体 21東坂やNPO法人 碧いびわ湖の参画を得て実施する。かまどの再築造を通して、多世代の市民が楽しめる博物館のあり方の提案や、博物館を利用する機会が少ない若い世代へのアプローチ方法等の提案を得るなど、開かれた博物館づくりにつなげる。	栗東歴史民俗博物館がこれまでに蓄積している移築民家旧中島家住宅や、かまどに関する学術的な調査成果を踏まえた上で、かまどの再築造する。移築民家旧中島家住宅やかまどを活用した、開かれた博物館づくりを進める。	スポーツ・文化振興課(歴史民俗博物館)	協働
音楽振興会研修補助	栗東音楽振興会の音楽活動に関する研修会開催を支援する。	研修活動による参加者を拡大する。	研修活動を支援することができた。	課題検討し、継続的な研修活動の支援を行う。	スポーツ・文化振興課	協働
栗東市音楽祭開催事業	市民の身近な音楽鑑賞の場として、音楽振興会の活動を通じて、市民の方々に身近な場所で音楽に親しんでいただき、市の音楽振興がより活発になる事を目的とする。	幅広い世代が音楽に親しみ、活動・参加できる内容をとり入れてもらう。	音楽振興の場として定着することができている。	課題検討し、継続して開催委託する。	スポーツ・文化振興課	協働
栗東市美術展	市民の芸術への関心を高め、心豊かな文化生活を実現するとともに、文化のまちづくりに寄与することを目的とする。	継続した運営を図り、参加者・出品数の拡大を図る必要がある。	市民の文化振興の場として定着している。	課題検討し、継続して開催委託する。	スポーツ・文化振興課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
栗東市文化祭事業	市内で文化活動を展開されている方々の日頃の活動の成果を発表する機会を設けることにより市民の文化意識高揚の場とするとともに、幅広く市民に文化芸術の機会を提供することを目的として実施する。	参加者・出品数の拡大を図る必要がある。	文化振興の場として定着させることができています。	課題検討し、継続して開催委託する。	スポーツ・文化振興課	協働
りっとう演劇祭(協働事業)	演劇文化に地域の誰もが気軽に参加でき、より親しみの湧く身近なものとして地域に根付き、交流の中から顔の見える関係づくり、コミュニティを広げる。	継続的な活動をするにふさわしい組織づくりを行う。	市民に演劇文化を広げることができた。	協働事業採択としては今年度が最終年度である。	スポーツ・文化振興課	協働
りっとう市民夏まつり2014	笑顔あふれる元気なまちづくりにつなげるため、元氣創造をキーワードとした野洲川花火大会を開催。また、市民主役の活力あるステージイベント等を併せて展開。	平成25年度に立ち上げた組織であり、評価するのは難しい段階。今後必要があれば参加団体等を追加していく。	市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる	市民が主体的に行う公益活動の育成を行い、協働への意識高揚を図る	商工観光課	協働
さくら創造ミュージカルほか後援事業	公共性の高い事業について外部的支援を行う。(秘書係受付分36件、各課受付分21件、合計57件)	特になし。	各種団体等の事業実施に際し、市が支援を行うことにより、信頼性の向上につながる	現状維持	元氣創造政策課	協働
在住外国人支援事業	外国籍市民に対して、外国語通訳による生活相談窓口の開設や行政文書の翻訳など、多言語による生活に必要な情報の提供を推進する。	外国籍市民の個々の相談内容が複雑・深刻化していることへの対応	外国籍市民に対して、外国語通訳による生活相談窓口の開設や行政文書の翻訳など、多言語による生活に必要な情報を提供できる。	複雑化する相談内容へ対応できるよう更なる支援及び情報提供を行う	自治振興課	協働
栗東国際交流協会運営補助金	栗東国際交流協会の事業運営を行うための補助(人件費相当分)	国際交流協会の市民主導の運営やボランティア会員増を図り、協会の自立した運営ができる組織体制の強化を更に図ることが必要である。	異文化交流サロン等の事業を通して、外国籍市民と日本人との相互交流が図れる	市民による国際交流を更に進めるため、中核的主体を担う栗東国際交流協会の自立運営、組織体制の支援を行う。	自治振興課	協働
栗東国際交流協会事業費補助金	多文化共生社会を推進するための事業を実施するための補助	多文化交流事業等への外国籍市民の参加者の比率が低く、参加者を増やす工夫が必要であるとともに、事業実施においては、協会会員のスタッフの充実が必要不可欠である。	外国籍市民の社会参加の促進、市民が相互に交流する機会を提供することができる。	市民の国際理解・相互理解を深める活動を進めるため、中核的主体となる栗東国際交流協会の市民主体の運営や会員スタッフ増を図ることを重点に支援を行う	自治振興課	協働
自治会活動交付金	自治会における次の5事業(自治会文書配布事業、生涯学習のまちづくり事業、環境保全事業、地域ふれあい敬老事業、児童遊園管理事業)に対し、交付金を交付し自治会が自主的に進めるまちづくりを促進する。	自治会が活動しやすい支援対応の充足が必要	自治会への個別補助金等を交付金制度により統合し、個別手続きを一本化したことにより自治会事務の簡素化につながった。	補助金制度の定着化を図り、引き続き自治会が活動しやすい支援対応を行っていく。	自治振興課	協働
自治連合会補助金	自治連合会の事業助成を行うための補助	充実した自治会が活動できるよう組織体制の支援	各学区が抱える課題の検討や地域社会の連帯感の向上に努めることができた	各学区自治連合会相互の連携と地域課題の解決に向けた支援を引き続き行っていく	自治振興課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
地域振興協議会補助金	地域のまちづくりの活性化を図るための各学区地域振興協議会への補助	住民同士のつながりの希薄化や地域コミュニティの衰退などが懸念されており、地域住民間の絆をつなげ地域コミュニティを主眼に置いた愛着の持てる地域まちづくりへの取り組みが必要	各学区地域振興協議会の活性化と地域性を活かしたまちづくり活動に向けた取り組みができた	地域と行政の役割を相互が認識し、地域コミュニティによるまちづくりに向け、人材育成などより一層の取り組みが必要である	自治振興課	協働
栗東市表彰審議会	本市自治行政並びに公益増進に寄与し、功績が顕著で市民の模範となる方々の功績を称えるため実施する市政功労者表彰式の被表彰候補の適否にかかる意見聴取	特になし	規程に定められた各分野からの委員選出であり、適切な意見を得ることができている。	今後も引き続き、厳正かつ適切な選考を行う。	元気創造政策課	市民参画
元気創造対話事業(市長への手紙)	市民から日々の生活の中で市政について気付いたこと、考えていることなど、意見や提案をいただく制度	市民が活用しやすい環境をさらに整えるとともに、迅速かつ的確な回答ができるよう関係課による横の連携と情報共有に努める必要がある。また、意見の反映や対応の考え方、意見の蓄積や共有化システムなど声を聴いた後のアフターフォローを充実させる必要がある。	様式は年に2回に広報折り込むとともに、コミセンや図書館にも設置してある。また、市ホームページでも随時受付をしていることから、多くの市民の声を拾い上げる一つの方法となっている。	広く市民の声を聴く制度としてアフターフォローを充実させ、市民の声をいかした、よりよいまちづくりにつなげていく。	広報課	市民参画
元気創造対話事業(まちづくり出前トーク)	暮らしに身近な問題や市の事業などのメニューについて、市長や職員が地域に伺い、意見交換を通してまちづくりをともに考える場	意見や提案といった前向きなものでなく、地域や各種団体の要望が少なからずあり、学区要望などのすみわけが必要である。また、市民からの意見や提案を迅速に政策に反映させる仕組みが必要であるとともに、意見や対応の考え方の蓄積や共有化システムなど声を聴いた後のアフターフォローを充実させる必要がある。	職員が地域に伺うことで、多くの市民に市の事業などについて理解を深めていただき、ともにまちづくりを考える場となっている。	市民とともにまちづくりを考え、意見や提案を迅速に政策に反映させるとともにアフターフォローの充実により、よりよいまちづくりにつなげていく。	広報課	市民参画
元気創造対話事業(パブリックコメント制度)	市の計画や条例を作成する段階で、趣旨や内容を公開し、市民からの意見を求めることで、最終案をよりよいものにする制度	意見のないケースや意見を出す市民が限定的になっている場合がある。また、実施に重点が置かれている面があり、多くの意見を集めるための取り組みや出された意見の反映に課題が残る。	市民の意見を反映することにより、より生活者視点に立った計画などの立案につながっている。	多くの市民から意見を集め、反映することにより、よりよいまちづくりにつなげていく。	広報課	市民参画
元気創造対話事業(市長と気軽に栗東まちづくり座談会)	市長が自ら地域に伺い、市政の状況報告や市民と意見交換する場	幅広い市民の出席につながっていない。意見や提案を部局で共有し、迅速に市政にいかしていく必要がある。また、意見や対応の考え方の蓄積や共有化システムなど声を聴いた後のアフターフォローを充実させる必要がある。意見や提案といった前向きなものでなく、地域や各種団体の要望が少なからずあり、学区要望などのすみわけも必要である。	市長が地域に伺うことで、市政を身近に感じてもらい、ともにまちづくりを考える場となっている。	市民が参加しやすく、意見を出しやすい環境の構築により、より多くの意見や提案を市政にいかすとともにアフターフォローの充実により、よりよいまちづくりにつなげていく。	広報課	市民参画
広報発行事業	「広報りっとう」の点訳・音訳版を作成し、希望者に配布する	事業のPRによる利用者の拡大(現在、点訳利用者1名、音訳利用者8名)。	市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	利用者の拡大により、市民が自主的・主体的に行う公益活動へのさらなる意識の醸成と地域の活性化につなげていく。	広報課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
栗東市まちづくり出前トーク	市長や職員が直接伺い、意見交換を通して暮らしに身近な問題や関心のある事業など、まちづくりを一緒に考える。	事前の打ち合わせや当日の地元の担当者の進め方如何により実施内容が大きく左右される	設定テーマに関心がある市民に直接市の方針、考え等を伝えとともにそれに対する素直な意見を聞くことが出来る	来年度総合計画の後期基本計画期間が始まることから更に実施内容を含め充実を図る	元気創造政策課	市民参画
栗東市市民社会貢献活動促進基金補助金	市内を拠点に活動する、もしくは活動しようとするNPO・市民活動団体(自発的で公益的な活動を行う団体)をこれからの新しいまちづくりを進めるパートナーとして位置づけるとともに、「市民社会」の構築に向け、これらの団体が市内においてイキイキと活動できるよう支援する。	応募団体が一部の団体に限られ、広く一般に周知を図る必要がある。	ボランティア活動団体やNPOなど、市民が自主的・主体的に行う公益活動への意識の醸成と地域の活性化につながる。	市民が主体的に行う公益活動の育成を行い、協働への意識高揚を図る。	自治振興課	協働
社会福祉協議会ボランティア市民活動センター運営補助	相談・登録・調整、人材育成事業、口中の場の提供等、ボランティア活動・市民活動に関する事業を実施しているボランティア市民活動センターに対し、補助を行う。	充実したボランティア育成活動が行えるよう運営支援が必要	ボランティア市民活動の拠点として、地域のつながりを重視したボランティア・市民活動を支援することができる。	市民が自主的・主体的に行う公益活動への醸成と地域の活性化につながる。	自治振興課	協働
ボランティア・市民活動いきいきサポート講座	市民活動団体、ボランティアグループ、地域振興協議会の活動の継続、さらなる活性化のための講座	市民活動、ボランティアグループの高齢化	市民活動、ボランティアグループ同士のネットワークづくり、ボランティアグループの活性化につながる	地域の活性化につながるよう市民活動、ボランティアグループ、地域振興協議会の活動を支援するとともに、協働への意識醸成を図る。	自治振興課	協働
協働事業子育て中の親の楽習と憩いの場づくり	男性も主たる養育者として育児を経験し、楽しさを知ってもらう。また、サロンを通じて父親にも育児仲間ができ、母親の一番の理解者となり共に育児ができるよう、育児ができるよう、育児参加の後押しをする。	知名度向上と、その後の活動拠点(現在の場所では参加人数に制限があるため)	少しずつではあるが父親の参加者も増えてきており、(育児＝母親)のイメージは薄くなり、父親が違和感なく入れている。	CoCo愛での活動を他の子育て支援サークルに広めていき、男性も育児に積極的に関わっていくことが普通であるという雰囲気をつくっていく。	生涯学習課	協働
目川・岡まちづくり事業 地域、学生、行政の新たな協働による景観まちづくり	「風格都市栗東」の実現を目指し、多様な主体と連携し、東海道に対する誇りや愛着を醸成するとともに、景観への意識向上を図りながら景観づくりの実践活動を行う。H25年度は、協働事業提案に基づき、景観づくりにおける各種プロジェクトを行う。	持続可能な体制づくりや資金確保を図る必要がある。	地域と大学との連携や、地域コミュニティの強化と活性化、地域住民の景観づくりに対する意識の向上につながる。	地域や大学と協力しながら、団体が主体的に行う活動の支援を行い、歴史街道の魅力の向上と、地域住民の景観形成意識の高揚を図る。	都市計画課	協働
りっとう演劇祭(協働事業)	演劇文化に地域の誰もが気軽に参加でき、より親しみの湧く身近なものとして地域に根付き、交流の中から顔の見える関係づくり、コミュニティを広げる。	継続的な活動をするにふさわしい組織づくりを行う。	市民に演劇文化を広げることができた。	協働事業採択としては今年度が最終年度である。	スポーツ・文化振興課	協働
協働事業提案制度	協働することで、効果や効率性が高まる事業について、市民、公益活動団体と行政の双方で選択・提案し合い、協働の取り組みを推進する。	市からのテーマ型提案が年々減少傾向になる。応募団体が一部の団体に限られ、広く周知を図る必要がある。	公益活動団体と行政とが共通の目的に向かって役割分担をしながら事業を実施することにより協働によりまちづくりへの意識醸成につながる。	地域の課題解決、本市の魅力向上につながるよう引き続き協働事業提案制度の充実に取り組む。	自治振興課	協働

市民参画と協働によるまちづくり取り組み状況一覧

事業名	事業概要	課題	効果	方向性(目標)	担当課	実施状況
栗東市市民参画等推進委員会	市民参画と協働によるまちづくり推進条例を、実効性のあるものにするために、条例に基づく活動等を検証評価する組織として推進委員会を設置し、定期的に推進状況の検証評価を行うとともに、自主的に調査することができるものとする。	公募市民においては、一部の市民の意見に限られ、広く一般市民の意見を聞くことができていない。	市民参画と推進委員会の委員は、学識経験者、地域公益活動団体、地域コミュニティ団体、公募市民、市職員で構成されており、幅広い意見が集約できる。	条例に基づく活動等を検証評価する組織として、今後も定期的に協働の進捗状況、検証評価を行う。	自治振興課	市民参画
栗東市議会基本条例	議会基本条例の第8条に議会報告会及び懇談会の開催について定めている。	開催回数、開催時間、報告の内容の提供の仕方など。	議会の活動内容がわかる良い機会と感想をいただいた。	市民によく見え、魅力ある議会を築くため今後も取り組む。	議事課	市民参画
子ども議会	将来の栗東市を担う子どもたちが、自分のまちの姿をよく見つめ、「いつまでも住み続けたい」なる安心な元気都市栗東」づくりのため、市に対する自分の夢や希望を話してもらうことにより、子どもの市政への関心と、まちづくりに進んで参加しようとする意欲を高めることができるようにする	子ども議員の対象を現在の小学生に加え中学生に広げてはどうかとの意見がある。	子ども議会体験者から、栗東市のまちづくり等に興味・関心をもてたとの回答がある。		議事課	市民参画
栗東駅周辺まちづくり検討会議	平成23年度に買戻しが終了した栗東駅前用地(駅ビル用地)について、同用地をはじめとしてJR栗東駅前広場の活用を含めた東口駅前周辺のまちづくりについて、栗東駅周辺のまちづくり検討会議で意見を聞き、検討していく。	市民とのまちづくりを一層進めていく上で、組織の代表だけでなく、広く住民にも参画いただき、推進を図る必要がある。	駅前を中心とした市民に参画いただく中で住民商業者等、様々な立場からの意見を聞き方針検討の材料とすることができた。	基本方針に定める内容の具現化にあたっては、地域住民をはじめとする市民と参画、協働を基本姿勢に進めていく。	元気創造政策課	市民参画

第2次栗東市子ども読書活動推進計画 (案)

栗東市

第2次栗東市子ども読書活動推進計画目次

第1章 はじめに

- 1 子どもの読書活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 子どもの読書活動の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯・・・・・・・・ 4
- 4 第1次計画から見た成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・ 6

- 1 計画の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の基本方針
- 4 計画の期間

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

- 1 乳幼児期における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 幼稚園・保育園・幼稚園における推進・・・・・・・・・・ 8
- 3 小学校・中学校における推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 地域における推進
 - (1) 地域子育て支援センター及び児童館における推進・・・・ 11
 - (2) ひだまりの家における推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (3) その他の地域における推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 市立図書館における推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 推進体制と進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 7 予算上の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 8 啓発、広報などの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

添付資料 子ども発達段階に応じた読書活動推進のための取組一覧

・・・・・・・・ 20・21

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるうえで欠くことのできないものです。

特に、子どもにとって、読書は、知的・精神的・情緒的な発達に欠くことのできない役割を果たします。読書によって子どもは想像力を養い、言葉を学び、言葉の大切さに気付き、思考力や表現力を高め、総合的な判断力を身につけるとともに、豊かな感性と創造力を育むことができます。

読書の習慣は、幼いころから本を読んでもらう楽しみを経て、感動する本に出会い、自分で読むことの喜びを知り、それぞれの興味や能力に応じて、自由に読書することによって形成されます。そうして、自分の意思で本を選び、読むことが自立への一歩となります。

しかしながら、読書の習慣は多くの場合、自然に身につくものではありません。そのため、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、読書の幅を広げ、読書体験を深められるような環境を整備することが重要です。

このような中で前回の計画からの現状と課題を踏まえ、第2次栗東市子ども読書活動推進計画を策定しました。

2 子どもの読書活動の現状

テレビの多チャンネル化、コンピュータゲーム、インターネット、携帯電話やスマートフォンなどの急激な発達や普及は、子どもの生活環境を大きく変化させています。こうした社会の変化は子どもの読書に大きな影響を与え、子どもが本に興味を持ち、本に親しむ機会を妨げる大きな一因となっています。情報が容易に入手できる状況にある反面、本を読むことが少なくなることによって、子どもの言葉が乏しくなり、想像する力や自分を表現する力が弱くなるおそれがあります。特に、中学生になるほど本を読まない子どもの割合が高くなっていますが、これは読書が楽しいという意識や読書の習慣が身についていないことが、理由の一つであると考えられます。このことから、本を読む楽しさを知り読書する習慣を身に付けていくことが重要であるといえます。

3 栗東市子ども読書活動推進計画策定の経緯

○国の動き

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、子どもの読書活動が積極的に推進されることになりました。また、同法第8条に基づいて、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。計画は、おおむね5年ごとに検証され、現在、平成25年5月に第3次計画が策定され、以後5年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策が明らかにされています。

○県の動き

平成17年2月に、同法第9条第1項の規定により「滋賀県子ども読書活動推進計画」が、また平成26年中には「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」が策定されます。この計画は、県内自治体が子どもの読書活動に関する施策についての計画を策定する際の基本として位置づけられています。

○市の取組

本市においても、同法第9条第2項の規定に基づいて、県の「滋賀県子ども読書活動推進計画」を基本に、平成20年3月に「栗東市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、子どもの読書活動推進のための施策を進めてきました。この度、第1次計画での成果や課題及び国、県の最新の計画を踏まえて、すべての子どもが楽しく読書ができる環境づくりを目的として、「第2次栗東市子ども読書活動推進計画」を策定します。

4 第1次計画から見た成果と課題

子どもの成長にあわせて、身近なところで読み聞かせなど本に親しむ環境づくりが重要です。本市では、現在まで乳幼児健診時の絵本の紹介や読み聞かせの大切さの啓発、幼保園においては全園で読み聞かせの実施や職員研修、また小中学校では全校一斉の読書活動などを通じて、読書意欲の向上に努めてきました。市立図書館では、児童文庫の開設や児童コーナーの配架の見直しにより、利用しやすい環境づくりに努めると共に、ボランティアや職員による読み聞かせを実施してきました。

その結果、第1次計画の指標である1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合は、第1次計画の基準年(平成19年度)からは減少の傾向にあります。しかし、県や全国の平均値と比較すると、特に中学生の1ヶ月に1冊も本を読まない子どもの割合が高くなっています。

第1次計画の指標の推移

1. 1ヶ月間に1冊も本を読まなかった小学生（4～6年生）の割合

栗東市達成目標 0%

平成21年度	4.8%	(滋賀県 4.0%・全国 5.0%)
平成22年度	6.1%	(滋賀県 3.5%・全国 6.2%)
平成23年度	4.0%	(滋賀県 3.6%・全国 6.2%)
平成24年度	4.4%	(滋賀県 3.5%・全国 4.5%)
平成25年度	5.2%	(滋賀県 3.1%・全国 5.3%)

2. 1ヶ月間に1冊も本を読まなかった中学生の割合

栗東市達成目標 20.0%

平成21年度	40.8%	(滋賀県 20.4%・全国 14.7%)
平成22年度	55.6%	(滋賀県 18.9%・全国 12.7%)
平成23年度	55.7%	(滋賀県 16.7%・全国 16.2%)
平成24年度	45.2%	(滋賀県 17.2%・全国 16.4%)
平成25年度	52.4%	(滋賀県 15.9%・全国 16.9%)

指標から見る課題

市内の児童生徒が1ヶ月間に1冊も本を読まなかった割合は、年度によって変化はあるものの、全国や県下と比較していずれも高い割合を示しています。このようなことから子どもが読書を習慣付けられるよう、家庭での読書の普及啓発、学校園での読書活動の推進や学校図書館等の環境整備、地域でのボランティア団体との連携、本との出会いの場の提供、情報の共有等が必要です。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念として、第1次計画の成果と課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動推進をめざして総合的かつ計画的な推進を図るために定めます。

2 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて作成した計画で、県の直近の子ども読書活動推進計画を基本とし、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組などを示したものです。

3 計画の基本方針

読書に親しむことは、子どもの発達段階にあって豊かな感性と創造力を培い多くの本と出会うことで、言葉や知識を得たり、自らが知らない世界に想像を膨らませ自らの考えと向き合うなど、自己を形成していくうえで重要な機会です。そのような機会を、子どもの身近に存在する環境として整備するため、引き続き第2次計画においても、以下の基本方針をもとに推進していきます。

- 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- 家庭・地域・学校園を通じた社会全体での取組みの推進
- 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

4 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から概ね5か年とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

1 乳幼児期における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 絵本との出会いの啓発

家庭の中で、子どもの成長に合わせて読み聞かせをしたり、一緒に絵本を読んだりすることは、子どもの言葉の発達や心の発達につながりとても大切なことであり、親子のふれあいの場にもなります。その重要性を保護者に認識していただくため、乳幼児健診等の場を利用して理解、啓発に努めてきました。

乳幼児期は、人への信頼感や基本的な生活習慣を身につける大切な時期で、絵本とのふれあいから読書活動の基礎を築く時期でもあります。

しかしながら、生活環境や家庭環境の変化が、本に親しむ機会を妨げている一因となり、親子がふれあいながら絵本に親しむ環境の充実に努めることが課題です。

イ 絵本に親しむ環境の整備

保護者自身も日頃から本に親しみながら子どもに話し、子どもが自ら興味や関心を持った絵本等を手にしたり、読んだりできる環境を整えるとともに家族の絆を育むことが望まれます。

【第2次計画での取組】

ア 絵本との出会いの啓発

乳児期からの絵本との出会いを大切にするため、乳幼児健診、乳幼児健康相談、育児訪問等の場を活用し、読み聞かせの必要性を伝えます。

絵本ガイドブックの配布とともに、自立心の芽生えを保護者に理解していただきながら、絵本の持つ情緒を育てる力を啓発します。

イ 絵本に親しむ環境の整備

保護者と乳幼児が共に本に親しむような環境をつくるため、保健センター内の絵本コーナーを充実するとともに、地域子育て支援センター等での事業を紹介し、絵本に親しむ機会を保護者へ働きかけます。

2 幼児園・保育園・幼稚園における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 幼児園・保育園・幼稚園の読書環境の整備・充実

すべての園において一日一話の読み聞かせを実施し、日常的に絵本に親しめる環境作りに努めてきました。いろいろな絵本との出会いにより、絵本に親しみをもち、読んでもらうことを楽しんだり、自分の経験と結びつけ、想像力を膨らませながら遊びの中に取り入れたりし、豊かな感性を育む上でとても大切なものとなっています。

今後も、子どもたちが絵本に興味を示すような展示の工夫や、すべての子どもに、魅力のある絵本と出会う機会を創出するための図書の整備・充実が課題です。

イ 人材の充実

読み聞かせの技術や知識が得られるよう、研修会には積極的に参加しています。また、園内の研修等にも絵本に関する内容に取り組み、保育の中で、絵本をどのように取り入れていくか等検討をし、保育者の知識の向上に努めています。今後も保育者の読書活動に関する専門性の向上に努めていきます。

ウ 家庭や地域への読書活動啓発

園の絵本の貸し出しを行い、絵本を通して保護者と子どもとの関わりの機会を作ったり、おたよりなどで保護者の愛情を感じながら読み聞かせをすることが読書に親しむ最初の一步であることを伝えたりしています。読み聞かせを大切にする保護者は増えていますが、読み聞かせの時間にも大きく差があり、すべての保護者に周知していくということが課題です。

【第2次計画での取組】

ア 幼児園・保育園・幼稚園の読書環境の整備・充実

- ・ 保育計画に位置づけ、計画的に読書活動をすすめます。
- ・ 発達段階に応じた絵本の読み聞かせを推進します。
- ・ 季節や子どもの興味にあった絵本の展示や、落ち着いて絵本が読める場の工夫など絵本コーナーを充実させます。
- ・ 図書館・ひだまりの家の司書、ボランティア団体等と連携したおはなし会等を開催し、絵本に親しむ機会を増やしていきます。

イ 人材の充実

- ・ 絵本に関する研修の機会に積極的に参加し、読書活動に対する保育者の知識の向上を図ります。

- ・ 図書館・ひだまりの家司書等と連携し、児童書の内容・出版傾向や子ども文化の変遷などを学びながら、保育者の指導力と意識の向上を図ります。

ウ 家庭や地域への読書活動啓発

- ・ 読み聞かせの大切さや意義を伝えていく取り組みを充実します。
- ・ 子どもの発達にあった絵本の紹介や、親子で参加できる「おはなし会」を実施します。
- ・ 絵本の紹介や図書館等で行われるおはなし会などの情報提供を行い、読書推進への積極的な働きかけを行います。
- ・ 未就園児親子対象事業実施時の絵本の読み聞かせを推進します。

3 小学校・中学校における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 読書指導の充実

市内全ての小中学校において、朝の読書活動などの「全校一斉の読書活動」に積極的に取り組んだり、各教科等における学習活動において学校図書館（室）を活用したりすることを通して、読書意欲の向上に努めてきました。

しかし、中学校においては、1ヶ月間に1冊も本を読まない子どもの割合は県平均よりも依然高い状況にあります。

今後も子どもたちの読書への興味・関心を広げ、多様な読書活動を推進することができるよう、読書習慣の定着に努めることが課題です。

イ 学校図書館（室）の整備・充実

各校の学校図書館（室）では、子どもたちの豊かな読書経験の機会を充実するために、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館（室）資料の整備・充実に努めています。しかし、学校図書館図書標準による蔵書数の達成率は、小学校では平成24年度末で約54.9%、中学校では約68.6%であり、依然として低い状況にあります。

また、コンピュータによる総合的な蔵書管理システム等、学校図書館（室）の情報化を進めることも課題です。

ウ 校内体制の充実

各校の学校図書館（室）は、各教科の調べ学習や休み時間の自由読書等で利用されています。また、学校図書館（室）の運営にあたっては、各校に配置された司書教諭が中心となって充実を図っています。しかし、多くが学級担任との兼務であり、十分な役割を果たすことが難しい状況が続いています。

司書教諭の校務分掌上の配慮だけでなく、平成26年6月に改正された学校図書館法第6条「専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。」に則り、学校図書館サービスの改善・充実を図ることが必要です。

エ 家庭・地域との連携

多くの学校において、PTAや地域のボランティアとの連携により、読み聞かせや本の整理等、読書活動の推進に努めています。また、市立図書館と連携したブックトークや読み聞かせ等の実施により、多様な読書活動が展開されるよう努めています。

今後も、保護者と共に家庭で読書をする機会を大切にしてもらえよう呼びかけたり、子どもの読書活動についての理解を促す学習機会を提供したりしながら家庭や地域と連携した読書活動の充実を図ります。

【第2次計画での取組】

ア 読書指導の充実

- ・ 朝の読書活動など「全校一斉の読書活動」の継続・充実に努めます。
- ・ 子どもたちの豊かな読書経験の機会を充実するため、読み聞かせ、ブックトーク等、多様な読書活動を実施していきます。
- ・ 児童生徒相互の図書紹介等、様々な分野の図書に触れる機会の充実に努めます。
- ・ 「子ども読書の日」や「読書感想文コンクール」の取組を市内で交流し、主体的な取り組みや活動の充実を図ります。

イ 学校図書館（室）の整備・充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間等の調べ学習において、学校図書館（室）が学習情報センターとしての機能を果たすため、図書資料等の整備・充実に取り組みます。
- ・ 推薦図書コーナーの設置等、児童生徒が読んでみたくなる学校図書館（室）の環境づくりを進めます。
- ・ コンピュータによる総合的な蔵書管理システム等、学校図書館の情報化の推進に努めます。

ウ 学校体制の充実

- ・ 各教科の年間指導計画に学校図書館（室）の活用や読書活動を位置づけ、計画的・継続的な読書指導を実施します。
- ・ 各校に配置している司書教諭が読書活動の推進に十分な役割を果たすことが

できるよう、教職員の協力体制を確立します。

- ・ 学校司書の配置にかかる県への要望を含め、学校図書館（室）の運営にあたる人員の配置を検討します。

エ 家庭・地域との連携

- ・ 朝の読書活動時の読み聞かせや本の整理等において、P T Aや地域のボランティアとの連携を推進していきます。
- ・ 保護者が子どもとひとしよに読書をしたり、本の感想を話し合ったりするような家庭での取組の推進・啓発に努めます。

4 地域における推進

(1) 地域子育て支援センター及び児童館における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 読書スペースの確保・図書の貸出

子どもたちが気軽に本にふれ、本に対する興味を高められるように、書架整理に取り組み、近隣に市立図書館がある2館（治田東児童館、大宝東児童館）を除く児童館で本の貸し出しを行っています。今後、利用者が読みたいときにすぐ読めるように、貸し出しを検討する必要があります。

イ 読書活動を推進する働きかけ

支援センターだよりを通じて子育て家庭へ絵本の紹介と読み聞かせを啓発しました。また子育てサークル活動や日々の活動の中で、乳幼児を対象に絵本の読み聞かせを行ったことにより、子どもたちは読み聞かせ活動を楽しみにする姿が見受けられ、絵本に集中し、読書（絵本）の楽しさを味わうことができました。

しかし、人数が多いときには、絵本が小さすぎて見にくいこともあるため、絵本の読み聞かせの方法を検討する必要があります。

ウ ボランティア交流の充実

子育てサークルの活動の中に読み聞かせを取り入れていくことができ、参加した親子からは「楽しかった」という声を聞いています。

【第2次計画での取組】

ア 読書スペースの確保・図書の貸出

- ・ 子どもたちが気軽に本にふれ、本に対する興味を高められるように、わかりやすい書架整理や展示に取り組みます。
- ・ 本の貸し出しを行うことで、家庭での読書の機会を提供し、読書への関心を高め、親子でのふれあいにつながるようにします。

イ 読書活動を推進する働きかけ

- ・ 乳幼児の子どもや保護者を対象として、読書に対する興味につながるようにおはなし会など本の読み聞かせを実施します。
- ・ 大型絵本を活用するなど、多くの子どもたちが一緒になって絵本に興味を持つ機会の向上を図ります。
- ・ 季節や年齢などに応じた図書、年齢発達に応じた図書コーナーを設け、また、支援センターだよりなどで本の紹介をし、読書に関心を引くような情報提供をしていきます。

ウ ボランティア交流の充実

- ・ 読み聞かせボランティアとの連携を図り、おはなし会を開催していきます。

(2) ひだまりの家における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 本に親しむ機会の提供

館内の図書コーナー「ゆめのくに」では親子のふれあいや子どもの情操感覚を養う目的から、人権図書・児童書を中心とした図書の収集と貸し出しを行い、おはなし会、読み聞かせの推進活動を行ってきました。

しかしながら、小学生になって利用が減る傾向があり、就学前から小学生、小学生から中学生へ移行する際に読書活動が途切れないように、幼いうちからの読書の習慣化に努める必要があります。

イ 情報の発信

毎月発行している「ひだまりの家だより」に図書に関する情報を掲載し、学区内は全戸配布、それ以外の図書貸出カード登録者には、郵送し情報提供しています。また、図書貸出カードの登録状況についても、子どもを中心に毎年100名以上新規登録がありますが、より一層の利用者の増加に向けた取り組みを継続的に行う必要があります。

ウ 利用しやすい環境、蔵書の充実

ひだまりの家は「福祉と人権のまちづくり」の発信拠点として設置し、人権図書・児童書を中心とした図書を収集し、毎年、蔵書の整備を行っており、利用しやすい環境を整えています。しかし、貸し出し冊数については、計画当初の平成20年度の冊数を上回ってはいるものの、最近は少し頭打ちの傾向があります。

【第2次計画での取組】

ア 本に親しむ機会の提供

- ・ 就学前・小学生に向けたおはなし会を開催し、絵本に親しむ機会を増やします。
- ・ 就学前の親子を対象とした事業において、読み聞かせに適した絵本や読み方を紹介し、読み聞かせを推進します。

イ 情報の発信

- ・ 新刊情報やオススメ人権図書、おはなし会の開催を「ひだまりの家だより」に掲載し絵本に親しむ機会を増やすとともに、新規登録者・リピーターの拡大を図ります。

ウ 利用しやすい環境、蔵書の充実

- ・ 館内に特集コーナーを設け、毎月図書の紹介を行います。
- ・ 学校区の学校園、児童館、図書館と連携し、「ゆめのくに」の利用を促進します。
- ・ 「ゆめのくに」の蔵書をさらに整備し、利用者の利便性を高めます。

(3) その他の地域における具体的な取組

【第1次計画での成果と課題】

ア 読み聞かせの啓発と情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、本に関する県よりの情報を関係する部署へ提供し、啓発を行う必要があります。

イ 読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供

近年では図書館のボランティアや児童館の子育てサークルによる読み聞かせ活動が活発になってきていますが、地域での活動は広がっていません。それらの活動団体の支援として、活動団体が地域で活動できる場を提供していく必要があります。

ます。

ウ 活動団体支援に対する助成紹介

生涯学習活動団体の市内施設を利用した子どもの読書活動団体に対し、活動助成の情報提供や子どもゆめ基金の助成制度を活用いただくなど活動支援をしてきました。

【第2次計画での取組】

ア 読み聞かせの啓発と情報提供

本の読み聞かせは子どもの情操を豊かにし、健康を増進していくものであり、家庭における読み聞かせの重要性を啓発するため、国や県等からの情報提供を行い関係機関へ周知を図ります。

イ 読書活動ボランティア団体等へ活動の場の提供

保護者や地域のボランティアによる読み聞かせなどの団体の活動が推進できるよう図書館等と連携を図り、地域での読書活動の場の提供を図ります。

ウ 活動団体支援に対する助成紹介

生涯学習活動団体の制度の周知を図ると共に、子どもの読書活動を行うグループが、一定の要件を満たせば助成申請することのできる「子どもゆめ基金」の周知を図ります。

5 市立図書館における推進

【第1次計画での成果と課題】

ア 蔵書の充実・利用しやすい環境の整備

蔵書の効率的な運用のため、蔵書が古くなった本館において、新刊だけでなく、定評のある基本書の買替えを重点においた図書の購入を行いました。平成25年3月には、故小林定市郎氏の遺族からの寄付による「小林児童文庫図書整備基金」の設立により本館に小林児童文庫を開設し、同時に、本館西館の両方で児童コーナー全体の配架を見直しました。今後は、本館と平行して、西館の蔵書の充実をどのように進めるかが課題です。

移動図書館事業については、車両の老朽化により平成20年度で運行を終了しました。

イ 司書の配置と専門性の向上

全司書職員で、子どもの読書相談に対応する体制を整えました。児童サービス

担当者は、専門研修への参加や、先進的サービスの情報収集、実施館への視察等を行い、専門的知識と技術の研鑽に努めました。

学校図書館（室）に対しては、要請に応じて運営のアドバイスや本の修理講習会などを行いました。

ウ 子どもと本の出会いの場の提供

ボランティアによるおはなし会を、本館では月に一度、西館では三ヶ月に一度行っています。また、職員による月一回の絵本の読み聞かせ「おはなしタイム」を、西館では継続し、中断していた本館でも再開しました。平成 26 年度には「子育て絵本講座」を開催し、家庭での読み聞かせの促進を図りました。

年に一度の、小学 1 年生対象の巡回おはなし会では、図書館の PR を行いました。平成 26 年度からは、小学 3 年生対象の来館事業として、図書館の役割を学習するプログラムを開設しました。

月例のテーマに添った本の展示、季節の展示は好評です。「子ども読書の日」には館内に PR のポスター掲示を行い、読書推進の啓発に努めました。

課題としては、おはなし会、おはなしタイム参加者の低年齢化の振興に伴うプログラム等の見直しが必要です。また、来館していない子どもに、本との出会いを提供する機会を作ることが課題です。

エ 児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

子どもの読書相談およびレファレンス（※1）への対応により「調べものは図書館へ」と来館する子どもが増えています。子ども向け図書館日より「ぷかぷか」では、より多くの本の紹介や行事案内を行いました。

児童書に関心を持つ成人利用者への情報提供として「子どもの本を知る」コーナーの充実を図り、読み聞かせボランティア養成講座を開催しました。

今後の課題は、増加が見込まれる子どもの読書相談、レファレンスに対応する職員の技術向上、また、児童書に関心を持つ大人への情報提供とボランティア活動への導入作りなどが課題です。

※1 レファレンスとは、図書館で資料・情報を求める利用者に対し、図書館司書が検索の援助、資料の提供などを行うサービスをさします。
--

オ 障害のある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実

点字絵本やさわる絵本等を購入または借用して、障がいのある子どもへの資料提供を行いました。聾話学校から図書館へ、年一度の訪問利用も定着しています。

外国語の絵本コーナーをわかりやすく整備し、利用の促進を図りました。

今後の課題は、より広く利用を呼びかけるため、設備・サービスともに、さらに利用しやすい体制作りが必要です。

カ 情報化の推進

館内の蔵書検索機で、子ども用操作画面への切り替えを可能にし、また、子ども優先機を設置しました。図書館ホームページには子ども向けの利用案内ページを設けました。

今後の課題は、現在利用していない子どもにも、ホームページ等を通じて図書館の魅力を知ってもらえる情報発信が必要です。

キ 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

栗東市内の子ども文庫は7つから6つになりました。各文庫はほぼ毎週、地域に開放して子どもに本の貸出等を行い（一文庫のみ隔週）、夏休みや季節の行事児童館などへの出張おはなし会等、地域に密着した活動を行いました。

文庫の利用状況は、増減の傾向は一定でなく、子どもの生活スタイルの多様化もあり、原因を探ることは困難です。全体的な課題は、文庫活動の担い手の固定化、高齢化があります。

りっとう子ども文庫連絡会は「子どもゆめ基金」を利用して、毎年、児童文学作家の講演会を開催しました。2月に図書館で行う「文庫まつり」では、文庫案内の展示とおはなし会を行いました。図書館では、文庫活動を支援するため、貸与図書の新規購入を行いました。

【第2次計画での取組】

ア 蔵書の充実・利用しやすい環境の整備

- ・ 本館蔵書の更新継続と西館蔵書の充実のため、新規購入に加えて両館での蔵書の移管を行い、効率的な運営を図ります。
- ・ 書架案内サイン類を更新し、子どもが自分でも本を探しやすい環境づくりに努めます。

イ 司書の配置と専門性の向上

- ・ 館内での自主研修、外部研修への派遣など行い、サービス向上のためのスキルアップを図ります。

ウ 子どもと本の出会いの場の提供

- ・ おはなし会、おはなしタイムの継続と、参加者の年齢に応じた内容の充実を図ります。
- ・ 家庭での読み聞かせを促進する講座を継続事業として実施します。
- ・ 読書離れが進む10代の子ども向けに、本を読むきっかけになるPR事業を行います。

- ・ 本のテーマ展示を継続して行います。

エ 児童書に関するレファレンス・読書相談の充実

- ・ 調べものに対応する資料を充実します。また、調査相談事例について、職員間での情報共有を進めるとともに、学校等とも連携し、子どもの学習意欲に応える体制作りに努めます。
- ・ 「ぷかぷか」の紙面充実を図り、子どもがより多くの本に出会うきっかけを作ります。

オ 障がいのある子どもや外国人児童生徒に対する図書館サービスの充実

- ・ 障がいのある子どもが利用できる資料の収集を継続します。
- ・ 「障害者情報ネットワークサービス」の導入を検討し、資料の提供に努めます。
- ・ 利用者の掘り起こしと情報発信のため、関係部署との連携を図ります。

カ 情報化の推進

- ・ ホームページに子ども向けの利用案内・行事案内の情報を充実させ、現在図書館を利用していない子どもへの情報発信に努めます。

キ 文庫・ボランティア団体における子どもの読書活動の推進

- ・ 文庫に貸与する図書を充実し、支援体制を継続します。
- ・ おはなしボランティアの養成講座により、新規ボランティアの増加と既存ボランティアの技術向上を支援します。また、ボランティア活動場所の情報を提供します。
- ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金」の周知に努め、子どもの読書を推進する活動を支援します。

6 推進体制と進捗管理

関係機関がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、連携を深め、情報を共有し協力し合うため、子ども読書活動推進ネットワーク会議を開催し、この計画全体の実現に向けて進捗管理表に基づいた進捗管理を行います。

7 予算上の措置

栗東市は、財政状況に鑑みて適切な範囲内で、この計画の具現化に必要な予算措置を講じるよう努めます。

8 啓発、広報などの推進

子ども読書活動の推進に向け、関係機関の連携・協力を図り、市のホームページなどを通して、読書活動の啓発や情報の発信により子どもの読書活動を推進します。

第4章 指標の設定

この計画の具現化の状況を数値化して把握するため、次の指標を設定します。

番号	指標名	現状 (平成25年度)	目標 (平成31年度)
1	家庭での読み聞かせの時間(就学前)	10分未満54%	10分未満40%
2	1ヶ月に1冊も本を読まない 子どもの割合 小学生(4～6年生)	5.2%	2%
3	1ヶ月に1冊も本を読まない 子どもの割合 中学生	52.4%	20%
4	1ヶ月の平均読書冊数 小学生(4～6年生)	7.4冊	10冊
5	1ヶ月の平均読書冊数 中学生	1.9冊	4冊
6	市民一人当たりの児童書年間 貸出冊数(12歳以下)	20.4冊	21冊
7	市民の図書館貸出カード登録 率(15歳以下)	70.1%	71%

子どもの発達段階に応じた読書活動推進のための取組一覧

	乳幼児期		小学生期		中学生期	
	取組内容	主管	取組内容	主管	取組内容	主管
家庭における子どもの読書活動推進のための取組	絵本ガイドブックを配布する。	健康増進課	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、小学校	学校だよりなどで、家庭における読書習慣の形成を促す。	学校教育課、中学校
	乳幼児健診等の場を活用し、読み聞かせの必要性を保護者に啓発する。		学校図書館の蔵書を貸し出す。		学校図書館の蔵書を貸し出す。	
	リーフレットやお便り、懇談会などで、絵本を紹介する。	幼児課、幼児園、保育園、幼稚園	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	児童館	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。	児童館
	保育参観や子育て講座の際に、家庭での読書の重要性を伝える。		おすすめ図書コーナーを設ける。		おすすめ図書コーナーを設ける。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。		図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家	図書コーナーの蔵書を貸し出す。	ひだまりの家
	来所した保護者に絵本を紹介する。		広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。		広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。	
	来所した保護者に絵本を楽しむことが大切であることを啓発する。		児童書の紹介冊子を配布する。	生涯学習課	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館
	広報誌に絵本を紹介する。	幼児課、地域子育て支援センター	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館	テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。	
	広報誌に読み聞かせの必要性を啓発する記事を書く。		テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。		ホームページに子ども向け案内ページを設ける。	
	子どもの発達に合った絵本の選び方を保護者に啓発する。		ホームページに子ども向け案内ページを設ける。		インターネット上の、蔵書等の情報提供システムを維持する。	
	図書室・図書コーナーの蔵書を貸し出す。		インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。			
	おすすめ図書コーナーを設ける。	ひだまりの家				
	図書コーナーの蔵書を貸し出す。					
	広報紙に新刊情報・オススメ図書・催しを掲載する。	生涯学習課				
	家庭における読み聞かせや読書の重要性を啓発する。					
	市立図書館の蔵書を貸し出す。	市立図書館				
	テーマ別の本の展示やブックリストの作成を行う。					
	ホームページに子ども向け案内ページを設ける。					
	子育て世代対象に絵本講座を行う。					
	インターネット上の、蔵書やおはなし会等の情報提供システムを維持する。					

学校等における子どもの読書活動推進のための取組	絵本や紙芝居の読み聞かせを行う。	幼児課、幼稚園、保育園、幼稚園	調べ学習、読み聞かせ、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、小学校	調べ学習、ブックトーク、読書感想文コンクールを行う。	学校教育課、中学校	
	1日1話活動などを保育計画に位置付ける。		「全校一斉の読書」の活動を行う。		「全校一斉の読書」の活動を行う。		
	蔵書（絵本）を充実させる。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。		子どもが読んでおもしろかった本を紹介する場を設ける。		
	保育士・教諭の指導力と意識の向上を図る。		各校での取組事例の紹介や交流を行う。		各校での取組事例の紹介や交流を行う。		
			学校図書館の蔵書を整備する。		学校図書館の蔵書を整備する。		
			学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。		学校図書館の蔵書管理システムの導入に努める。		
			「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。		「本の顔の見える」レイアウトやあらすじの紹介を行う。		
			学級文庫の設置を進める。		学級文庫の設置を進める。		
			各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。		各教科の年間指導計画に学校図書館の活用を位置づける。		
			司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。		司書教諭に対する協力体制の確立や校務分掌上の配慮を行う。		
			滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。		滋賀県に対し、司書教諭の配置を要望する。		
			読み聞かせやおはなし会、学校図書館運営のためのボランティアを募集する。		学校図書館運営のためのボランティアを募集する。		
			学校図書館への助言を行う。		学校図書館への助言を行う。		
市立図書館			市立図書館				
地域における子どもの読書活動推進のための取組	絵本コーナーを充実させる。	健康増進課	読み聞かせを行う。	地域子育て支援センター	図書室・図書コーナーを充実させる。	児童館	
	読み聞かせを行う。	幼児課	図書室・図書コーナーを充実させる。	児童館	図書コーナーを充実させる。	ひだまりの家	
	図書室・図書コーナーを充実させる。	幼児課、児童館	読み聞かせを行う。		蔵書を充実させる。	市立図書館	
	読み聞かせを行う。		おはなし会を開催する。		利用しやすい環境を整備する。		
	おはなし会を開催する。	ひだまりの家	図書コーナーを充実させる。	ひだまりの家	司書の専門性の向上を図る。		
	図書コーナーを充実させる。		おはなし会を開催する。	生涯学習課	障害のある子どもや外国人に対するサービスを充実させる。		
	おはなし会を開催する。		生涯学習活動団体への活動の場の提供や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。		文庫活動を支援する。		
	事業において本の紹介及び読み聞かせを行う。	生涯学習課	読み聞かせの啓発と情報提供を行う。	市立図書館	図書館内に利用者用検索端末を設ける。	生涯学習課	
	生涯学習活動団体への活動の場の提供や「子どもゆめ基金」の制度の周知を図る。		おはなし会を開催する。		読書相談や調べもののレファレンスに対応する。		
	読み聞かせの啓発と情報提供を行う。	市立図書館	子ども一日図書館員などの事業を実施する。	市立図書館	読書に関する情報提供を行う		
	おはなし会を開催する。		蔵書を充実させる。				
	蔵書を充実させる。		利用しやすい環境を整備する。				
	利用しやすい環境を整備する。		司書の専門性の向上を図る。				
	司書の専門性の向上を図る。		障害のある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。				
	障害のある子どもや外国人児童生徒に対するサービスを充実させる。		文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。				
	文庫活動や読み聞かせボランティアを支援する。		図書館内に利用者用検索端末を設ける。				
	図書館内に利用者用検索端末を設ける。		読書相談や調べもののレファレンスに対応する。				
	読書相談や調べもののレファレンスに対応する。						

第七次栗東市行政改革大綱

(素案)

平成27年1月

栗東市

目 次

はじめに	．．． 1
第1章 第六次行政改革大綱までの経過と概要	．．． 2
第2章 第七次行政改革大綱の概要	．．． 4
第3章 重点事項と推進計画	．．． 6
第4章 進行管理	．．． 27
参考資料	．．． 30

はじめに

本市では、平成 8 年度より行政改革に着手し、概ね 3 カ年毎の計画期間とする行政改革大綱を策定し、継続的な改革に取り組んできました。

平成 2 6 年度、第六次行政改革大綱（以下、「六次大綱」）（平成 2 3 年度～平成 2 6 年度）が最終年度を迎えることを踏まえ、第七次行政改革大綱（以下、「七次大綱」）の策定に向け、六次大綱の評価・検証作業を進めてきました。

六次大綱の総括としては、「実行計画である(新)集中改革プランによる財政改革を優先して進めてきたが、多様な主体が参画する「新しい公共」の実現にまでは至っておらず、第七次行政改革大綱においては、公共領域の再構築に向けた段階的な目標設定が必要となっている。」とし、「従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「創造型」の改革に取り組んでいく必要がある」としています。

これを踏まえ、七次大綱では、従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「プラス創造型改革」に取り組んでいきます。

そして、これまでの改革の継続、改変、追加すべき改革事項を検討し、第五次総合計画の将来都市像である「ひと・まち・環境 とともに育む「健やか・にぎわい」都市栗東」の実現を目指します。

第1章 第六次行政改革大綱までの経過と概要

1. 行政改革の経過と概要

本市は、平成8年度を初年度として、平成26年度まで、18年間六次にわたる行政改革大綱を策定してきました。この大綱は、行財政改革を一過性のものではなく、継続的に取り組んでいくべきものという考えにより、3～4年間を計画期間として策定し、毎年度における実績や進捗状況等を確認しながら推進してきました。

（1）第一次行政改革（平成8年度～平成10年度）

地方分権推進法の成立を受け、簡素で効率的な行政運営を推進するため、3年を推進期間とする大綱を策定しました。事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発、会館等公共施設の設置及び管理運営及び財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（2）第二次行政改革（平成11年度～平成13年度）

本格化する地方分権や現実味を帯びてきた市制施行の対応、簡素で効率的な行政運営と社会情勢の変化に柔軟に対応できる行政システムづくりの推進及び事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するため、事務事業の見直し、時代に即した組織機構・定員・給与の適正化、効果的な行政運営、職員の能力開発・活用、会館等公共施設の設置及び管理運営並びに財政の健全化の6項目を重点的に取り組みました。

（3）第三次行政改革（平成14年度～平成16年度）

第三次行政改革は、平成13年10月の市制施行を契機として、新市政栗東市の21世紀における歩みを確かなものとするため事務事業の見直し、財政適正化の推進、組織・機構の見直し、情報化の推進、効率的な行政運営の推進、公共施設の見直しを主な項目として、その手法についてはコスト、チェック、コラボレーションの3C改革として広範な分野にわたる項目に取り組みました。

（4）第四次行政改革（平成17年度～平成19年度）

第四次行政改革では、本市が目指す総合計画の都市像「夢と活力あふれる ふれあい都市 栗東」を具現するため、「スピード、スムーズ、スリム and ビルドで、市民と協働の風格と活気あるまちづくり」を行政改革の目標像にしつつ、国の指針に基づく集中改革プランとの整合を図りながら、給与や定員管理の適正化に積極的に取り組んできました。また、平成17年度からは行政評価事業の一環として、市民の視点で事務事業を点検する外部評価員制度¹を導入するなど、目標管理による成果重視の行政運営を推進してきました。

一方、国においては、平成17年3月、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（以下「新地方行政改革指針」という。）が示され、各地方公共団体は民間委託の推進、定員・給与の適正化、事務事業の再編・整理等の取り組みを明示した「集中改革プラン」の策定が義務づけられることにより、本市においても、大綱の実施計画として位置づけて策定し、毎年度見直し・公表してきました。

¹ 外部評価員制度： 市民など市行政関係者以外が、市の事務事業を点検・評価すること。

（５）第五次行政改革（平成２０年度～平成２２年度）

第五次行政改革では、「多様な主体との協働による質の高い行政経営」を行政改革の目標に据えて、行政サービス実施主体の多様化を推進しました。

また、平成１９年度に新幹線新駅建設事業が中止されたことを含む急激な財政悪化により、将来にわたって市政やセーフティーネット^２を中心とした行政サービスを継続して行うため、本市独自の行政サービスを中心に、既存の「集中改革プラン」をベースに「財政再構築プログラム」を作成し、公共料金や事務事業の見直しはもちろん、職員数の見直し、施設の統廃合などあらゆる分野にわたって見直しを行いました。その結果、当初予算ベースで平成１９年度と比較して平成２２年度においては、約１４億８千万円の改革に取り組むことができました。

本市においては、近隣に比べて比較的豊かな税収を背景に、昭和５８年度から普通交付税^３不交付団体を続けていましたが、平成２０年秋に発生したリーマンショックを発端とした世界同時不況の影響を受け税収が大幅に減少した結果、平成２２年度には２８年ぶりに交付団体となりました。これらの状況に対応するために、平成２２年度から「更なる財政再構築プログラム」に取り組むとともに、これらのプランを発展・統合した「（新）集中改革プラン」を策定しています。

（６）第六次行政改革（平成２３年度～平成２６年度）

第六次行政改革では、「多様な主体が参画する「新しい公共」^４の実現」を目標に掲げ、サービスの受け手である市民が行政と対等な立場で、地域課題に取り組み、地域経営という視点で「市民を含む多様な主体^５が行政と協働する経営」を目指してきました。

また、計画期間における財源不足額は、中長期財政見通しなどをベースに算出すると「財政再構築プログラム」を実施してもなお、毎年度１０億円程度不足すると見込まれるなか、大綱の実施計画として「（新）集中改革プラン」を位置づけ、全庁一丸となって取り組みを進めてきました。そして、平成２６年度当初予算において平成２２年度当初予算より１０億円の改革（歳入増加・歳出削減）を目標と掲げるなかで、ほぼ目標額を達成することができました。

しかし、改革効果を（新）集中改革プラン終了後も継続していきながら、平成２７年度から平成２９年度までの間は、毎年、前３年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成３０年度での財政健全化の達成を目標としていることから、平成２７年度以降も、基本的には（新）集中改革プランの改革効果を持続させながら、毎年の検証を通して、財政健全化に向けた進行管理をしていく必要があります。このため、新たな行政需要に対応する考え方や財政規律の確保を明確化することが求められています。

^２ セーフティーネット： 生存権（健康で文化的な最低限の生活を営む権利）と社会権（労働する権利、教育を受ける権利）を誰でも公平に保障する社会の安定に不可欠な制度で、個人のリスク（病気や事故、災害、失業、貧困などの不幸な出来事）に対し、社会として、被害を軽減したり補償する制度。（代表的なものは、健康保険、年金、雇用保険、生活保護などの社会保障制度）。

^３ 普通交付税： 普通交付税は、地方交付税の１つで、一般的な財政需要（日々の行政運営に必要な経費）に対する財源不足額に見合いの額として算定・交付され、地方交付税総額の９４％が充てられている。他に個別、緊急の財政需要（地震、台風等自然災害による被害など）に対する財源不足額に見合う額として算定・交付される特別交付税がある。地方交付税は、地方公共団体の財源の偏在を調整することを目的とした地方財政調整制度で、国が地方交付税を交付することにより税収入（財源）の偏在を是正し、地方公共団体間の不均衡や過不足を調整し、均衡化を図っている。

^４ 新しい公共： これまでの行政により独占的に担われてきた「公共」を、これからは市民・事業者・行政の協働によって「公共」を実現しようとする考え方。（新しい公共ホームページ参照）

^５ 多様な主体： 市民、ＮＰＯ、地域団体、公益的団体、企業など。

第2章 第七次行政改革大綱の概要

1. 改革の背景

第六次行政改革大綱の評価・検証（総括版）にもあるとおり、実施計画と位置づけた（新）集中改革プランによる財政改革を優先して進めてきましたが、多様な主体が参画する「新しい公共」の実現にまでは至っておらず、第七次行政改革大綱においては、従来までの「抑制型」の改革だけではなく、新たな魅力や活力が創出され、豊かな市民の暮らしの実現を目指す「プラス創造型改革」に取り組んでいく必要があります。

一方、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法及び関連法が成立したことを踏まえ、今後の深刻化が想定される人口問題に対する「地方人口ビジョン」や「総合戦略」の策定など、市を取り巻く社会環境に合わせた取り組みが求められています。

2. 総合計画における大綱の位置づけ

本大綱は、第五次総合計画における「政策の実現に向けて」の「効率的で効果的な自治体運営」の主たる計画として位置づけたものであり、第五次総合計画が目指す『ひと・まち・環境とともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』の実現に向け、必要となる行政改革を推進します。

3. 計画期間

第七次行政改革大綱は、第五次総合計画後期基本計画（平成27年度～平成31年度）と年次計画を整合し、平成27年度～平成31年度までの5年間を計画期間とします。

4. 大綱の目標

多様化・複雑化する市民のライフスタイルや価値観、市民ニーズに加え、大きく変革する今後の社会経済情勢を踏まえ、第六次行政改革大綱の課題を継承しつつ、改革効果を更に高める継続的な行財政改革を進めていきます。

また、従来までの抑制型の改革だけではなく、本市の新たな魅力や活力が創造され、市民の豊かな暮らしに寄与する『プラス創造型改革』に取り組み、公共領域の再構築を進めます。

個性をいかしたまちづくりを創造する「新しい公共」の構築

5. 取り組みの基本姿勢

第七次行政改革大綱の目標を達成するため、改革に取り組む3つの基本姿勢を次のとおり定めます。

（1）「市民参画と協働・連携」

市民や事業者、大学、NPO、まちづくり団体など多様な主体と協働・連携を創造する姿勢で取り組みます。

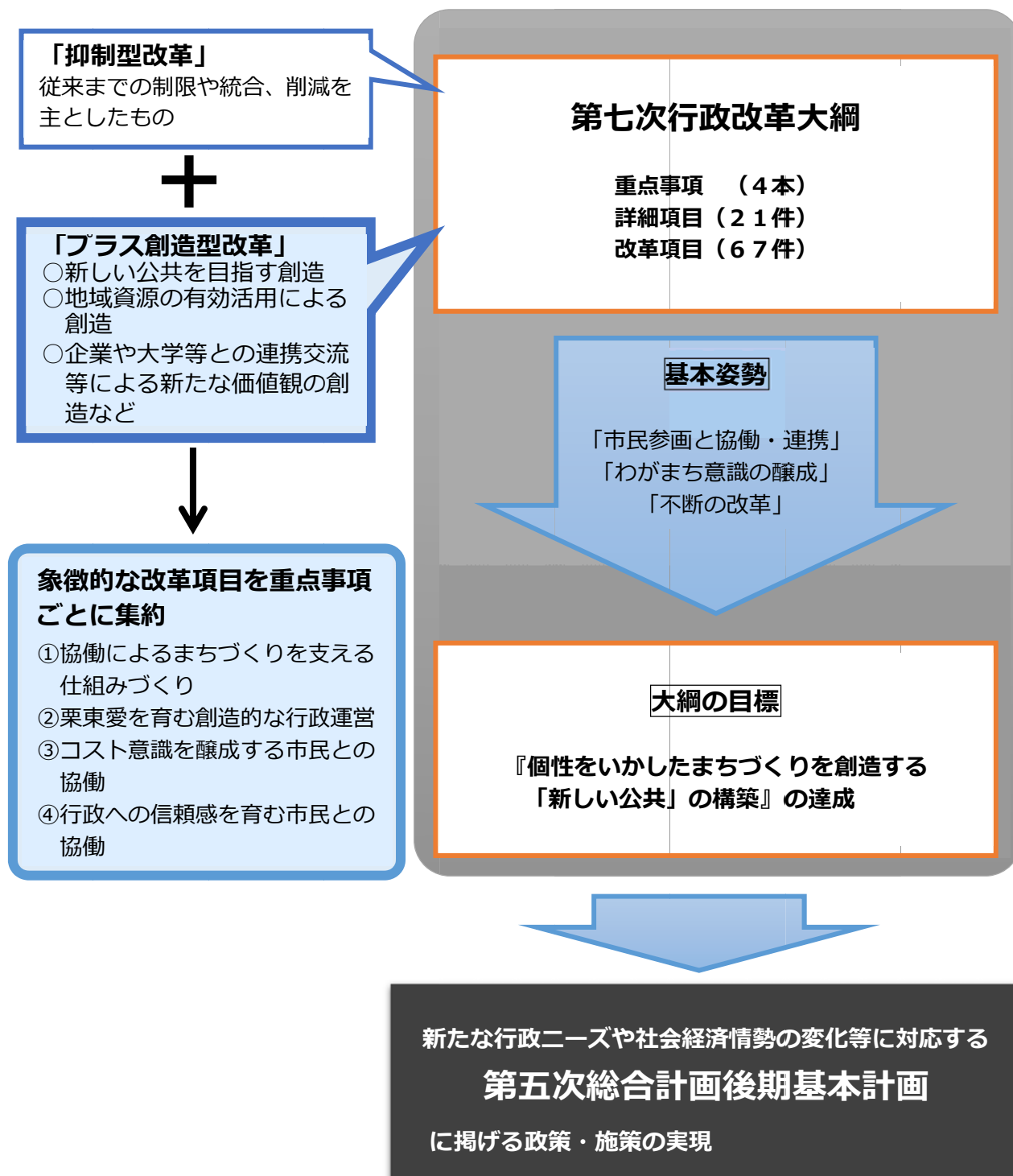
(2)「わがまち意識醸成」

栗東に住んで良かった、これからも住みたいと思える栗東愛の醸成につながる行財政運営に取り組みます。

(3)「不断の改革」

困難な課題にも継続的に向き合い、これからの社会経済情勢の変化に対応するために必要となる行財政運営の改革に挑戦します。

6. 大綱の体系



第3章 重点事項と推進計画

1. 重点事項と詳細項目

第七次行政改革大綱における目標を達成するため、改革における取り組みの基本姿勢に基づき、「重点事項と詳細項目」を次のとおり定めます。

1. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

少子化・高齢化の人口減少社会において、主権者である市民の行政への参画や協働によるまちづくりの必要性が高くなっています。そして、複雑化・多様化する社会要請や市民ニーズに的確に対応し、持続可能な社会を構築するためには、公共サービスを行政主導で進めるのではなく、協働や連携、そして市民主導による住民自治の実現を目指すことが求められます。また、市民参画と協働によるまちづくりが進展するためには、市政への参画意欲を高めることが必要となります。

こうしたなか、これまでの改革により、市民や職員の理解は広がりつつありますが、様々な手法やツールを活用しながら、引き続き、多様な主体による「新しい公共」の構築を目指した改革が求められます。

【詳細項目】

- (1)【意識の醸成】市民参画と協働によるまちづくりへの理解促進
- (2)【行政への参画】PDCAサイクル⁶の各段階での参画推進
- (3)【広聴制度の充実】積極的な情報共有と説明責任の徹底
- (4)【協働の実践】公共サービスの主体を育む協働事業の充実
- (5)【地域との協働の推進】地域主体のまちづくりに向けた環境整備
- (6)【プラス創造型改革】協働によるまちづくりを支える仕組みづくり

2. 地域資源とわがまち意識を育む行政運営

これまでの改革として、(新)集中改革プランに基づく施策の見直し、中長期財政見通し⁷における特定事業の位置付け、職員削減等によって経費の削減と事務事業の効率化を一定進めてきました。一方で、従来までの抑制型を中心とした改革に傾注した結果、職員の人員削減に伴う市民サービスや職員の士気への影響など、改革に伴う負の側面も否定できない状況があると考えられます。

今後においては、市民ニーズを踏まえつつ、これからの時代に真に必要な事業を見極め、中長期的な視点を持ち、引き続き、経費削減や事務事業の効率化を進めていく必要があります。そして、栗東ならではの事務事業のあり方を見つめ直すとともに、地

⁶ PDCAサイクル：事務事業を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、事務事業を継続的に改善する。

⁷ 中長期財政見通し：市の今後10年間の財政収支の予測。

域資源とわがまちへの誇りと愛着を育みながら改革に向き合っていくことが求められます。

【詳細項目】

- (1)【事務事業の見直し】 栗東ならではのまちづくりの創造
- (2)【民間委託等の推進】 新たなアウトソーシング⁸の推進
- (3)【情報提供のあり方見直し】 市民へのきめ細かな情報提供・情報共有
- (4)【経費の削減】 積極的なコスト管理の推進
- (5)【人員の適正化】 事務事業量と人員の適正化
- (6)【外郭団体⁹のあり方見直し】 経営効率化や整理統合の推進
- (7)【プラス創造型改革】 栗東愛を育む創造的な行政運営

3. 規律を遵守した堅実な財政運営

これまでの改革として、(新)集中改革プランに基づき、歳入に見合った歳出構造への転換、公債費負担の年次的低減、未利用財産の有効活用・売却促進、受益者負担の適正化、補助金・負担金の適正化、地方公営企業・第三セクター¹⁰の経営健全化など、改革効果は確実に上がっています。

この改革効果は、(新)集中改革プラン終了後も継続していきながら、平成 27 年度から平成 29 年度までの間は、毎年、前 3 年間の検証を行い、新たな企業誘致効果や財政調整基金などにより年度間の収支調整を行い、平成 30 年度での財政健全化（実質公債費比率¹¹：18%未満、将来負担比率¹²：200%未満）の達成を目標として、継続的に取り組んでいくことが求められます。

【詳細項目】

- (1)【財政規律の確保】 収支バランスのとれた財政運営
- (2)【歳入の確保】 市民の暮らしを支える安定的な収入の確保
- (3)【歳出の削減】 歳入に応じた適切な支出
- (4)【プラス創造型改革】 コスト意識を醸成する市民との協働

4. 柔軟性のある組織体制に向けた風土改革

⁸ アウトソーシング： 業務の外部委託。

⁹ 外郭団体： 官庁などの組織の外部にあって、これと連絡を保ち、その活動や事業を助ける団体。

¹⁰ 第三セクター： 地方公共団体と民間企業との共同出資で設立される事業体。

¹¹ 実質公債費比率： 実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合。通常、前 3 年度の平均値を使用する。

¹² 将来負担比率： 市の普通会計（主に一般会計）や第 3 セクターなどの債務総額が市の一般財源（主に税収など）の何倍程度あるかを示す比率。

限りある行政資源を有効に活用していくため、また、職員個々の能力を最大限発揮できる組織を構築するため、公共サービスの質の向上、ひいては市民満足度の最大化を目指した取り組みが求められます。

また、職場内外とのコミュニケーション機会を創出することで前向きな思考の職場環境づくりへと組織風土の改革に取り組み、職員の意欲を高める人材育成に取り組んでいきます。

そして、市民に分かりやすい行政評価制度¹³への改善、市民目線からの事務事業の見直しの実施など、市民に説明責任を果たしながら協働による視点で改革に取り組むことが求められます。

【詳細項目】

- (1) 【組織体制の整備】 行政ニーズに対応できる柔軟な組織づくり
- (2) 【人材の育成】 意欲と能力を高める計画的な人材育成
- (3) 【職場環境の活性化】 コミュニケーション豊かな主体的な組織風土への改革
- (4) 【プラス創造型改革】 行政への信頼感を育む市民との協働

¹³ 行政評価制度： わかりやすく透明性の高い行政運営の実現し、行政経営の課題を解決していく「道具」で、まちづくりの課題や実際の仕事の結果を振り返り、次の企画と実施に反映させ、より高次の結果を追求していく総合的なマネジメントの仕組み。

2. 推進計画

- ・重点事項ごとに詳細項目を整理し、その実現に向けた「推進計画」として改革項目を位置づけるとともに、特に優先的に取り組むべきものを「早期改革項目（◎印）」として位置づけます。
- ・「早期改革項目」は、詳細項目を実現するための最優先事項として改革を実践していきます。なお、推進計画では、平成27年度～平成28年度の2カ年以内に具体的な改革の内容を明らかにするとともに、できる限り前倒しして取り組むものとします。
- ・「早期改革項目」以外の改革項目については、毎年度のアウトプット指標の設定を行い、進行管理するものとします。
- ・また、「推進計画」の改革項目には、第六次行政改革大綱から継続した取り組みとともに、第七次行政改革大綱からの新たな改革として「新規改革項目（★印）」を位置づけます。

- | |
|--|
| <p>◎ 早期改革項目：改革項目のうち、特に優先的に取り組むべき改革項目</p> <p>★ 新規改革項目：これまでの取り組み、今後の社会経済情勢等を踏まえ、第七次行政改革大綱から新たに取り組む改革項目</p> |
|--|

- ・それぞれの「改革項目」には、取り組みの中心となる主管課と関係課を位置づけ、主管課が当該項目を計画的に推進・進行管理します。
- ・組織改革等に伴い主管課・関係課の変更が生じた場合は、その都度、所属を明らかにし、着実に改革を実施するものとします。

- | |
|---|
| <p>【主管課】 改革項目の推進、進行管理を担うとともに関係課の調整を図る所属</p> <p>【関係課】 改革項目に深く関係することから主管課と連携・協力する所属</p> |
|---|

- ・「改革項目」の具体的な実施に向けては、行財政改革推進本部や行政改革懇談会等による行政改革の進行管理において、適宜、追加・修正等を行いながら、第七次行政改革大綱の目標の完遂を目指していきます。

3. 重点事項と推進計画

1. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

(1) 【意識の醸成】市民参画と協働によるまちづくりへの理解促進

市民参画と協働によるまちづくりへの理解を促進するため、市が目指す協働や「新しい公共」の姿、その取り組み方策等を明らかにし、今後の市民参画と協働によるまちづくりの指針となる「市民参画と協働によるまちづくりの推進条例行動計画」に基づき推進します。また、あらゆる機会を通じて、市民参画と協働によるまちづくりへの意識の醸成を図るとともに、活動事例や成果を積極的に情報発信していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★「市民参画と協働によるまちづくりの推進条例行動計画」の推進 ●：自治振興課	 市による 基盤づくりの推進 と協働の実践		 行動計画に基づく 市民参画と協働の実践		
	・啓発・情報発信 ●：自治振興課 ○：広報課	 仕組みの検討・実施				

(2) 【行政への参画】PDCAサイクルの各段階での参画推進

市民の積極的な行政への参画を促すため、市民説明会やパブリックコメント¹⁴、各種アンケート調査など、市民意見の把握方法や市民参画の機会づくりの充実を図り、市民意向の把握に努めます。また、個別計画や各種施策の進行管理にあたり、計画（Plan）策定段階に加え、実行（Do）、検証（Check）、見直し（Action）の各段階においても市民参画を推進し、市民目線を重視した取り組みの評価・検証を行います。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30 H31
	・パブリックコメントや各種アンケート調査などによる市民意向の把握 ●：広報課 ○：自治振興課	意見把握方法や制度充実の検討を行いながら、実施			
◎	・市民参画と協働によるまちづくりの進行管理 ●：自治振興課 ○：元気創造政策課	仕組みの 検討・実施		評価・検証の実施	

¹⁴ パブリックコメント：行政機関が意志決定をする前の手続きとして広く市民に求める意見や情報。

(3)【広聴制度の充実】積極的な情報共有と説明責任の徹底

市政への関心、市民参画と協働によるまちづくりに対する意識を高めるため、「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの広聴制度の更なる充実を図るとともに、市民意見等の反映や対応の考え方を出来る限り公表します。

また、多様な主体との協働が可能な事業の整理、大学や民間企業、地縁団体、NPOなどの多様な主体との連携・情報共有、ナレッジマネジメント¹⁵の構築など、協働によるまちづくりを支える仕組みづくりを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの制度充実 ●：広報課	仕組みの検討		制度充実を図りながら、実施		
◎	★市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築 ●：広報課 ○：元気創造政策課	仕組みの検討		改善を図りながら、実施		
	★市民意見を公開する制度の検討・実施 ●：広報課 ○：総務課	調査・検討・運用				

¹⁵ ナレッジマネジメント（knowledge management）： 個人のもつ暗黙知を形式知に変換することにより、知識の共有化、明確化を図り、作業の効率化や新発見を容易にしようとする企業マネジメント上の手法。組織によって創造される知識は集合知と呼ばれ、そのマネジメント手法に注目が集まっている。

(4) 【協働の実践】 公共サービスの主体を育む協働事業の充実

多様化・複雑化する地域課題や市民ニーズに対し、適切な公共サービスを提供していくため、様々な行政分野で市民参画と協働によるまちづくりが進展するよう、協働事業制度の活用・充実を進めます。

公共サービスや行政がすべきことを明確化する一方で、庁内各課・外郭団体等自らが協働事業の可能性を検討し、地域や団体、大学や企業などへの呼び掛け・マッチングやコーディネートに取り組むことで、今後の公共サービスを担う主体を育みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★庁内各課による地域等への協働事業の参画呼び掛け・コーディネート ●：自治振興課	見直し検討		改善を図りながら、実施		
◎	★大学や企業などとの多様な連携・コラボレーションの検討・実践 ●：自治振興課 ○：経済振興労政課、元気創造政策課、学校教育課	仕組みの検討		実践		
	・協働事業制度の活用・充実 ●：自治振興課 ○：元気創造政策課	活用・充実を図りながら、実施				

(5) 【地域との協働の推進】 地域主体のまちづくりに向けた環境整備

少子化・高齢化が進むなか地域社会における安心・安全なまちづくりの必要性が高まり、自治会や地域振興協議会、コミュニティセンター（以下、「コミセン」という）が果たす役割が一層、重要になってきています。このため、地域固有のまちづくりの進展や、個々の地域課題への柔軟な対応に向け、更なる地域活動に係る補助金制度等の再編・統合、交付金化に向けた取り組みを進めます。

また、自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携を充実するなかで、地域主体のまちづくりの検討を進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30 H31
◎	・地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施 ●：自治振興課 ○：財政課	見直し検討		改善を図りながら、実施	
◎	★自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施 ●：自治振興課 ○：生涯学習課	検討		実施	

(6)【プラス創造型改革】協働によるまちづくりを支える仕組みづくり

本市の新たな魅力や活力、市民の豊かな暮らしの創造を目指し、効率的で効果的な施策展開を模索しながら、市民参画と協働によるまちづくりの更なる進展を図るため、まちづくり情報を集積・共有するため、市民人材バンクの仕組みを構築・運用し、NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携や、プラットフォーム¹⁶づくりを進めます。

また、市民参画と協働によるまちづくりを推進する中間支援組織・機能の充実を図るとともに、積極的な大学連携に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★「市民人材バンク」の仕組みづくり・運用 ●：自治振興課 ○：生涯学習課	→ 仕組みの検討		→ 運用		
◎	★NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくり ●：自治振興課 ○：経済振興労政課、元気創造政策課、商工観光課	→ 仕組みの検討		→ プラットフォームづくりの実践		
	★中間支援組織・機能の充実 ●：自治振興課	→ 組織・機能の検討・充実				
	★大学包括協定など、積極的な大学連携への取り組み ●：自治振興課 ○：元気創造政策課、総務課、学校教育課	→ 仕組みの検討・連携実施				

¹⁶ プラットフォーム：そもそも「壇上」や「(高い)足場」といった意味を持つ英語であるが、ここでは、市民や様々な主体が集い、主体的に創り出す多様な活動を支え、社会に広げていくための「場」や「舞台」を示す。

2. 地域資源とわがまち意識を育む行政運営

(1) 【事務事業の見直し】 栗東ならではのまちづくりの創造

地方分権社会の進展により、益々、公共サービスの担い手を再構築することが求められます。このため、長期的な視点に立ち安定的な行政運営を行うとともに、必要となる事務事業の見直し・再編を優先的に進め、事業の優先順位に「選択と集中」をつけた行政運営に取り組みます。

また、市民への積極的な情報発信と理解促進を図りつつ、(新)集中改革プラン（H24～H26）の改革効果を継続し、投資的経費を最小限に抑え、効率的・効果的な公共事業の推進にも取り組みます。更には、国や県への予算や施策に対する要望活動も充実していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	・事務事業の見直し・再編 （優先順位の決定） ●：元気創造政策課 ○：総務課	 事務事業量の調査 と連動した見直し 検討		 事務事業の見直し・再編		
	・公共事業における投資的経費の 節減 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 投資的経費の節減の継続的検討と実施				
	・国・県予算及び施策の要望 ●：元気創造政策課	 効果的な要望活動の検討と見直し				

（２）【民間委託等の推進】新たなアウトソーシングの推進

コスト面だけでなく公共サービスの質や市民満足度の向上を目指し、行政主導で取り組むべきことを明確化したうえで、総合的な観点から組織横断的に新たなアウトソーシングの検討・実践に取り組みます。また、市民目線から指定管理者制度の評価・検証、再検討を行うとともに、総合的な観点により民間委託等を推進します。

また、持続的な行政運営を進めていくため、公共施設等総合管理計画¹⁷を策定し、公共施設の計画的な維持管理（統廃合や更新、長寿命化、老朽施設の除却等）、広域計画（連携協約等）の検討・実践にも取り組んでいきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・総合的・組織横断的なアウトソーシングの検討・実践 ●：元気創造政策課 ○：総務課、自治振興課	検討		アウトソーシングの実践		
◎	★公共施設等総合管理計画の策定、計画的な維持管理の実践 ●：総務課　○：財政課	計画の策定	維持管理の実践			
	★広域計画（連携協約）など広域行政の推進 ●：元気創造政策課 ○：総務課	継続的な検討、実施可能な連携の推進				

（３）【情報提供のあり方の見直し】市民へのきめ細かな情報提供・情報共有

市政への関心を高めていくため、ホームページやフェイスブック等、多様な手段を活用しながら、市民目線で分かりやすく、見たくなる、きめ細かな情報提供に取り組み、市民との信頼関係の構築を図ります。特に、情報量があふれる今日の社会環境において、限られた紙面やホームページなどを有効に活用するため、デザイン性やメッセージ性に配慮し、創意工夫のもとで、情報提供のあり方全般を見直し、双方向型・リアルタイムな情報発信・共有を進めます。

また、庁内においては、グループウェアシステム¹⁸を最大限に活用し、積極的な情報共有に取り組みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★広報りっとうやホームページ等の充実、情報提供のあり方全体の見直し・実践 ●：広報課	充実、見直し		新たな情報提供の実践		

¹⁷ 公共施設等総合管理計画：公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、総務省が地方公共団体に要請した計画。

¹⁸ グループウェアシステム：組織内の複数の人による情報共有や共同作業を支援する電子ネットワークソフト。

・グループウェアシステムを活用した積極的な情報共有 ●：総務課 ○：元気創造政策課	 継続的な見直し実施と情報共有の充実
---	---

(4)【経費の削減】積極的なコスト管理の推進

コストの見える化や業務の明確化を進め、引き続き、職員のコスト意識の向上に取り組めます。

また、国・県等の補助制度の積極的な活用に取り組むことで市費の支出抑制に取り組み、その一方で、交付する補助金の適切な運用も図ります。

さらに、グループウェアシステムの効率的な活用等の情報システム活用の最適化や日々の業務における改善意識により、紙・エネルギー・時間等の節減を通じたトータルコストの削減を図ります。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30 H31
◎	★コストの見える化による事務改善の推進 ●：元気創造政策課 ○：財政課	 見直し推進 更なるコスト意識の向上			
	・国・県等の補助制度の積極的な活用 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 継続的な活用の検討・実践			
	★情報システム活用の最適化 ●：総務課	 検討・実践			

（５）【人員の適正化】事務事業量と人員の適正化

事務事業量の把握を行い、事務事業の見直しや優先順位の明確化を図るなかで、アウトソーシングの推進等を踏まえた、人員の適正配置に取り組むとともに、再任用職員を含めた職員の年齢構成バランスに配慮した組織づくりを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★事務事業量の把握（栗東モデルの構築） ●：総務課 ○：元気創造政策課	 事務事業量の把握		 事務事業量と人員配置の適正化の実施		
	・組織の適正化の検討・実践 ●：総務課 ○：元気創造政策課	 検討・実践				

（６）【外郭団体のあり方見直し】経営効率化や整理統合の推進

外郭団体、出資団体や財政援助団体等の経営効率化・整理統合を検討し、推進します。

【推進計画】（◎：早期改革項目 ★：新規改革項目）					
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30 H31
◎	・外郭団体等の経営効率化・整理統合 ●：元気創造政策課	 検討		 経営効率化・整理統合	

(7)【プラス創造型改革】栗東愛を育む創造的な行政運営

本市の持続的継続に向け、市民のわがまちに向けた誇りや愛着の醸成が求められています。このため、栗東ならではの地域資源の活用ビジョンや、本格的な人口減少社会に対応するための人口ビジョン・総合戦略の策定・実践に取り組むとともに、市民のわがまち意識（シビックプライド¹⁹）の醸成を進め、市民の栗東愛につながる前例にとらわれない自由で創造的な行政運営に取り組みます。

また、地域資源を有効に活用した新産業創造イノベーション²⁰、特区制度の積極的な活用、都市のブランド戦略など、本市の特徴を活かした自律的で持続的な行政運営に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★地域資源活用ビジョンの策定・実践 ●：広報課 ○：元気創造政策課、農林課、商工観光課、自治振興課	計画策定	地域資源活用の取り組みの実践			
◎	★人口ビジョン・総合戦略の策定・実践 ●：元気創造政策課 ○：広報課	計画策定	具体的な取り組み・施策の実践			
	★市民のわがまち意識（シビックプライド）の醸成 ●：自治振興課 ○：広報課、元気創造政策課	仕組みの検討・意識醸成の取り組み				
	★都市のブランド戦略の推進 ●：広報課 ○：元気創造政策課、農林課、商工観光課、自治振興課	検討及び実践				
	★新産業創造イノベーションの推進 ●：経済振興労政課	検討及び実践				

¹⁹ シビックプライド：その都市に対してもつ誇りや愛着。

²⁰ イノベーション（innovation）：物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」（を創造する行為）のこと。一般には新しい技術の発明を指すと誤解されているが、それだけでなく新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

3. 規律を遵守した堅実な財政運営

(1) 【財政規律の確保】収支バランスのとれた財政運営

堅実な財政運営を推進していくためには、(新) 集中改革プラン（H24～H26）による改革効果を確実に継承するための財政規律の確保が必要です。このため、新たに本市独自の財政運営の基本方針検討に取り組み、財政規律の確保と更なる財政健全化を進めるとともに、市民への積極的な情報発信・理解促進を図ります。

また、総合計画と中長期財政見通し（特定事業²¹）の一体的な運用を図りつつ、栗東ならではのまちづくりや市民の豊かな暮らしを創造する改革に向け、「選択と集中」による予算配分を行います。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H 27	H 28	H 29	H 30	H 31
◎	★財政運営の基本方針の策定 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 方針の策定		 収支バランスのとれた 財政運営の実践と 基本方針の見直し		
◎	★総合計画と中長期財政見通し （特定事業）の一体的運用、「選 択と集中」による予算配分の実 施 ●：財政課 ○：元気創造政策課	 仕組みの検討		 「選択と集中」による 予算配分の実施		

²¹ 特定事業： 総合計画の「重点施策」に位置づけられた事業、または個別計画に位置づけられかつ年次事業経費が明らかになっているもの、あるいは国・県の政策方針もしくは広域行政推進上取り組まなくてはならない事業等。

（２）【歳入の確保】市民の暮らしを支える安定的な収入の確保

安定的な収入を確保するため、トップセールス²²を戦略的に展開し、交通の利便性を活かして企業の誘致を図ります。

また、納税者の利便性向上を図るためのコンビニ収納の実施をはじめ、ふるさと応援寄附金制度の活用に向けた記念品贈呈事業の再検討や、未利用財産の有効活用、国・県等の補助制度の積極的な活用、民間広告料の確保、税外債権²³を含めた徴収率の向上を図るための利用料金徴収条例等の検討等、経営的感覚によるあらゆる手立てを講じ、歳入の確保に取り組みます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・トップセールスの展開、企業誘致の推進 ●：経済振興労政課 ○：広報課	戦略の検討と実施		戦略に基づく実施		
◎	★コンビニ収納などの払いやすい環境づくり、使用料等への拡大の検討 ●：総務課 ○：財政課、会計課	検討・準備		実施		
	・ふるさと応援寄附金制度の活用に向けた記念品贈呈事業の再検討 ●：元気創造政策課 ○：税務課、財政課、会計課、総務課	再検討・実施				
	・市有地の売却、未利用地の有効活用 ●：総務課 ○：財政課	有効活用の検討と実施				
	・国・県等の補助制度の積極的な活用	前掲（16ページ参照）				
	・広告料収入等による財源確保 ●：財政課	検討・実践				
	★税外債権の徴収率向上を図るための利用料金徴収条例等の検討・実践 ●：総務課	条例制定等の検討				

²² トップセールス： 市長自らが売り込み交渉を行うこと。

²³ 税外債権： 市が有している債権のうち、保育園保育料や介護保険料、下水道事業受益者負担金等、市税以外の債権のこと。

（３）【歳出の削減】歳入に応じた適切な支出

歳入に応じた適切な支出をマネジメントするため、市民とともにコスト意識に基づく財政運営に取り組み、適正な歳入・歳出の均衡を図ります。特に、職員・市民のコスト意識をより一層醸成し、公債費の抑制のための目標の明確化や実現に向けたルールづくりなどにより、歳出の削減を進めます。

また、将来世代への負担の軽減のため、既存ストックを最大限に有効活用するスタンスに立ち、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメント、公共工事の投資的経費の節減、ライフサイクルコスト²⁴を意識した公共工事の実施にも取り組んでいきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・職員・市民のコスト意識の醸成 ●：元気創造政策課 ○：財政課	目標設定等		実施		
◎	★公債費抑制のための目標設定、 目標達成のルールづくり・実践 ●：財政課 ○：元気創造政策課	目標設定等		公債費抑制の実践		
◎	★公共施設等総合管理計画の策 定、計画的な維持管理の実践	前掲（15ページ参照）				
	・公共事業における投資的経費の 節減	前掲（14ページ参照）				
	★ライフサイクルコストを踏ま えた公共工事の実施 ●：財政課	継続的な検討と実施				

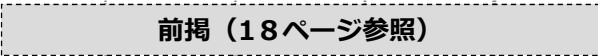
²⁴ ライフサイクルコスト（LCC：life cycle cost）：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄にいたる過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額をいう。

(4)【プラス創造型改革】コスト意識を醸成する市民との協働

市の財政を家計に置き換えて分かりやすく情報発信するなど、財政状況や財政運営に関する説明責任を果たしながら、職員・市民がコスト意識を共有し、ともに進行管理する仕組みづくりに取り組みます。特に、予算・決算等の財務情報の作成・積極的な公表、結果を踏まえた効率的・効果的な財政運営に取り組みます。

また、行政主導で取り組むべきことや協働・連携により取り組むべきこと、市民主導で取り組むべきことを整理し、受益者負担や使用料、補助金・負担金に関する基準の検討・実践に取り組みます。

さらに、地域資源を有効に活用した新産業創造イノベーションの推進など、本市の新たな魅力や活力、市民の豊かな暮らしにつながる財政運営に向けた取り組みを進めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	・予算・決算等の財務情報の市民 にとって分かりやすい情報発信 ●：財政課　○：広報課	 情報提供の 見直し検討		 毎年度、作成・情報発信		
	★受益者負担や使用料、補助金・ 負担金の基準づくり・実践 ●：元気創造政策課	 基準づくりの検討、実施				
	★新産業創造イノベーションの 推進	 前掲（18ページ参照）				

4. 柔軟性のある組織体制に向けた風土改革

(1) 【組織体制の整備】行政ニーズに対応できる柔軟な組織づくり

多様化・複雑化する市民ニーズに対し、的確に対応できる柔軟な組織体制の構築が求められています。このため、長期的な視点に立ち安定的な行政運営を行うために必要となる組織体制の構築、その実現に向けた組織改革・人事異動、戦略的な職員採用計画の検討・実践に取り組みます。

また、職員の意欲と能力が最大化される職場づくりを目指し、適切な人員配置、計画的な定員管理と専門職員の確保、職員の年齢構成バランスの確保など、限られた人材を財産として大切に作る組織づくりを進めるとともに、計画の決定プロセスも見直します。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●：主管課、○：関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★事務事業量の把握（栗東モデルの構築）	前掲（17ページ参照）				
◎	★職員の士気を高める仕組みづくり ●：総務課 ○：元気創造政策課	仕組みの検討		運用		
◎	・職員の意欲と能力を踏まえた人員配置 ●：総務課	仕組みの検討		運用		
◎	・計画的な定員管理と専門職員の確保、職員の年齢構成バランスの確保 ●：総務課	運用の見直し		検討のうえで、実施		
	・組織改革・人事異動方針の決定プロセスの見直し・充実 ●：総務課 ○：元気創造政策課	長期的視点に立って、毎年度、実施				

（２）【人材の育成】意欲と能力を高める計画的な人材育成

多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に対して組織横断的に対応できるコーディネーターの育成や職員一人ひとりが意欲と能力を高め行政サービスに取り組むことができる組織体制が求められています。このため、国・県・周辺市との人事交流や外部人材の登用等を推進するとともに、人材育成基本方針の見直し、人材育成基本方針に基づく計画的な職員研修計画など、職員の意識改革や専門的能力の向上につながる取り組みを進めます。

また、人事評価制度の導入にあっては、事務事業量の計測とも整合を図りながら、評価基準の明確化、評価結果や評価プロセスの見える化とともに、社会貢献活動に対するポイント付与等の仕組みについても検討していきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★国・県との人事交流や外部人材登用の推進 ●：総務課	検討・調整		実施		
◎	・人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修を通じた職員の意識改革の推進 ●：総務課	方針の見直し		職員研修の実施、充実		
	・意欲と能力を高める人事評価制度の導入・実践 ●：総務課	導入、改善を図りながら実施				

（３）【職場環境の活性化】コミュニケーション豊かな主体的な組織風土への改革

従来までの抑制型の行政改革を通じて閉塞感が漂う職場環境を一新するため、組織のコミュニケーション強化を図り、職員の前向きな改革思考、事務改善意欲を掻き立てるための取り組みが求められています。このため、様々な情報を集積・共有し、アイデアを施策に反映するナレッジマネジメントの仕組みづくりを進めるとともに、職場環境の活性化に向け、組織横断的な政策課題の共有と課題解決の実践を目指し、コミュニケーションの充実・強化、自発的で主体的な組織風土改革に取り組みます。特に、市の目指すまちづくりや様々な情報の共有に向け、市長と職員、課内、他部・他課とのコミュニケーションの強化・充実のため、プロジェクト会議などの情報共有の機会づくりに取り組みます。

このほか、職員提案・事務改善も視野に入れた職員提案制度の充実、他市や民間企業との人事や交流による情報交換の機会づくり、部内スタッフ制度など有機的な職場づくり等も検討し、実践に繋げていきます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★庁内のナレッジマネジメントの構築・運用 ●：元気創造政策課 ○：広報課	仕組み検討		実施		
◎	・市長と職員、他部・他課とのコミュニケーションの強化・充実 ●：総務課 ○：元気創造政策課	抜本的見直し		改善を図りながら、実施		
	・職員提案制度の充実、アイデアを施策に反映する仕組みづくり ●：元気創造政策課 ○：総務課	改善を図りながら、実施				
	★広域交流による情報交換 ●：総務課	実施				

(4)【プラス創造型改革】行政への信頼感を育む市民との協働

市民の行政に対する信頼感を育むため、市民の意見や提案等の情報を共有するナレッジマネジメントの構築に取り組むとともに、より多くの市民に分かりやすい組織目標の設定や目標管理、情報発信に取り組めます。

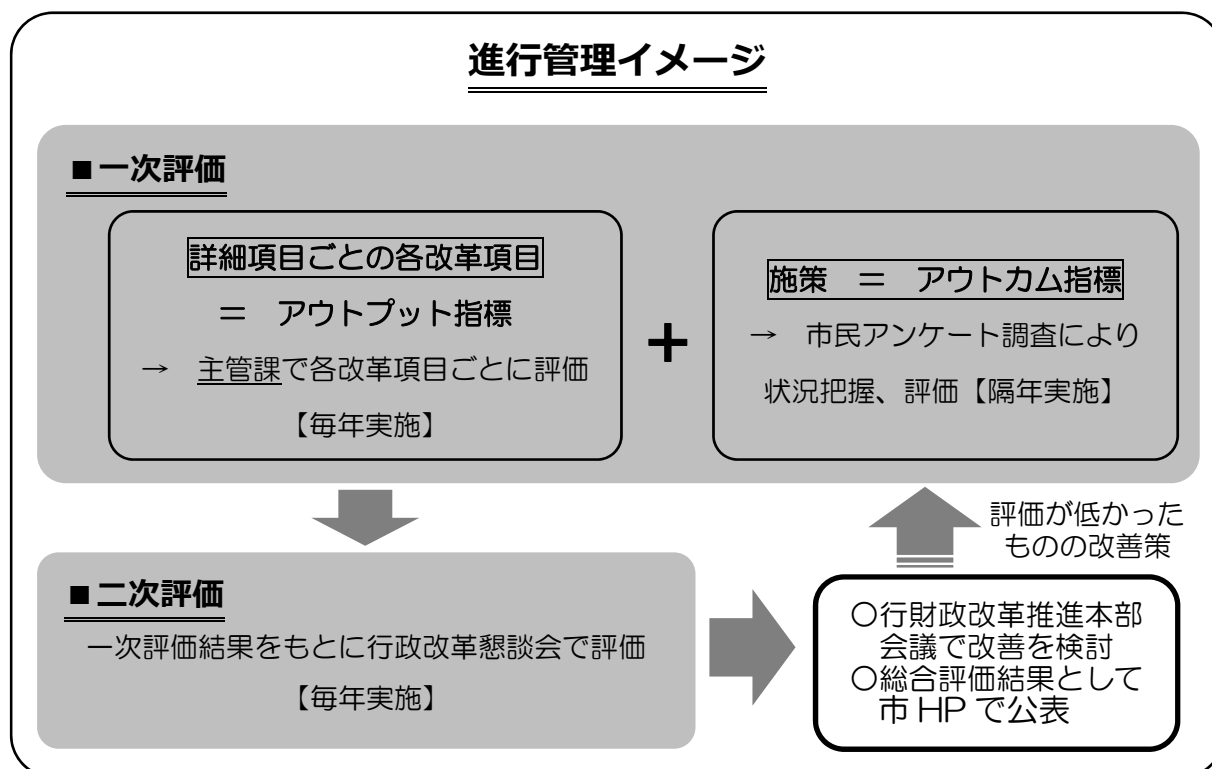
また、シンプルで分かりやすい手法・仕組みを検討し、市民との協働による進行管理や行政評価・目標管理の仕組みづくりに取り組めます。

【推進計画】（◎：早期改革項目　★：新規改革項目）						
改革項目（●主管課、○関係課）		H27	H28	H29	H30	H31
◎	★市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築	前掲（11ページ参照）				
◎	★市民に分かりやすい組織目標の設定・目標管理、市民への情報発信 ●：元気創造政策課 ○：総務課	制度の構築		毎年度、情報発信		
◎	★総合計画の進行管理と目標管理を連動させた市民に分かりやすい行政評価手法（栗東モデル）の構築・実践 ●：元気創造政策課 ○：総務課	制度の構築		改善を図りながら、実施		

第4章 進行管理

1. 進行管理の考え方

- ・第七次行政改革大綱が第五次総合計画後期基本計画の「政策の実現に向けて」の「効率的で効果的な自治体運営」の主たる計画として位置付けられていることから、第五次総合計画後期基本計画と同じ成果指標を「取り組みの達成目標(アウトカム指標²⁵)」として掲げます。
- ・市民との協働による進行管理を基本とし、一次評価として平成27年度の早い時期に各課で設定を行う「アウトプット指標²⁶」に基づき内部評価を行うとともに、行政改革懇談会における意見聴取を二次評価として進行管理を行います。
- ・また、重点事項ごとに整理した詳細項目の実現に向け、詳細項目ごとに設定した主管課が、推進計画の具現化に向けた進行管理を計画的に行います。
- ・行財政改革推進本部会議において、具体的な改革項目の進捗状況、「取り組みの達成目標(アウトカム指標)」の達成度等について評価・検証を行うとともに、市民からの意見聴取(行政改革懇談会)を行いながら、行財政改革を推進します。
- ・なお、行政改革懇談会については、年1回、定期的に開催します。



²⁵ **アウトカム指標**： 行政活動に関する評価指標の一つ。行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。受益者（国民や地域住民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準とする。成果指標。

²⁶ **アウトプット指標**： 行政活動に関する評価指標の一つ。事業の具体的な活動量や活動実績（公共サービスの産出量）を測る指標。活動指標。

計画期間中における進行管理の流れイメージ

項目		H26	H27	H28	H29	H30	H31
計画 (Plan)・実行 (Do)		計画策定 (Plan) →	計画期間 (Do) →				
評価 (Check)	1次評価 (内部評価)		→ 評価	→ 評価	→ 評価	→ 評価	→ 評価
	市民 アンケート	→ アンケート調査		→ アンケート調査		→ アンケート調査	
	2次評価 (外部評価)		→ 評価	→ 評価	→ 評価	→ 評価	→ 評価
改善 (Action)			→ 改善	→ 改善	→ 改善	→ 改善	→ 改善

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
目標管理	●市長方針公表 ●各部・課目標設定 (シート作成) ●各部・課内容確認 ↑ ●各部・課目標公表						●達成状況 (見込み) 確認 ●時点修正				●各部・課成果確認	
総合計画	●各課アウトプット指標設定 (シート作成) ●各部・課内容確認 【●(隔年) アンケート調査実施】						●各課取り組み成果 (見込み) 確認 (シート作成) ●時点修正 ●総合計画審議会				●各課成果確認 ●評価結果議会報告	
行政改革	●各課アウトプット指標設定 (シート作成) ●各部・課内容確認 【●(隔年) アンケート調査実施】						●各課取り組み成果 (見込み) 確認 (シート作成) ●時点修正 ●行政改革懇談会				●各課成果確認 ●評価結果議会報告	
予算編成	●新年度予算編成方針説明 ●各課新年度予算要求								●新年度予算編成		●予算議会報告	

2. 取り組みの達成目標（アウトカム指標）

- ・第七次行政改革大綱では、計画期間満了時における「アウトカム指標」の目標設定を行い、市民との協働による進行管理に向け、第五次総合計画後期基本計画の進行管理と連動するなかで、アンケート調査（市民満足度）による評価・検証を行います。
- ・この「アウトカム指標」について、隔年で市民アンケート調査を実施し、その結果を行政改革懇談会における評価材料とするなかで、進行管理を図ってまいります。

目 標 ①	自治会等の地域活動による住民自治のまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成 2 6 年度	%
目 標 値	平成 3 1 年度	%

目 標 ②	市政への市民参画や市民と行政との協働によるまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成 2 6 年度	%
目 標 値	平成 3 1 年度	%

目 標 ③	行財政運営が効率的に実施されるまちづくりが 推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成 2 6 年度	%
目 標 値	平成 3 1 年度	%

目 標 ④	公正、確実な事務運営により、 行政サービスの品質向上が推進されていると思う市民の割合	
現 状 値	平成 2 6 年度	%
目 標 値	平成 3 1 年度	%

3. 詳細項目・改革項目の進行管理（アウトプット指標）

- ・詳細項目の実現に向けた推進計画として位置付けた改革項目について、主管課が具体的な目標に向けて、毎年度、改革項目を計画的に進行管理します。

参考資料

第七次行政改革大綱の策定体制と経過

1. 策定体制

(1) 外部（栗東市行政改革懇談会）の体制

- ① 総合計画審議会委員との兼任（委員総数：10名）
- ② 公募委員（2名）
- ③ 開催回数 3回

(2) 内部の体制

- ① 栗東市行財政改革推進本部
 - ・ 副市長・教育長・部長級職員（委員総数：13名）
 - ・ 開催回数 5回開催（予定）
- ② 行政改革プロジェクト会議（課長補佐～主査級）
 - ・ 全所属より1名のチーム員を選出して編成（チーム員総数：40名）
 - ・ 開催回数 7回

2. 会議の開催経過

(1) 行財政改革推進本部会議

開催日	回数	内容
H26.06.11	第1回	(1) 第七次 栗東市行政改革大綱の策定方針について (2) 第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証の進め方 (3) 策定スケジュール（案）について
H26.07.16	第2回	(1) 策定スケジュールについて (2) 第六次栗東市行政改革大綱【評価・検証版】（素案）について
H26.10.15	第3回	(1) 第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証（案）について (2) 第七次 栗東市行政改革大綱の骨子（案）について
H27.01.14	第4回	(1) 第七次栗東市行政改革大綱（素案）について
H27.3月予定	第5回	

(2) 行政改革プロジェクト会議

開催日	回数	内容
H26.07.08	第1回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. ワークショップ セッション①、②、③ 3. テーブル発表 4. 終了のあいさつ
H26.08.20	第2回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. ワークショップ セッション①、②、③、④ 3. テーブル発表 4. 終了のあいさつ
H26.09.19	第3回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 六次大綱の評価・検証（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱の骨子を考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ

H26.10.09	第4回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 六次大綱の評価・検証（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱の骨子を考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ
H26.11.07	第5回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱の骨子（案）、重点事項（案）の確認 3. ワークショップ 七次大綱で位置づける具体的な取り組みを考えよう 4. テーブル発表 5. 終了のあいさつ
H26.12.08	第6回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱（たたき台）の改革項目等の確認 3. ワークショップ 七次大綱で位置づける具体的な取り組みを考えよう 4. グループ発表 5. 終了のあいさつ
H27.01.08	第7回	1. あいさつ、進め方の概要説明 2. 七次大綱（素案）の確認 3. 振り返りシートの記入 4. 終了のあいさつ

（３）行政改革懇談会の開催（市民意見の聴取）

開催日	回 数	内 容
H26.07.23	第1回	(1) 策定方針および策定スケジュールについて (2) 第六次栗東市行政改革大綱【評価・検証版】（素案）について
H26.10.22	第2回	(1) 第六次 栗東市行政改革大綱の評価・検証（案）について (2) 第七次 栗東市行政改革大綱の骨子（案）について
H27.01.22	第3回	(1) 第七次栗東市行政改革大綱（素案）について

（４）パブリックコメントの実施（市民意見の聴取）

H27.2.2～3.2（予定）

栗東市行政改革懇談会設置要綱

平成16年9月1日

告示第109号

改正 平成16年11月5日告示第135号

平成17年7月1日告示第112号

平成19年4月25日告示第79号

平成21年4月1日告示第86号

平成23年4月1日告示第111号

平成24年4月1日告示第65号

栗東市行政改革懇談会設置要綱（平成7年栗東町告示第75号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の行政運営に関して、改革及び改善を要する項目の推進、並びに市民が望むサービスを協働して構築する一助とするため、栗東市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所轄事項）

第2条 懇談会は、栗東市行政改革大綱に基づく行政改革の推進について必要な事項を市民起点から点検し、市長に対し意見を述べることができる。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、8人以内とし、市長が委嘱する。

2 懇談会にその所轄事項について特に必要と認める場合は、識見を有する者を特別に委員として委嘱することができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。
ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長）

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 座長は、会議の意見を取りまとめ、必要に応じ市長に提出するものとする。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、座長が議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、意見又は説明を聞くため、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項の検討を円滑に進めるため、懇談会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、市長が委嘱する若干名の部会員をもって構成する。

3 第4条の規定は、部会員の任期について準用する。

4 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は、部会員の互選により定める。

5 第5条の規定は、部会長及び副部会長について準用する。この場合において「座長」とあるのは「部会長」と、「市長」とあるのは「座長」と読み替えるものとする。

6 第6条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、「懇談会」とあるのは「専門部会」と「市長」とあるのは「座長」と、「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、政策推進部元気創造政策課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成16年9月1日から施行する。

附 則（平成16年11月5日告示第135号）

この告示は、平成16年11月5日から施行する。

附 則（平成17年7月1日告示第112号）

この告示は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月25日告示第79号）

この告示は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日告示第86号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第111号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第65号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

栗東市行政改革懇談会委員名簿

役職	氏名	所属 ・ 関係	条例	備 考
座長	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科教授	第3条第1項	
	西村 政之	栗東市自治連合会会長	第3条第1項	
	黒田 元吾	栗東市社会福祉協議会 会長	第3条第1項	
座長 代理	清水 憲	栗東市商工会 会長	第3条第1項	
	井之口 哲也	栗東青年会議所 副理事長	第3条第1項	
	社納 久子	栗東市女性団体連絡協議会 副会長	第3条第1項	
	森島 昭二	栗東市教育委員会委員 委員長職務代理者	第3条第2項 特別委員	
	谷口 彰	栗東市農業委員会 会長	第3条第2項 特別委員	
	吉田 光	公募委員	第3条第1項	
	多田 紅映	公募委員	第3条第1項	

(順不同・敬称略)

※委嘱期間 (平成26年7月23日～平成27年3月31日)

平成19年4月25日

訓令第6号

改正 平成20年4月1日訓令第5号

平成21年4月1日訓令第6号

平成23年4月1日訓令第3号

平成24年4月1日訓令第1号

(設置)

第1条 本市の行財政の健全な運営を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的として栗東市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱及び財政健全化に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革推進計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 行政評価の推進に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長及び部長相当職位にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、説明又は意見を聴くため関係職員を本部の会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 本部は、必要に応じて次に掲げる専門的な事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

- (1) 財政健全化に関すること。
- (2) 事務事業の見直しその他行政の効率化に関すること。
- (3) 定員管理適正化及び組織の再編等に関すること。
- (4) 行政評価制度の推進に関すること。

(5) 事務改善に関すること。

- 2 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織し、本部長が指名する職員をもって構成する。
- 3 部会長は、担当部会の調査研究その他担当部会の会務が終了したときは、その結果を本部長に報告するものとする。
- 4 第4条及び第5条の規定は、専門部会について準用する。この場合において「本部長」とあるのは「部会長」に、「副本部長」とあるのは「副部会長」に、「本部」とあるのは「部会」に読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 本部及び専門部会の事務局は、政策推進部元気創造政策課に置く。

- 2 専門部会の事務局は、専門部会が調査研究する事項を所管する課と共同処理を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日訓令第5号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

栗東市行政改革プロジェクト会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（平成18年栗東市訓令第8号）に基づき、栗東市行政改革プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 プロジェクト会議は、第七次行政改革大綱の策定に係り、第六次行政改革大綱の評価及び検証並びに第七次行政改革大綱の継続、改変及び追加すべき事項を検討し、策定プロセスを通じた職員の意識改革を目指すために設置する。

(任期)

第3条 プロジェクト会議を構成するチーム員（以下「チーム員」という）の任期は、任命の日から第七次行政改革大綱策定の日までとする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠チーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第4条 チーム員は、全ての所属より課長補佐級、係長級又は主査級職員の内、市長が任命する者とする。

2 プロジェクト会議を代表する者（以下「チーム長」という。）は、政策推進部長があたるものとする。

(庶務)

第5条 プロジェクト会議の庶務は、政策推進部元気創造政策課において処理する。

2 活動経費は、政策推進部元気創造政策課において予算化し、及び処理を行うものとする。

3 リーダーは、政策推進部元気創造政策課長があたるものとする。

(運営)

第6条 チーム長は、プロジェクトを総理し、会議を招集する。

2 リーダーは、プロジェクトの目的を遂行するため、活動方法及び活動内容について、提案し、及び指導する。

3 チーム員は、各所属における組織横断的な問題意識を提案し会議の俎上に挙げることで、各所属の相互に連携し、相乗効果を目指すものとする。

(成果物)

第7条 プロジェクト会議において検討及び調整した内容は、行財政改革推進本部会議及び総合調整会議に報告するとともに、全ての職員への情報共有に努めるものとする。

(資料提出等の協力)

第8条 プロジェクト会議は、必要に応じて各課等に資料の提出、意見の陳述、説明その他の協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

H27要望事項一覧

No	要 望 事 項	新規	継続	市の重点要望項目			県に対する市長会要望項目			近畿市長会			備考	栗東市担当部
				H24	H25	H26	H24	H25	H26	第118回 第119回	第120回 第121回	第122回		
1	災害復旧事業に係る制度の拡充と見直し等について	○				◎			◎		○			市民部
2	新駅問題の早期解決について		○	◎	◎	◎								建設部 (地域まちづくり)
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて		○	◎	◎	◎								建設部 (地域まちづくり)
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について	○												政策推進部
5	公共投資の地方負担低減につながる財政支援について	○												政策推進部
6	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について		○	◎	◎	◎	◎							環境経済部
7	獣被害防止対策の確立と交付金事業の継続について		○	◎			◎							環境経済部
8	守山栗東雨水幹線の事業促進について		○											上下水道事業所
9	国民健康保険税（料）の全県統一等について		○		◎	◎		◎	◎					市民部
10	強度行動障がい者の処遇の改善について		○	◎			◎							健康福祉部
11	バスでの胃がん検診時における医師の同席について		○											健康福祉部
12	介護保険事業の財源確保と必要な財政措置について		○							○				健康福祉部
13	地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について		○											健康福祉部
14	一級河川の改良事業等促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
15	野洲川改修事業の促進等について		○			◎		◎	◎					建設部
16	野洲川管理用道路の整備について	○												建設部
17	国道バイパスに関する事業促進について		○	◎			◎	◎	◎					建設部
18	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		○											建設部
19	県施行による都市計画道路等の事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
20	都市計画道路事業費の確保について		○											建設部
21	道路局国庫補助事業費の確保について		○	◎			◎							建設部
22	急傾斜地崩壊対策事業の早期完成について	○				◎								建設部
23	観音寺地先の砂防えん堤事業について	○				◎								建設部 建設部 (地域まちづくり)
24	コミュニティバス運行対策費補助金制度の拡充について		○											市民部
25	J R在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について		○											市民部
26	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について		○											教育部
27	特別支援教育加配教員の配置について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					教育部
28	35人学級の実現と教職員定数の改善について		○											教育部
29	栗東警察署の設置について		○											市民部
30	警察官の増員配置について		○											市民部
31	交通規制について		○											市民部

※市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目となります。

平成26年秋 近畿市長会役員会提出議案一覧表（第121回分）

提 出 議 案	提 出 市	新規	継続	近畿共通
1 循環型社会形成推進交付金の拡充等について	大 津 市 近江八幡市 草 津 市		○	
2 地域における相談支援体制の充実について	彦 根 市			○(6)
3 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について	長 浜 市 高 島 市			○(3)
4 国民健康保険制度について	守 山 市			○(7)
5 災害復旧事業に係る制度の拡充と見直し等について	栗 東 市			○(3)
6 地域の実情に応じた新たな医療・介護サービス提供体制の構築について	甲 賀 市			○(9)
7 国道バイパス・地域高規格道路の整備促進と道路整備の財源確保について	野 洲 市		○	
8 多文化共生社会の実現に向けた諸政策の実施について	湖 南 市		○	
9 地域の特性に応じた土地利用転換への対応について	東 近 江 市			○(1)
10 保育・子育て支援の体系的整備について	米 原 市			○(8)
11 琵琶湖保全対策の推進について	滋賀県市長会		○	

0件

4件

7件

新規	継続		近畿 共通番号	121 回 (H26 春) 議案番号
	変更あり	変更なし		
—	○		3	5号—1 (6)

要望議案の概要（近畿市長会）

5

平成26年 7月11日作成

議案名：災害復旧事業に係る制度の拡充と見直し等 について	提出府県市長会： 滋賀県市長会 (栗 東 市)
要望文案 災害復旧事業に係る制度の拡充と見直し、ならびに特別警報が発表された地域における災害復旧に対する支援の充実のため、次の事項について特段の配慮を願いたい。 1. 災害等廃棄物処理事業、治山事業、農地・農業施設災害復旧事業、公共土木施設災害復旧事業の制度の拡充と見直し 2. 被災した山林、家屋及び農地や農業施設について、早期復旧のための手続きの迅速化をはじめとした制度の見直し 3. 特別警報が発表された地域や激甚災害指定がされた場合の、被災者生活再建支援法の適用要件（全壊及び大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大 4. 特別警報が発表された地域における災害復旧に対する支援の充実	
提案理由（要望事項の説明・問題点） 全国初の特別警報が発表された平成25年9月の台風第18号災害では、本市全域でも甚大な被害が発生し、これによる一連の復旧・復興経費が本市にとって極めて大きな負担となっている。 今なお続く復旧事業と被災者の生活の安定を図ることと、併せて、今後も発生しうる大規模災害に対する早急な復旧事業が不可欠であることから以下のとおり要望するものである。 1. 災害等廃棄物処理事業による補助対象範囲は、倒壊家屋に係る瓦礫類に限定されていることから、家屋倒壊の原因である流木や土砂等の収集、運搬及び処分費用についても、補助対象経費となるよう制度の見直しを願うものである。 また、治山事業や農地・農業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業における、土砂や流木等の処分費用についても、補助対象経費となるよう制度の見直しを願うものである。 2. 自然災害により崩落した山林、家屋及び農地や農業施設の復旧事業においては、それぞれの準備書類やスケジュールが省庁により異なることから、一体的な災害復旧対応が図れない状況が生じたため、早急な復旧事業が出来るよう、手続きの迅速化をはじめとした制度の見直しを願うものである。 3. 本市においては被災者生活再建支援法に基づく支援制度が適用とならず、県ならびに市の緊急的な施策によって被災者に対する支援を実施したところである。ついては、特別警報が発表された地域や激甚災害指定がされた場合は、被災者生活再建支援法の適用要件（全壊及び大規模半壊世帯数等）の緩和や拡大を願うものである。 4. 特別警報が発表された地域における災害復旧に対する支援の充実を願うものである。	
担当省庁：内閣府 環境省 農林水産省 国土交通省 林野庁	
関係法令（〇条〇項）・要綱・通知・補助制度 等 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・被災者生活再建支援法	

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」について

景気の現状

○安倍内閣では、これまで、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策（「アベノミクス」）を一体的に推進。こうした政策の下、経済の好循環が生まれ始めている。

○しかしながら、最近の我が国経済については、平成26年7－9月期の実質GDP成長率が年率換算で▲1.9%と2四半期連続でマイナスとなるなど、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さがみられる。また、人口減・高齢化やグローバル化への対応の遅れなどの中長期的な課題を抱える地方においては、経済の好循環の実現が十分には進展していない。

経済対策の基本的考え方

○経済の脆弱な部分に的を絞り、かつスピード感をもって対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするとともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせることを目指す。このため、以下の3点に重点を置いて取りまとめた。

- ①地域の実情に配慮しつつ、消費を喚起する。
- ②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促す。
- ③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化する。

具体的施策

I. 現下の経済情勢等を踏まえた生活者・事業者への支援

1. 生活者への支援、生活環境の整備

- (1) 地域消費喚起・生活支援
- (2) 子育て支援、女性の活躍推進
- (3) 生活の安心向上

2. 事業者への支援

3. エネルギーコスト対策

- (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進
- (2) エネルギー価格の影響への対策
- (3) 資源・エネルギーの安定供給

4. 住宅市場活性化策

II. 地方が直面する構造的課題等への実効ある取組を通じた地方の活性化

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた「総合戦略」の先行的実施

2. 地域の産業振興等による経済の活性化

- (1) 地域における新たな産業の創出、革新を促す仕組みづくり
- (2) 地域の活性化に資する企業・産業に対する支援
 - ① 中小企業・小規模事業者等の支援
 - ② 農林水産業の振興
 - ③ 観光業の振興

(3) 地域の魅力の情報発信の支援

(4) 人材市場の流動化、住環境等の整備

3. 地域の個別課題等への対応

III. 災害復旧・復興加速化など災害・危機等への対応

1. 災害復旧・災害対応の強化

- (1) 土砂災害や台風災害等の大規模災害からの復旧
- (2) 自然災害リスクが高い地域・施設等における緊急防災対応等
- (3) 災害に強い情報・物流システム等の構築
- (4) 学校施設等の耐震化等

2. 復興の加速化等

- (1) 東日本大震災の被災地の復旧・復興
- (2) 原子力事故対応の加速化
- (3) 原子力防災対策の強化

3. 安全・安心な社会の実現

- (1) 良好な治安の確保
- (2) 危機管理

IV. 経済の好循環を確かなものとするための取組

1. 政労使による取組

2. 成長戦略の実行・実現

3. 金融政策

本対策の効果

○本対策の規模：上記Ⅰ～Ⅲの合計で、**3.5兆円程度**（一般会計国費）

（内訳：Ⅰ. 1.2兆円程度、Ⅱ. 0.6兆円程度、Ⅲ. 1.7兆円程度）

○予算措置による経済効果（現時点での概算）：実質GDP押し上げ効果は**概ね0.7%程度**

○盛り込まれた制度改革等の各施策や、成長戦略等の具体化

↓
民間投資や消費の喚起、雇用・所得環境の改善を伴う経済成長

経済対策に関する
内閣総理大臣指示

エネルギー価格の高止まりなど物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分に、スピード感を持って対応

しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組みを通じて地方の活性化を促す

地域消費喚起・生活支援型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)が実施する、地域における消費喚起策やこれに直接効果を有する生活支援策に対し、国が支援

対象事業

地方公共団体が策定する実施計画に定めた上記の事業

メニュー例: プレミアム付商品券(域内消費)、ふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)等

運用の基本スタンス

人口・財政力指数等に基づく配分を行い、迅速に執行

地方創生先行型

目的

地方公共団体(都道府県及び市町村)による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し、国が支援

対象事業

①地方版総合戦略の策定

②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業

メニュー例: UIターン助成等

運用の基本スタンス

地方公共団体が事業設計を自由に行うこととともに、明確な政策目標の下、客観的な指標の設定やPDCAの態勢整備を求める、新しいタイプの交付金

基礎交付: 人口、財政力指数等に基づく配分

上乗せ交付: 地方版総合戦略に基づく事業など内容の優れたものに対して配分

交付の考え方

タイプ		交付の考え方
地域消費喚起・生活支援型 2,500億円		1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6 2. プレミアム付商品券(域内消費)及びふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)については、一定事業規模を確保できるように地方公共団体に助言・サポート 3. 以下の点などを踏まえ、交付 ① 人口 ② 財政力指数 ③ 消費水準等、寒冷地
地方創生先行型 1,700億円	基礎交付 1,400億円	1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6 2. 以下の点を踏まえ、交付 ① 地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県2000万円、1市町村1,000万円は確保 ② 人口を基本としつつ、小規模団体ほど割増 ③ 財政力指数 ④ 就業(就業率)、人口流出(純転出者数人口比率)、少子化(年少者人口比率)の状況に配慮(現状の指標が悪い地域に配慮)
	上乗せ交付 300億円	以下の点を踏まえ、交付 ①政策5原則等からみた事業等の内容(メニュー例への対応を含む) ②地方版総合戦略の策定状況

地域住民生活等緊急支援のための交付金の考え方

1. 基本的な考え方

- ① 地域住民生活等緊急支援のための交付金の対象事業については、同交付金の目的にかなうものであれば、地方公共団体において、自由に事業設計が可能。
- ② ただし、同交付金の目的を効果的に達成する観点から、国が交付金を交付するにあたっては、以下の原則により、運用する。

2. 両型共通の考え方

- ① 「人件費」（地方公共団体の職員の経費）は助成の対象としない。
- ② 平成 26 年 12 月 27 日の経済対策の閣議決定後に地方公共団体の予算に計上された事業に限定される（新規性）。
- ③ 実行計画の策定、実施にあたっては、都道府県において、市区町村との積極的な調整・連携を依頼する。

3. 地域消費喚起・生活支援型の考え方

交付金の交付にあたっては、地域における消費喚起に直接効果がある事業に「的を絞る」観点から、以下の運用を行う。

- ① 原則として、主に個人に対する直接の給付事業を対象とする（同給付事業の実施に必要な周知等の業務も含まれる）。プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券等については、事業者に対する助成であっても、当該助成が、商品・サービスの購入価格の低下に直接むすびつけられ、その低下額が利用者に明示される場合には対象とする。

（注）消費喚起型における多子世帯支援については個人給付事業を想定しており、地方創生先行型における少子化対策事業では同事業を除く。

- ② プレミアム付商品券（域内消費）及びふるさと名物商品券・旅行券（域外消

費）等消費喚起効果が高いものを推奨し、低所得者等向け商品・サービス購入券への助成は、都道府県との連携によっても、プレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみとする。

- ③ 生活支援策については、特定の商品・サービスに対する支出に関する負担軽減につながるものとするとともに、低所得者等への生活支援を原則とする。
- ④ 交付対象事業の実施にあたっては、交付金による利用者の負担軽減の効果等について周知を求める。
- ⑤ 事業実施後、消費喚起効果等について調査を行う。

4. 地方創生先行型の考え方

交付金の交付にあたっては、地方公共団体の自由な事業設計を確保しつつ、適切な客観的指標の設定と有効な分析を促進するために、以下のとおり運用する。

- ① 実施計画に盛り込まれる事業は、地方版総合戦略に盛り込まれることを想定するものとする。（次ページ参照）
- ② 地方版総合戦略の内容の起草作業は、広く住民や産学金労の関係者等の意見を聞きつつ、地方公共団体が自ら行うこととする。同作業の前提となる調査等は委託を行うことは可能である。
- ③ 地方公共団体の自由な事業設計を確保するため、地方単独事業を対象とする。国の補助制度の対象となった事業については、対象としない。
- ④ 「建設地方債対象事業」は対象としない。ただし、ソフト事業とあわせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して重要業績評価指標（KPI）の向上が十分に見込まれる施設整備事業は対象とする。
- ⑤ 事業概要、重要業績評価指標（KPI）、PDCAに変更がなく、上記の取扱いに反しない限り、具体的な事業手法等細部については、交付決定後、地方公共団体の裁量により変更することができる（変更について事後的に国への報告を求める）。

地方版総合戦略【平成31年度までの5か年】

基本目標

地方における安定した雇用を創出する

雇用創出数：●●人

地方への新しいひとの流れをつくる

転入者数：●●人

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

出生数：●●人

時代に合った地域をつくり、
安心な暮らしを守るとともに、
地域と地域を連携する
「小さな拠点数」：●●か所

具体的な施策（5か年分）

農業の担い手確保・育成 KPI:新規就農者数 ●●人

観光振興策の実施 KPI:観光入込客数 ●●人

⋮

移住・交流の専門相談員の配置 KPI:相談件数 ●●件

企業や本社機能の立地の促進 KPI:進出企業数 ●●社

⋮

若者向け職業相談 KPI:若者(20～34歳)の就業率 ●●%

多子世帯の負担軽減 KPI:実施市町村数 ●●市町村

⋮

地域交通の利用促進 KPI:路線バスの利用者数 ●●人

中心市街地の活性化 KPI:空き店舗数 ●●店

⋮

地方創生先行型交付金

PDCAサイクル 【平成27年度】

Plan :

実施計画においてKPIを設定

Do:

事業を実施

【平成28年度】

check:

外部有識者も参加した検証機関において、KPIにより効果を検証

Action :

総合戦略の改訂

実施計画（平成26・27年度分）

◇農業の担い手育成事業

KPI: 新規就農者数 ●●人

◇移住・交流相談事業

KPI: 移住相談件数 ●●件

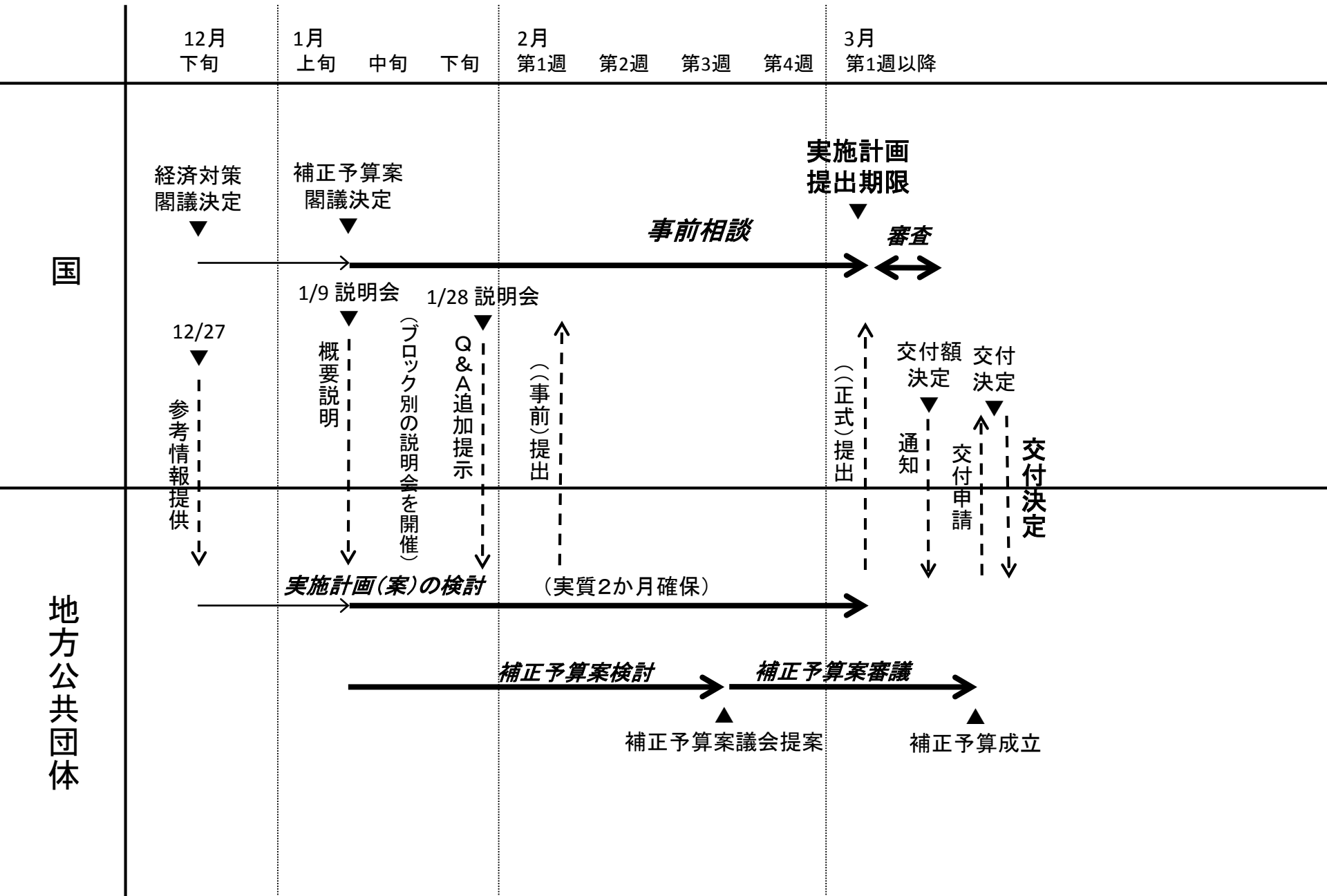
◇若者雇用支援事業

KPI: 若者(20～34歳)の就業率 ●●%

⋮

平成27年度策定の総合戦略に盛り込む（国により確認）

スケジュールイメージ(地域消費喚起・生活支援型)



スケジュール イメージ(地方創生先行型)

国

地方公共団体

12月
下旬

1月
月上旬 中旬 下旬

2月
第1週 第2週 第3週 第4週

3月
第1週以降

経済対策
閣議決定

補正予算案
閣議決定

実施計画
提出期限

事前相談

審査

12/27

参考情報提供

1/9 説明会

概要説明

1/28 説明会

Q & A 追加提示

(事前)提出

(正式)提出

基礎
交付額
決定

通知

交付
決定

交付申請

交付決定

実施計画(案)の検討

(実質2か月確保)

補正予算案検討

補正予算案審議

補正予算案議会提案

補正予算成立

栗東市防災拠点整備基本構想

平成 26 年 12 月 25 日

栗東市防災拠点施設
のあり方検討委員会

栗東市防災拠点整備基本構想

目 次

1. 基本的な考え方	1
1.1. 趣旨・目的	1
1.2. 課題	2
1.3. 課題解決のための方向性	3
2. 求められる機能・条件	4
2.1. 施設に必要な諸室・スペース	4
2.2. 施設の立地条件等	6
2.3. その他求められる条件	6
3. 施設整備基本構想	7
3.1. 基本方針	7
3.2. 今後の取組み	9
（参考資料）防砂拠点施設建設場所比較検討表	11

1. 基本的な考え方

1.1. 趣旨・目的

東日本大震災の教訓として、一部の市町村において、庁舎が壊滅的な被害を受けるなど行政執行機能を喪失し、災害対応に遅れが生じたことなどから、市町村は、東日本大震災を超えるような巨大な災害においても行政機能を維持することが求められている。

住民の生命・身体の安全の確保は市政の最優先課題の一つであり、とりわけ公共施設における安全の確保はもちろんのこと、災害時にはいかに被害を未然に防ぎ、被害に対していかに迅速に対策を実施するのが重要である。

一方、平成 25 年 9 月の台風 18 号では、栗東市内においても、総雨量で 400mm 以上の雨が降り、金勝川の決壊、安養寺山の斜面崩壊などが発生し、様々な被害が発生した。

栗東市では、災害対策本部を設置し、避難所の開設をはじめとする災害応急・復旧対策を実施したが、被害の把握や被害状況の報告・発信等が円滑にいかず、各部署の情報が組織全体で共有されなかったなどの課題が明らかになった。

そこで、災害発生時において、中心的役割を担う災害対策本部の設置場所や防災拠点施設の今後のあり方について検討を行うこととなった。

この基本構想は、防災拠点施設を整備する場合に必要な考え方や検討すべき事項を明らかにし、今後の施設整備等に反映させることを目的に策定するものである。

1.2. 課題

市の災害対策本部は、現在、市役所庁舎 2 階の第 1 会議室に設置することになっている。

平成 25 年台風 18 号災害時の災害対策本部運営で指摘された課題のその多くは、情報共有に関連するものであり、災害対策本部が次のような場にならなかったことが反省点としてあげられる。

- ・ 災害に関わる様々な情報を迅速に収集・処理・分析する場とならなかった
- ・ 関係機関間で情報を共有する場とならなかった
- ・ 統一された状況認識に基づき適切な意思決定を行う場所とならなかった

しかしながら、市の実情では、次のような課題があり、情報共有を図る場の確保や災害対応に必要な空間の確保が現庁舎の諸室の再配置だけでは、解消できない状況である。

【課題 1】

- ☐ 災害対策本部は常設の施設・設備でなく会議室を利用
- ☐ 災害対策本部設置時は、その都度、備品や機材の搬入、O A 機器の環境設定を要するなどの制限がある
- ☐ 第1会議室のみでは多人数を収容することが困難であり、各職員は別々の諸室で活動しなければならない
- ☐ 防災関係機関や応援自治体等の職員と連絡活動を効果的に行える空間がない
- ☐ 24 時間体制で災害対応が長期化した場合の職員等の仮眠・休息室がない
- ☐ 電気、上・下水道等、ライフライン断絶に対応できる機能がない
- ☐ 土嚢やバリケード等の資機材が不足した（資機材置き場がない）
- ☐ 急場のガレキ置き場や土嚢作成スペースの確保が困難であった

一方、地域全体の防災力を向上させるためには、行政のみならず、各個人や地域コミュニティにおいて、日頃から自らの生命・財産や地域の暮らしを守るための取組みを進めていく必要がある。

現在、大規模災害時は、被災住民との情報連絡窓口として、各コミュニティセンターに災害対策支部を設置することになっているが、地域の自主防災組織との連携という観点では、次のような課題もある。

【課題 2】

- ☐ 各コミュニティセンターの災害対策支部の拠点機能を災害対策本部が兼ねており、大規模災害時はさらに情報が錯綜する危険性がある
- ☐ 中央公民館の廃止など、市内の自主活動団体が活動できる場所が不足している
- ☐ 平時に各種防災に関する訓練・研修を行える会議室がない

1. 3. 課題解決のための方向性

1. 2. の課題を踏まえ、次の基本方針を設定することとした。

【基本方針】

- 初動体制の強化
- 情報共有体制の強化
- 地域防災力の強化

また、基本方針にしたがい、災害対策本部機能、地域防災拠点施設機能の2つの機能を有する防災拠点施設を整備することを課題解決の一案とし、先進的な取組を行っている自治体の参考事例などから、以下に示す方向性を持って防災拠点の充実を図ることとする。

【課題解決のための方向性1（災害対策本部機能）】

- ☐ 「官庁施設の総合耐震計画基準」で示される、「災害対策の指揮および情報伝達、救護、消火活動等の災害応急対策活動に必要な耐震安全性能を保有する施設」とする（構造体Ⅰ類、建築非構造部材A類、建築設備甲類）
- ☐ 災害対策本部の本部員会議室を専用仕様として整備する
- ☐ 迅速な災害対応体制がとれるよう機器等（電話回線、LAN回線）が整備（配置）された空間を確保する
- ☐ 情報共有や相互の調整を円滑にするため、災害対応に関わる市職員や防災関係機関（消防、国、県等）の連絡員等が同じ場所に対応を行うことができる空間を確保する
- ☐ 市職員、防災関係機関職員等が仮眠・休息をとれる空間を確保する
- ☐ ライフライン断絶に備えた対策を講じる
- ☐ 災害対応資機材等の備蓄機能を備える
- ☐ 一時的なガレキ置き場や土嚢作成スペース等を確保する

【課題解決のための方向性2（地域防災拠点機能）】

- ☐ 災害時における各コミュニティセンターの情報通信に関する統括機能を整備する
- ☐ 平時に自主防災組織等が各種防災に関する訓練・研修を行える会議室を整備する

2. 求められる機能・条件

2.1. 施設に必要な諸室・スペース

(1) 災害対策本部機能

防災拠点施設に求められる災害対策本部機能を勘案した場合、次の諸室が一体的に整備されることが望ましい。

【災害対応時の機能】

ア 災害対策本部会議室

本部長（市長）、副本部長、市幹部（本部員）および関係機関等が参集し、広く災害対策について審議・決定する会議室

イ オペレーションルーム

災害対策本部事務局員および防災関係機関の連絡員等が参集し、災害発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行う執務スペース

ウ レストルーム

長期間継続して、本部活動を実施した場合の市職員等が仮眠をとる控室

エ プレスルーム

本部長（市長）等が、報道機関を通じて、住民に災害情報などを提供・解説するための記者会見室

オ その他

土嚢作成スペース、緊急車両の駐車スペース等

【平時の機能】

ア 防災担当課執務室

防災担当課職員の執務室

イ 備蓄倉庫

災害対応資機材や災害対応職員用の食料・飲料水等を備蓄する倉庫

ウ 無線統制室

県防災行政無線、市防災行政無線等を統制する無線専用室

エ その他

宿直室、自家発電機室・電気室、機械室等

(2) 地域防災拠点機能

防災拠点施設に求められる地域防災拠点機能を勘案した場合、次の諸室が一体的に整備されることが望ましい。

ア 研修室

平時に、住民の地域防災力を高めるために、地域間での関係づくりや防災リーダーの育成等をテーマに研修・講習等を実施する会議室

※状況に応じて分割して使用できるように可動間仕切りなどを設置

イ 自主防災組織詰所

女性消防隊等自主的な防災活動を実施する組織が利用可能な一時的に宿泊、仮眠、待機等ができる詰所

ウ その他

多目的トイレ等

(3) 諸室・スペースの現状と必要規模

	NO	必要諸室の 名称	現状 (現状の広さ)	諸室の特徴	必要規模 (㎡)	専用・転用可
	1	災害対策本部会議室	市庁舎 2 F 第 1 会議室 (106㎡)	本部長（市長）、副本部長、市幹部（本部員）および関係機関等が参集し、広く災害対策について審議・決定する会議室	100	転用可
	2	オペレーション ルーム	なし	災害対策本部事務局員および防災関係機関の連絡員等が参集し、災害発生時の被害状況や対応状況に関する情報の一元的な収集、処理、分析、対策の立案を行う執務スペース	330	転用可
	3	レストルーム	あり (68㎡)	長期間継続して、本部活動を実施した場合の市職員等が仮眠をとる控室	60	転用可
	4	プレスルーム	なし	本部長（市長）等が、報道機関を通じて、住民に災害情報などを提供・解説するための記者会見室	70	転用可
	5	土嚢作成スペース	市庁舎敷地内	土嚢作成スペース、土嚢等消耗品保管所	60	専用スペース
	6	緊急車両の駐車 スペース	駐車場	緊急車両の駐車スペース	40	専用スペース
	7	防災担当課執務 室	市庁舎 3 F (52㎡)	防災担当課職員の執務室	50	専用室
	8	備蓄倉庫	一部あり	災害対応資機材や災害対応職員用の食料・飲料水等を備蓄する倉庫。	150	専用室
	9	研修室 (災害時一時避難 場所)	なし	平時に、住民の地域防災力を高めるために、地域間での関係づくりや防災リーダーの育成等をテーマに研修・講習等を実施する会議室	480	転用可
	10	女性消防団詰所	なし	女性消防団等自主的な防災活動を実施する組織が利用可能な一時的に宿泊、仮眠、待機等ができる詰所	70	転用可
	11	宿直室／湯沸室 ／トイレ	市庁舎 1 F	平常時から宿直室、湯沸室、トイレとして必要となる部屋	150	専用室
①執務面積および付属面積計					1,560	
	12	無線統制室	市庁舎 3 F (10㎡)	平常時から無線室として必要となる部屋（防災担当課に併設）	20	専用室
	13	機械室／電気室	市庁舎地下など (172㎡)	平常時から機械室、電気室として必要となる部屋	220	専用室
	14	自家発電機室	なし	平常時から自家発電機室として必要となる部屋	30	専用室
②設備関係面積計					270	
③廊下、階段などの交通部分面積					640	①+②の 35%
合計（①+②+③）					2,470	

2.2. 施設の立地条件等

災害対策本部設置時には、市は全職員により災害対応を行うため、立地場所は、各課・室で平時から管理している資料・データ等の活用が必要であること、災害発生後、市長や幹部職員が直ちに急行できることなどが必要である。

したがって、市役所庁舎内あるいは市役所庁舎敷地内に 2.1. の機能を満たす諸室・スペースを配置することが望ましい。

ただし、市役所庁舎敷地内に新築又は増築する場合、駐車場スペースが不足することが想定されるため、旧中央公民館の敷地を駐車場に転用するなどの検討が必要になる。

2.3. その他求められる条件

(1) 安全性の確保

防災拠点施設は、様々な危機に対する安全管理能力・防護能力を有することが求められる。

したがって、施設は、災害発生時において、業務継続機能を喪失しないように、免震構造を採用するなどの耐震性を確保するとともに、施設内の主要な諸室の機器や備品については、床固定等の転倒防止対策を講じる。

また、非常用電源や電気設備を地上階に設置するなどの浸水対策を講じる。

(2) 代替性の確保

防災拠点施設は、災害発生時などの非常時ほど 24 時間持続的に稼働しなければならない状態が求められる。

したがって、施設運営に必要なエネルギー供給、水供給等の自立機能・代替機能を確保する。

ただし、東日本大震災では、代替機能となるべき非常発電機が稼働しない事態も生じたことから、バックアップ機能についても検討する。

(3) 諸室レイアウトの配慮

災害対策本部機能に必要な諸室が全て稼働するほどの全庁的な対応を必要とする危機の発生頻度は必ずしも高くない。

したがって、平時において、会議室などへの転用が可能な部屋については、市職員の会議室また住民の研修・交流の場として有効活用することを前提とする。

3. 施設整備基本構想

3.1. 基本方針

施設の新設には、予算措置を含め検討しなければならない課題が多く残されているものの、住民の安全・安心を支える公務・公共サービスを維持するためには、防災拠点の災害対策本部機能の充実が必要不可欠である。

また、自助・共助の観点から、地域防災力の向上は重要なテーマであり、地域防災拠点機能を兼ね備えた防災拠点施設が整備されることが望ましい。

そこで、市全体の事業優先順位、補助金や地方債の動向等を総合的に勘案しつつ、災害対策本部機能と地域防災拠点機能を有する防災拠点施設の整備を早期に実現することを基本方針とする。

(1) 建設地

新規に施設を建設する場合、整備場所は、災害対策本部機能を考慮すると市役所庁舎の近くが望ましい。

そこで、本庁舎敷地内あるいは本庁舎に隣接する区画敷地内に施設を建設することを想定し、次のA案からG案の7箇所を候補地として、次頁表に示す観点から比較検討を行うものとする。

○建設候補地

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| A案：市役所正面南側 | B案：市役所裏側 | C案：市役所正面北側 |
| D案：立体駐車場 | E案：第一児童公園 | |
| F案：南駐車場 | G案：旧中央公民館 | |

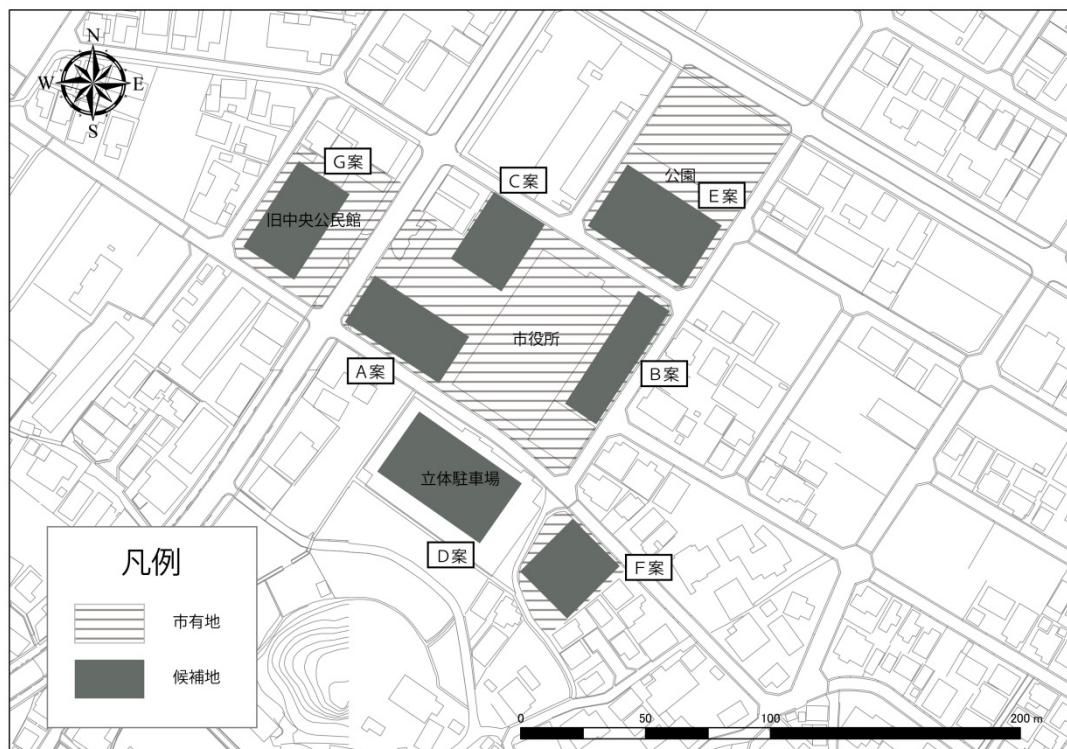


図 建設候補地

表 比較検討の観点

	評価指標	検討内容
1	経済性	当市の財政状況を鑑み、用地費や既存建築物の解体費、代替施設整備費などの要素を考察し、「追加支出要素」として大・中・小・極小、の4段階で評価する
2	機能性	災害対策本部の機能に着目し、市役所庁舎との移動距離を勘案し、「庁舎と同じ敷地内」、「庁舎に隣接する区画」、「それ以外の区画」の3段階で評価する
3	安全性	当該地の浸水、地震火災等災害の影響の可能性から「特に問題なし」、「災害時に影響あり」、「災害時の危険性が大」の3段階で評価する
4	実現性	必要規模の施設を新設する場合、その配置や形態に制約を受けるかどうかに着目し、「十分な建築面積が確保可能」、「制約は受けるものの条件次第では建築面積が確保可能」、「十分な建築面積の確保が困難」の3段階で評価する
5	迅速性	経済性との相関もあるが、ここでは施設竣工までの時間に着目し、「既存の利用が駐車場、空地などで即時に施工が可能」、「既存施設の解体作業が必要」、「土地の取得や代替地の確保等に時間が必要」の3段階で評価する
6	利便性	平時には市民の利用を想定することから、駐車場からの距離や、わかりやすい場所にあるかなどを基準として「利用しやすい」、「利用できる」、「利用しにくい」の3段階で評価する

※ 防災拠点施設建設場所比較検討表を参考資料として、巻末に表示する。

新規の施設整備は、防災拠点という性質上、機能面、安全面を最優先に考えるならば、A案、C案が望ましい。一方、厳しい財政状況と早期の建設を考慮すると、土地の取得や用途地域の変更等による手続きに時間を要するD案、E案は相対的に難しい。

(2) 諸室の配置

諸室の配置は、概ね次の点を考慮して配置する。

○災害対策本部機能の中核的な諸室（災害対策本部室、オペレーションルーム、防災担当課執務室、無線室等）は隣接させて配置する。

○緊急時のオペレーション、方針決定等に支障が出ないよう、関係者以外の者の立ち入りを制限できるフロア構成とする。

(3) 構造・設備

防災拠点となる施設は、過酷な災害状況下でも、機能停止に陥らないための施設の堅牢性、ライフライン途絶時にも一定期間自立的に機能を維持できるバックアップ機能を備えた施設とする必要がある。

したがって、免震構造とするなど、巨大地震にも耐えうる構造物にする。

(4) 施設の管理・運用

防災拠点施設は、様々な危機の発生に対して、24時間の対応が求められる。

したがって、独立型の防災拠点施設を新設する場合は、原則として市が直接運営する方式を採用し、市役所本庁舎との連携・一体性を考慮した管理運営方法を検討する。

また、防災拠点施設では、災害対応の中枢を担う情報収集、指令発信などが行われるため、特に住民が立入ると業務に支障が生じる諸室については、十分なセキュリティ対策を実施する。

3.2. 今後の取組み

(1) 当面の措置

施設整備を具体化する場合、一般的には基本計画を立案し、基本設計、詳細設計、施工という経過で進められ、竣工までには数年の期間が必要となる。

したがって、災害対策本部機能と地域防災拠点機能を有する独立型の防災拠点施設を新設等するまでは、最低限の災害対策本部機能を維持できるように現庁舎を最大限活用するものとする。

(2) 事業の実施手順

防災拠点施設を新設等する場合は、現庁舎の建替えや旧中央公民館の跡地利用など市の総合政策との整合性を踏まえたうえで基本計画を作成し、必要な設備性能の水準、コスト等を再精査する。

その後、基本計画にしたがい、基本設計、実施設計、建設工事の流れで事業を進めて行くものとする。

表 基本構想の位置づけと事業の流れ

事業の流れ	内容
現在 基本構想	防災拠点施設のあり方を検討し、施設整備に関する基本方針をまとめる
STEP 1 基本計画	市の総合政策や基本構想で提示された要件を整理し、改めて、施設整備方針や必要な設備性能の水準、コスト等を整理 (基本構想をより具体化し実現するためのプランとして作成)
STEP 2 基本設計	備えるべき機能や性能・内外のデザインなどを図書としてまとめ完成時の姿を明確化 (施設整備に係る基本的事項を決定し、図面・仕様を整理・作成)
STEP 3 実施設計	基本設計図書に基づいてデザインと技術面の両面にわたって詳細な設計図書を作成 (工事実施のための設計図書を作成)
STEP 4 建設工事	実施設計図書をもとに、工事施工会社が工事請負契約に基づき施設を建設

（参考資料） 防災拠点施設建設場所比較検討表

	A案	B案	C案	D案	E案	F案	G案
位置の名称	市役所正面南側	市役所裏側	市役所正面北側	立体駐車場	第一児童公園	南駐車場	旧中央公民館
概ねの面積	900m ² （45m×20 m）	360m ² （36m×10 m）	800m ² （32m×25 m）	1500m ² （50m×30 m）	1350m ² （45m×30 m）	810m ² （30m×27 m）	1000m ² （40m×25 m）
経済性 （建築以外のコスト）	◎ 追加経費 極小 解体、用地、代替施設整備、接続通路などに係る費用が少ない	○ 追加経費 小 既存倉庫、車庫の撤去費用が必要となる。	◎ 追加経費 極小 建設工事以外の、解体、用地、代替施設整備、接続通路などに係る費用が少ない	× 追加経費 大 民間の駐車場であり、代替施設の確保などコスト面で経済性に劣る。	× 追加経費 大 公園機能の代替施設の確保が必要であり、また、地下埋設雨水調整地への影響があり経済性は劣る。	○ 追加経費 小 接続通路などに係る費用が他の案より高くなる。	△ 追加経費 中 既存施設の撤去費用が必要となることから、若干経済性には課題がある。
機能性 （庁舎との距離）	◎ 庁舎と同じ敷地連絡通路等により接続することで機能性は確保できる。	◎ 庁舎と同じ敷地連絡通路等により接続することで機能性は確保できる。	◎ 庁舎と同じ敷地連絡通路等により接続することで機能性は確保できる。	△ 庁舎に隣接する区画連絡通路等により接続することで機能性は確保できるが、道路を挟むため庁舎との距離があり機能性は若干劣る。	△ 庁舎に隣接する区画連絡通路等により接続することで機能性は確保できるが、道路を挟むため庁舎との距離があり機能性は若干劣る。	△ 庁舎に隣接する区画連絡通路等により接続することで機能性は確保できるが、道路を挟むため庁舎との距離があり機能性は若干劣る。	× 庁舎に隣接する区画庁舎駐車場、前面道路があるため、他の候補地よりかなり距離があるため機能性は劣る。
安全性 （浸水・火災延焼等）	◎ 特に問題なし 庁舎敷地内で、安全性について問題はない。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	◎ 特に問題なし 庁舎敷地内で、安全性について問題はない。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	○ 特に問題なし 庁舎敷地内で、安全性について問題はない。ただ、震災、火災延焼について、北側民家と隣接していることから影響がある可能性がある。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	◎ 特に問題なし 庁舎敷地と隣接する敷地で、安全性について問題はない。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	△ 内水氾濫影響あり 風水害発生時には内水氾濫により 1m未満の浸水が想定されている。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	○ 特に問題なし 庁舎敷地と隣接する敷地で、安全性について特に問題はないが、震災、火災延焼について、南側民家と隣接していることから影響がある可能性がある。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。	× 内水氾濫影響あり 風水害発生時には前面道路が内水氾濫により横断が困難になる場合がある。また、震災、火災延焼について、東側民家と隣接していることから影響がある可能性がある。独立した施設としての免震機能を整備する必要がある。
実現性 （確保できる面積）	○ 条件次第で確保可能 庁舎正面玄関付近で庁舎全体の景観上の課題がある。駐車場用地の確保が必要となる。	○ 条件次第で確保可能 庁舎裏側で確保できる敷地が狭隘である。	○ 条件次第で確保可能 庁舎地下駐車場の出入りに影響がある。駐車場用地の確保が必要となる。	◎ 十分確保可能 面積面では十分確保できる。	◎ 十分確保可能 面積面では十分確保できる。	○ 条件次第で確保可能 代替駐車場の確保が可能であれば用地が確保できる。	◎ 十分確保可能 面積面では十分確保できる。
迅速性 （竣工までの時間）	○ 即時に施工可能 玄関付近の改修などに時間が必要となる。	○ 要建物解体	◎ 即時に施工可能	× 要建物解体、土地取得 所有者との協議及び既存施設の撤去時間が必要となる。	× 用途変更、代替地確保 都市計画の変更手続き、公園代替地の確保に時間がかかる	◎ 即時に施工可能 代替駐車場の確保が可能であれば短時間で竣工できる。	○ 要建物解体 既存建物の解体が必要となる。
利便性 （市民の利用しやすさ）	○ 利用しやすい 庁舎前面に位置し、わかりやすく利用しやすい	△ 利用できる 庁舎裏側にあるが、道路に面し、わかりやすい。庁舎敷地内で、利用できる	○ 利用しやすい 庁舎前面に位置し、わかりやすく利用しやすい	△ 利用できる 庁舎横に位置し、わかりやすく、駐車スペースもあり、利用できる	△ 利用できる 庁舎横に位置し、わかりやすく、駐車スペースも取れ、利用できる	× 利用しにくい 庁舎に隣接するが、奥まった感があり、わかりにくい。庁舎前駐車場から距離あり。	○ 利用しやすい 庁舎と対面し、非常にわかりやすく、駐車スペースもあり、利用しやすい。
メリット	○庁舎に近く、緊急時に職員が集まりやすい ○安全性で憂慮すべき点があまりなく、建設までの時間がかからない	○庁舎に近く、緊急時に職員が集まりやすい ○庁舎との連絡通路が最も確保しやすい ○新築せずに増築であれば、コスト低	○庁舎に近く、緊急時に職員が集まりやすい ○安全性で憂慮すべき点があまりなく、建設までの時間がかからない	○十分な建築面積が確保できる ○安全性で憂慮すべき点があまりない	○十分な建築面積が確保できる ○安全性で憂慮すべき点があまりない	○現在更地であり比較的早く施設が建設できる ○安全性で憂慮すべき点があまりない	○十分な建築面積が確保できる ○施設を見つけやすく旧中央公民館の跡地を有効利用できる
デメリット	○駐車場代替地の確保が必要 ○庁舎正面玄関の取り合いに工夫が必要	○本庁舎の倒壊又は火災時に影響を受けやすい ○市役所の裏側でプレゼンスが薄い ○増築では、免震不可	○駐車場代替地の確保が必要 ○地下入口の取り合いに工夫が必要	○民有地であるため用地に係る調整に時間がかかる ○駐車場代替地の確保が必要	○都市計画の変更手続き、公園代替地の確保に時間がかかる ○庁舎から相対的に距離があり、庁舎との往来に問題あり	○庁舎から相対的に距離があり、庁舎との往来に問題あり ○本庁舎から奥まった位置にあり、プレゼンスが薄い	○内水氾濫時に浸水する可能性がある ○庁舎から相対的に距離があり、庁舎との往来に問題あり
備考	他の案と比較すると優勢であり、C案と比較すると建築面積を確保しやすい	増築であれば、コスト低だが、安全性が劣勢であり、必要最低限の機能のため相対的に劣る	他の案と比較すると優勢であるが、A案と比較すると建築面積に限界がある	民有地であり、土地に関する費用が他の案よりかかるため経済性も相対的に劣る	都市公園であり、都市計画の変更、代替地の確保に時間と費用がかかるため相対的に劣る	機能性、実現性、利便性が劣勢であるため、他の案と比較すると相対的に劣る	既存建物解体に関する費用が他の案よりかかるため経済性で相対的に劣る

栗東市防災拠点施設のあり方検討委員会

作成：平成 26 年 12 月

後継プラン進捗状況

